

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
1	募集要項	1				はじめに	「本募集要項は、公表日から実施契約の締結日までの期間において適用する。また、実施契約における当事者については、実施契約の締結日以降であっても拘束するものとする。」ありますが、実施契約における当事者になれなかった者は、何ら拘束されないと理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	募集要項	2	第1		(3)	募集要項等	「また、優先交渉権者の選定に際して公表する上記以外の補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料(ただし、参考資料に該当する資料を除く。)も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。」とありますが、【参考資料に該当する資料】とは、具体的にどの資料を指していますか?「別紙6 守秘義務対象の開示資料の参考資料」でしょうか?参考資料として提示いただいたものに間違いがあり、事業運営に影響があった場合のリスク分担に関して、考え方をご教示ください。	参考資料とは、募集要項 第3-4(2)守秘義務対象の開示資料の貸与に基づき、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出したもの、及び参加資格があるとされた者に対し開示する予定の資料のうち、市が参考資料と分類するものを指しています。 なお、参考資料に誤りがあった場合の対応は、実施契約書(案)に基づくものとします。
3	募集要項	3	第1		(2)	募集要項等	実施方針及び実施方針に関する意見又は質問への回答に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するとありますが、一方で実施方針に関する意見又は質問への回答は募集要項等に含まないとあります。どのように整理されるのか、ご教示願います。	本募集要項は、実施方針及び実施方針に対する意見・質問を踏まえて作成したものです。 本公募は募集要項及び募集要項等に関する質問の回答に基づき行うものと整理していません。
4	募集要項	4	第2		(1)	事業の背景・目的	「・・・新たな処理工程や本事業用地内における未利用地の有効活用など、民間の創意工夫を活かした効率的かつ効果的な新たな運営方法の提案についても期待するものである。」とありますが、優先交渉権者選定基準の、どの評価項目において評価されることとなるのかご教示願います。	当該箇所は、本事業のうち附帯事業及び任意事業について述べたものです。附帯事業及び任意事業を応募者が提案する場合、提案様式「I-1 全体事業計画」をはじめ関連する各評価項目で評価されます。附帯事業は義務事業と一体的に行う事業であること、任意事業は運営権者が自らの為に行う独立採算の事業であることを鑑み、附帯事業のみ、任意事業のみの評価項目は設定していません。
5	募集要項	4	第2		(2)	基本運営方針	「・・・長期的に有効な省エネルギー技術又は発生汚泥の有効利用技術等を導入し、かつライフサイクルコストの削減を図ること。」とありますが、必須ではなく運営権者の裁量に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	基本運営方針は、本事業をより適切に実施するため、運営権者に遵守を求め事業運営上最も重要な方針です。省エネルギー技術又は発生汚泥の有効利用技術の導入は、低炭素型の下水処理を実現するために、必要だと考えています。実施手法については、提出された提案書を前提に運営権者の裁量に委ねます。
6	募集要項	5	第2		(2)	基本運営方針	「地域の資源や人材の活用」とありますが、地域と考える対象としては浜松市内との考えでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	募集要項	5	第2		(2)	基本運営方針	「・・・立地地域における経済活動や環境と調和した地域に貢献する事業運営に努めること。」とありますが、運営権者の裁量に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	基本運営方針は、本事業をより適切に実施するため、運営権者に遵守を求め事業運営上最も重要な方針です。地域経済活動や地域貢献は、事業運営に対する市民の信頼性を高めるために、配慮が必要だと考えています。実施手法については、提出された提案書を前提に運営権者の裁量に委ねます。
8	募集要項	5	第2		(3)	用語の定義	更新は「全部を取り換えること」、修繕は「一部を取り換えること」とあります。一般に修繕の方が更新よりも費用が安くなります。そのため、可能な限り修繕を中心に行い、更新の必要性を減らし、全体事業費を削減する努力をするという考え方があります。つまり、全部取り換えをすることなく、一部手直しでなるべく長く使えるように工夫します。しかし本事業においては、改築費の10分の9が市の負担となりますので、修繕よりも更新をした方が民間の負担が小さくなる。しかも工事による利益が増える、という逆転現象が起きてしまいます。もし、更新と修繕の適用に関してのルールがあれば、ご教示をお願いいたします。	募集要項第2(12)アに記載のとおり、改築に要する費用に上限を設定してあります。また、修繕に要する費用は、利用料金の中から捻出する必要があります。改築も修繕も限られた予算の中で、事業を行う必要があります。更新・長寿命化対策・修繕を組み合わせることにより、効率的に事業を執行していただくことを期待しております。
9	募集要項	5	第2		(4)	本事業の対象施設	本事業の対象となる施設は、①～③と記載されていますが、浜松市と運営権者の責任分界点を教示願います。	運営権の範囲(責任分界点)については、守秘義務対象の開示資料 関連資料9 運営権の範囲(責任分界)に関する図面に示していますのでご確認ください。
10	募集要項	5	第2		(4)	本事業の対象施設	対象外の管渠施設側との複合的な原因で生じたリスク(金銭面に限らず、事業運営自体も含めた)のリスク分担は如何になるのでしょうか?	基本的に、各施設で発生したリスクは、市、運営権者それぞれで対応することになります。市側の管理対象施設において、市の帰責事由により運営権者に増加費用又は損害が発生する場合について、実施契約書(案)をご確認ください。

No.	資料	頁	章	節	項目名	内容	回答
11	募集要項	6	第2	(5)	事業場 イ 本事業用地の貸付について	「運営権者が第2(7)アに示す義務事業を行うに当たっては、実施契約のほかには公有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。」とございますが、「附帯事業」に関しては、記載がございません。 p7第2章(7)イに「市は運営権者に汚泥を無償で提供する。また、附帯事業から得られる収入は運営権者に帰する。」と記載されております。附帯事業は収入が運営権者に帰することから、汚泥でない用地等の場合には、「実施契約のほかには公有財産賃貸借契約又は使用許可を必要とする」という認識でよろしいでしょうか。	附帯事業は、義務事業と一体的に行われることから、実施契約のほかには公有財産賃貸借契約又は使用許可は必要ありません。
12	募集要項	6	第2	(5)	事業場 イ 本事業用地の貸付について	公有財産賃貸借契約は義務事業については不要、任意事業については要、とのことですが、附帯事業についてはその定義(義務事業と一体的に行う)より、不要との理解で宜しいでしょうか。	附帯事業は、義務事業と一体的に行われることから、実施契約のほかには公有財産賃貸借契約又は使用許可は必要ありません。
13	募集要項	6	第2	(7)	事業の範囲	土木躯体及び建築物の耐震レベルは現在どのような状況ですか。	西遠浄化センターの耐震化は順次進めています。一部の施設で耐震不足となっております。ただし、今後市が耐震化工事を実施する予定です。 また、浜名・阿蔵中継ポンプ場は、耐震診断の結果、問題ないと判断しています。
14	募集要項	6	第2	(7)	事業の範囲	耐震レベルが国の基準を満たしていない場合の設備更新を補助金で行う場合の考え方をご教示願います。	沈砂池ポンプ棟に関して、運営権者が行う設備改築工事と調整したうえで市による耐震補強工事を行う予定です。その他施設に関しては、国の定める基準にしたがって行います。
15	募集要項	6	第2	(7)	事業の範囲	水処理施設上部で任意事業を行うことを提案した場合、躯体の構造照査において耐震上、問題があった場合は、補強工事は市で対応頂けますか	任意事業による荷重条件の変化により、耐震性能が低下した場合の補強は、運営権者に対応していただきます。
16	募集要項	6	第2	(7)	事業の範囲	事業の目的のひとつである「民間の活力や創意工夫を活かした効率的な事業運営」の実現のため、再委託先は運営権者の責任と裁量とし、改築、修繕及び維持を実施にあたっては、施設・設備の納入メーカー(ベンダー)にとらわれない条件となるものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示す性能等が確保されることを前提に、委託先の選定は運営権者の裁量に委ねます。
17	募集要項	6	第2	(7)	事業の範囲	「運営権者は、本事業に係る業務のうち、経営における企画・管理業務及び改築に係る監督業務を除いて第三者に委託し又は請け負わせることができる。」とありますが、経営における企画・管理業務及び改築に係る監督業務は、運営権者(SPCの社員)が行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	募集要項	7	第2	(7)	事業の範囲 ア 義務事業	本事業は、SPCに運営権を設定することで運営権者となり、貴市と同様に主体的となって本施設の運営を行うものと理解しております。従って、本事業の特性を踏まえ、改築や修繕等の実施主体は運営権者になると考えられるため、コリンズ等への登録は不要であるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)6.5(4)に示すとおり、工事実績情報サービス(CORINS)への登録は必要です。
19	募集要項	7	第2	(7)	事業の範囲 ア 義務事業	「義務」とは、運営権者が必ず担わねばならず、それに伴う事象面、対応、最終的な金銭面などの各リスクも全て運営権者が引き受けなければならないとの意味でしょうか。	原則としてお見込みのとおりです。詳細は実施契約書(案)及び要求水準書(案)をご確認ください。
20	募集要項	7	第2	(7)	事業の範囲 ア 義務事業	「・利用料金の収受」とありますが、運営権者は浜松市から利用料金を受け取るとの理解でよろしいでしょうか。	本事業はコンセッション事業であるため、概念上、運営権者は利用料金を使用者より直接収受します。 本事業においては、市は利用料金について、実施契約及び利用料金収受代行業務委託計画に基づき、運営権者を代行して、市が受け取る使用料や水道料金と併せて徴収し、運営権者に送金します。
21	募集要項	7	第2	(7)	事業の範囲 ア 義務事業	地域貢献に関する業務は、運営権者がプロポーザル時に提案した業務との理解でよろしいでしょうか。そうで無い場合、義務事業として実施する具体的内容をご教示下さい。	地域貢献に関する要求水準は、要求水準書(案)4.2地域貢献に関する事項に規定しています。本規定及び応募者が公募時に提案した内容が、義務事業として実施する内容となります。
22	募集要項	7	第2	(7)	事業の範囲 ア 義務事業	「・危機管理及び技術管理」とありますが、技術管理とはどのような業務か具体的にご教示願います。	技術管理に関する要求水準は、要求水準書(案)3.2技術管理に関する事項に規定しています。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
23	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 ア 義務事業	対象はあくまで更新工事とし、新設及び増設は対象外でしょうか。認可上、焼却炉は増設の計画があるようですが、増設後更新しなければ既設修繕時にケーキの外部搬出が発生します。その場合の事業範囲をご教示願います。	新設、増設は対象外です。暫定的なケーキ外部搬出を含む廃棄物処理は、運営権者の業務範囲となります。詳細は要求水準書(案)7.2(3)廃棄物管理に関する基準をご確認ください。
24	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 ア 義務事業	義務事業には、焼却灰等を処分する業務も含まれると思料しますが、本事業の運営権者は「下水道法施行令の一部を改正する政令等の施行について平成16年3月29日国都下企第74号)」に記載がある下水道管理者(の代行者)として自ら焼却灰等の処理を行うこととなるのでしょうか。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について(平成4年8月25日建設省都下企発代39-2号)」等も踏まえ、下水道法・廃掃法と運営権者の関係をご教示願います。	排出事業者である運営権者は、「下水道法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の両方が適用されると考えています。運営権者から発生汚泥等の処理を受託する業者には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が適用されます。
25	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	発電した電力を西遠浄化センター内で自家消費することにより、維持管理費を削減させることを目的として太陽光発電施設を設置する場合、附帯事業として実施し、太陽光発電施設の所有権は市へ移転するという理解でよろしいでしょうか。	附帯事業は、「新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行う」事業であることから、下水処理工程と直接関係のない太陽光発電は、附帯事業とはならず、任意事業に該当すると考えられます。任意事業によって新たに設置された太陽光発電施設は、運営権設定対象施設ではなく、施設の所有権は運営権者に属します。なお、太陽光発電によって得られた電力を、維持管理費を削減する目的で自家消費することは可能です。
26	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	「市は運営権者に汚泥を無償で提供する」とありますが、検討をする上で、汚泥を無償で提供いただけるという理解でよろしいでしょうか	試験用サンプルとしての汚泥は、参加資格があるとされた者のうち希望者に対して提供します。詳細は、別途公表の「守秘義務対象開示資料の追加要望等について(平成28年8月5日公表)」をご確認ください。
27	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	「市は提案概要書のうち附帯事業について、政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断する。」とございますが、その「政策方針や既存計画」とは、市の政策及び計画「全般」であり、下水道に係る事業計画や長寿化計画等「のみ」の整合性ではないとの認識でよろしいでしょうか。例えば、下水道事業計画には掲載されていないが、浜松市の「浜松市総合計画(基本構想/ビジョン/戦略)」や「浜松市エネルギービジョン」に整合性がある 等	お見込みのとおりです。予備的審査は、評価を目的としている訳ではありません。民間事業者に創意工夫を活かした提案をしていただくためにも、市の政策方針や既存計画との大きな不整合がない限り、実施可能とします。
28	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	「附帯事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。」とございます。「費用縮減」とは、「LCCの縮減」であると認識しておりますが、附帯事業のLCC算出におけるイニシャルコストは、国補助金を除いたコストであるという認識でよろしいでしょうか。	LCC縮減について検討する場合のイニシャルコストには、国補助金を含めて算定してください。
29	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	汚泥処理と一体的に行う消化ガス発電事業を導入しようとした場合、消化汚泥の処理のために既設脱水機を適用することになると考えます。この場合、既設汚泥脱水機で消化汚泥が脱水できるか検討した経過があればご提示をお願いします。また既設を利用できると判断できない場合は、新たに運営権者にて脱水機の機種を検討するものと考えますが宜しいですか。	消化汚泥を脱水できるか、検討した経緯はありません。更新時の脱水機の機種選定は、運営権者にて検討していただきます。
30	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	汚泥処理と一体的に行う消化ガス発電事業を導入しようとした場合、消化汚泥を脱水し、その後既設焼却炉へ投入することになると考えます。この場合、既設焼却炉で消化汚泥を焼却できるか検討した経過があればご提示をお願いします。また既設を利用できると判断できない場合は、新たに運営権者にて検討するものと考えますが宜しいですか。	消化汚泥を焼却できるか、検討した経緯はありません。更新時の焼却炉の機種選定は、運営権者にて検討していただきます。
31	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	汚泥処理と一体的に行う消化ガス発電事業を導入しようとした場合、消化槽からの分離液を既設水処理で処理することになると考えます。分離液には高濃度のりん、窒素が含まれ、返流水として水処理施設へ流入することになりますが、水処理への影響が大きいため、このような分離液を既設の水処理工程で処理できるか検討した資料があれば、開示をお願いします。	消化槽を建設する計画が無かったため、検討した資料はありません。
32	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業の実施に伴う認可変更等、国等への手続き業務は、下水道管理者である市で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
33	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業の例として消化ガス発電事業とありますが、既設に消化設備はありません。附帯事業として運営権者が消化設備の新設を含む消化ガス発電事業を提案する場合、応札額が増大する為、価格面で不利となり提案が困難なる場合が想定されます。優先交渉権者選定基準のどの評価項目において評価されることとなるのかご教示願います。	提案方法及び評価基準については、優先交渉権者選定基準並びに様式集及び記載要領をご確認ください。
34	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業の例として固形燃料化施設とありますが、義務事業である焼却炉の更新の代替として固形燃料化施設を入れた場合、義務事業との位置づけになると思慮いたします。義務事業と附帯事業の定義について、より具体的にご教示願います。	附帯事業の定義は、募集要項第2(7)イに記載のとおりです。併せて、別紙4 PFI法等における用語と本事業における用語の関係性についてもご確認ください。
35	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業における改築と義務事業における改築の区分けをご教示願います。 (仮に焼却炉を更新する場合、義務事業における改築と見なされるのでしょうか)	別紙4 PFI法等における用語と本事業における用語の関係性をご確認ください。 焼却炉を更新する場合は、義務事業における改築となります。
36	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業の「設置費・改築費」の負担は、「市・運営権者」となっていますが、その費用や収入、リスク、便益などの、市と運営権者との間での配分はどのようなのでしょうか。	附帯事業の費用負担は募集要項第2(11)アに示すとおりとなり、収入は全て運営権者に帰属します。附帯事業は、義務事業と一体的に行うことから、リスク及び便益については、実施契約書(案)の各項目をご確認ください。
37	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	「実施義務」を市が定めるのだから、義務内容として定めた事柄(その内容や水準)への責任(リスク)は市が負うものとなるのでしょうか。	市は、提出された提案を評価し、実施義務を定めることから、その内容や水準への責任(リスク)は、別途実施契約に定める場合を除いて、運営権者が負うこととなります。
38	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業(消化ガス発電等)で得られる収入は全て事業者側の収入となりますか。	お見込みのとおりです。
39	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業を行う場合の事業期間の設定は、事業者提案による(本事業は20年間であるが、例えば10年間の附帯事業を行う等)と理解してよろしいでしょうか。	原則として、事業期間終了時までを予定しています。附帯事業に関する事業期間設定については、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の実施義務を定めます。
40	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	欄外に「消化ガス発電事業」とありますが、発電事業を行うとする場合、電力会社所有の系統への接続は可能でしょうか(既設の特別高圧線の流用は可能でしょうか)。また、過去に中部電力様に系統の余裕等を確認した実績があれば結果をご教示下さい。	可能ですが、系統連携を行うための設備改築(改造)が必要となります。また、過去に中部電力へ系統連携の確認を行っていません。
41	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	p8第2章(7)ウ任意事業において「ただし、提案概要書を提出した場合であっても、応募者の判断により、提案を取り消すこともできる。」とございますが、「附帯事業」の提案概要書の取り扱いについて、ご教示願います。 (例えば、同様に取り消すことができる。等々)	提案概要書は、応募者が提出時点で想定する提案の概要を取りまとめたものであり、提案概要書で提出した附帯事業内容は、最終的な提案書において、任意事業同様取り消すことができます。また、提案概要書は、評価の対象とはなりません。
42	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業についても任意事業と同様に、提案概要書を提出した場合であっても、応募者の判断により、提案を取り消すこともできるということでしょうか。	提案概要書提出以降提案書提出までに、応募者の判断で、当該提案を取り消すことは可能です。
43	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	提案した附帯事業の内容変更、実施取りやめとなった場合に何らかのペナルティがあるのでしょうか。	事象にもよりますが、要求水準未達の場合には、是正措置が行われ、違約金(ペナルティ)が科される可能性があります。
44	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	「提案した内容を踏まえて、要求水準に運営権者の義務を定めることとする。」とありますが、優先交渉権者が決定した段階での要求水準書の改訂があるという理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	新たな処理工程は附帯事業とのことですが、既存の処理場の処理方法等も変更することはできませんでしょうか。要求水準以外に処理方法の見直しに係り制限があればご教示いただけますでしょうか。	運営権の範囲内で、要求水準を満たしていれば可能です。例えば、汚泥処理工程において既存の汚泥脱水機を異なる方式の機種に更新することは可能ですが、水処理方式を現在の標準活性汚泥法から他の方式へ変更することは、土木構築物等の変更が伴うことから、認められません。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
46	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業とは、(中略)費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう」とあります。 附帯事業の改築については義務事業と同じ扱いとなり、運営権者は改築(附設・長寿命化・更新)に係る費用の10分の1相当額を負担するものと理解しています。従い、運営権者としては、自らが負担する費用(10分の1相当額)以上を回収できれば費用縮減となります。しかし、国補助金や市の借入れを含む附帯事業全体の観点から言えば、改築に係る全ての費用(10分の10)の回収を見込んだ事業計画が必要になるのではないかと想定します。運営権者が事業を計画する際、10分の1相当額又は10分の10相当額、どちらを投資回収の判断基準とすべきかご教示ください。	事業計画作成にあたっては、改築に係る費用全額の回収の検討をいただくこととなります。
47	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業で例示されている消化ガス発電事業は、以前に愛知県豊橋市等の自治体では義務事業としてPFIで実施され、その際は処理施設の建設費をサービス購入費で賄われております。本件は消化槽等の設備負担も発生するため、公共の下支え等による採算が確保できる条件提示はされるのでしょうか。また、条件提示される場合は、その内容についてもご教示ください。	附帯事業は、義務事業と一体的に行われますので、義務事業と同様の負担関係となることを前提とします。
48	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業において、義務事業処理工程で発生する汚泥以外の副産物等(現時点では汚泥焼却時に発生する排熱などを想定しています)を無償で提供いただくことは可能でしょうか。	義務事業処理工程で発生する副産物等(排熱含む)は、原則として運営権者が利用できません。利用対象により、契約上の取決めは変わることから、具体的な事業内容については、附帯事業に関する予備的審査又は競争的対話によって、実施可否を判断することとします。
49	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業において、義務事業処理工程で発生する汚泥以外の副産物等(現時点では汚泥焼却時に発生する排熱などを想定しています)を外部に売却することは可能でしょうか。	義務事業処理工程で発生する副産物等(排熱含む)は、原則として運営権者が利用できません。利用対象により、契約上の取決めは変わることから、具体的な事業内容については、附帯事業に関する予備的審査又は競争的対話によって、実施可否を判断することとします。
50	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業は、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷軽減等の効用が発揮される事業で、ただし、提案は必須ではなく、既存の処理工程を継続しても構わない、とのことで、選定基準においても直接には配点はされておられません。言い換えると、付帯事業を提案しなくとも、費用縮減、収益発生、環境負荷軽減等が、総合的にみて優れていれば良い、と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	付帯事業に関しては、提案は必須ではないとの記載があります。提案しない場合の採点に有利/不利などはないのでしょうか。	附帯事業の提案有無による評価の優劣はありません。
52	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業	「想定される汚泥の質と発生量は、要求水準書(案)「別紙4設計条件」に示す。ただし、市は提供する汚泥の量及び質等について何ら責任を負わない。」とありますが、汚泥の質の悪化が、明らかに流入水質の影響であると判断できる場合には、その責は市にあると考えます。義務事業でも汚泥処理ができず、附帯事業でも処理できない汚泥が発生した場合の考え方を示してください。長期間にわたりこのような状況が継続し、附帯事業での事業収入が見込めない場合には、協議に応じていただけますようお願いいたします。	実施契約書(案)第49条第2項に示すように、流入水質が要求水準書で設定した基準を概ね1ヶ月にわたり継続的に満たさない場合であって、これに起因して維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務に要する費用が著しく増減した場合、かかる費用の増減部分の負担について、市と運営権者の間で協議を行うこととします。 その他のリスク分担については、実施契約書(案)の各項目に定めるとおりとなります。
53	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 イ 附帯事業 ウ 任意事業	附帯事業、任意事業ともに提案は必須ではないと理解しておりますが、優先交渉権者選定基準の、どの評価項目において評価されることとなるのかご教示願います。	附帯事業及び任意事業を応募者が提案する場合、提案様式「I-1全体事業計画」をはじめ関連する各評価項目で評価をされます。附帯事業は義務事業と一体的に行う事業であること、任意事業は運営権者が自らの為に行う独立採算の事業であることを鑑み、附帯事業のみ、任意事業のみの評価項目は設定していません。
54	募集要項	7	第2		(7)	事業の範囲 ウ 任意事業	附帯事業において、汚泥を無償で提供いただけるという事ですが、汚泥を任意事業で利用する場合でも無償で提供いただけますでしょうか。	汚泥を活用する任意事業は下水道技術の調査研究事業以外には想定していませんでしたが、任意事業に関する予備的審査又は競争的対話によって、実施可否を判断することとします。
55	募集要項	8	第2		(7)	事業の範囲 ウ 任意事業	任意事業において義務事業または附帯事業において発生する副産物等を任意事業で活用する場合に、本事業地内にパイプライン等を敷設することは可能でしょうか。また、敷設が可能である場合、何らかの対価を貴市にお支払いする必要はありますか。	本事業用地内にパイプラインを敷設することは、敷設場所や範囲によりますが、施設全体の機能の維持や土木躯体を含めた計画的な改築の実施のために、市と詳細な協議が必要です。また、任意事業のためにパイプラインを設置する場合、運営権者は、募集要項改訂版(平成28年8月5日公表)別紙3-1・別紙3-2に示した賃付料を市に支払う必要があります。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
56	募集要項	8	第2		(7)	事業の範囲 ウ 任意事業	「応募者の判断により提案を取り消すこともできる」とございますが、取り消した場合に何らかのペナルティはございますでしょうか。また、どの段階で最終的に任意事業にとりむくか否かを決定しなければならないのでしょうか。	提案概要書を提出した場合であっても、任意事業を取り消した場合のペナルティはありません。ただし、実施予定の任意事業が評価項目及び評価の視点に関係する部分について提案書に含めることができます。その場合は実施義務が生じます。
57	募集要項	8	第2		(7)	事業の範囲 ウ 任意事業	任意事業の実施にあたり、義務事業及び附帯事業の実施を目的とする特定目的会社(SPC)とは別に、任意事業の実施のみを主目的とするSPCを設立してもよろしいでしょうか。	任意事業の実施主体は、義務事業及び附帯事業を実施するSPCとなります。なお、SPCが当該任意事業の実施主体となり、任意事業の実施を請け負う協力企業を設立し、SPCの管理下で実施体制を構築することについて、市は妨げません。
58	募集要項	8	第2		(7)	事業の範囲 ウ 任意事業	任意事業の実施にあたり、義務事業及び附帯事業の実施を目的とする特定目的会社(SPC)とは別に、任意事業の実施のみを主目的とするSPCを設立してもよろしいでしょうか。	任意事業の実施主体は、義務事業及び附帯事業を実施するSPCとなります。なお、SPCが当該任意事業の実施主体となり、任意事業の実施を請け負う協力企業を設立し、SPCの管理下で実施体制を構築することについて、市は妨げません。
59	募集要項	8	第2		(7)	事業の範囲 ウ 任意事業	「関係法令を遵守し・・・任意事業を行うことができる。」とありますが、構築物(太陽光設備含む)の新設に制約を受けるような関係法令および場所はありますか。	ご提案の内容により異なります。
60	募集要項	8	第2		(7)	事業の範囲 ウ 任意事業	事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行うとありますが、「義務事業」や「附帯事業」との間に共通経費が存在するときに、その費用配分の基準は如何にして定めるのでしょうか。	配賦基準は運営権者が決定することです。例えば人数比や面積比というような合理的な基準で配賦計算し、説明可能な状態としてください。
61	募集要項	8	第2		(7)	事業の範囲 ウ 任意事業	任意事業を行う場合の事業期間の設定は、事業者提案による(本事業は20年間であるが、例えば10年間の任意事業を行う等)と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	募集要項	8	第2		(7)	事業の範囲 ウ 任意事業	事業期間中に任意事業を提案し新たに実施する場合は事前に浜松市様の承諾を必要とするとありますが、その承諾の基準についてご教授下さい。	市の政策方針や既存計画との大きな不整合がない限り、実施可能とします。
63	募集要項	8	第2		(7)	事業の範囲 ウ 任意事業	多目的広場の利活用について、公園維持管理費用の圧縮のため一般開放を取りやめることは可能でしょうか。	一般開放は必須です。
64	募集要項	8	第2		(7)	事業の範囲 ウ 任意事業	太陽光発電施設を運営権者自らが設置し、発電した電力を固定価格買取取り制度を活用し売り電するような事業は任意事業に該当するという理解でよろしいでしょうか。また、発電した電力を維持管理費を削減させることを目的として西遠浄化センター内で自家消費する場合も、水処理プロセスに直影響を与えないため、任意事業に該当するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	募集要項	8	第2		(7)	事業の範囲 ウ 任意事業	任意事業実施において補助金の返還が必要な場合は、運営権者が負担するとございますが返還が必要な任意事業及びその返還額などの想定がございましたらご教授下さい。	再生可能エネルギー利用以外は補助金返還が必要と理解していますが、個別に国と協議が必要と考えています。
66	募集要項	8	第2		(7)	事業の範囲 ウ 任意事業	「任意事業の実施にあたり、本事業用地及び施設を活用する場合(後略)」とあります。任意事業に活用が想定される「事業用地」に補助金を利用した経緯があり、返還が必要になると想定されることがあればご教示ください。	再生可能エネルギー利用以外は補助金返還が必要と理解していますが、個別に国と協議が必要と考えています。
67	募集要項	8	第2		(7)	事業の範囲 ウ 任意事業	太陽光発電等を考える場合、電力会社及び経済産業局との協議のタイミングによって事業性が異なって参ります。事業性を固める為に下水道事業審査開始前に独自に協議を始めても宜しいでしょうか。	応募者の責任において協議を進める分には、問題はありません。
68	募集要項	8	第2		(7)	事業の範囲 ウ 任意事業	太陽光設備認定の申請は、現時点では浜松市様にしか出来ませんが、優先交渉権者が確定する前に申請いただくことは可能でしょうか。その場合、8月中に申請いただくことは可能でしょうか。	再生可能エネルギー固定価格買取制度の申請は、運営権者自ら行っていただきます。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
69	募集要項	8	第2		(7)	事業の範囲 ウ 任意事業	「ウ 任意事業」について、「任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう」「事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し(後略)」とあります。この「本事業用地及び施設を活用する場合は」との表現から、仮りに「本事業用地及び施設」以外の場所で行う事業であっても、任意事業としてお認め頂けるものがある、と読み取れます。この理解は正しいでしょうか。	任意事業は、原則として本事業用地及び施設において実施することを想定しています。任意事業のために本事業用地及び施設に設備を設置する場合は、貸付料が発生しますが、設備の設置を行わずに任意事業を実施することも考えられ、原文の表記となっています。本事業用地及び施設以外の場所で任意事業を検討する場合は、任意事業に関する予備的審査を受けて市に実施可否を確認してください。
70	募集要項	9	第2		(7)	事業の範囲 表2 附帯事業と任意事業の整理	事業性向上の観点より、附帯事業の施設(設備)所有権を第三者(例:リース会社)等とすることはできませんでしょうか。	附帯事業のために導入した新規設備の所有権を市以外の者にすることはできません。
71	募集要項	9	第2		(8)	事業期間 ア 本事業の事業期間	附帯事業及び任意事業において「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(FIT法)に基づく事業を行う場合には、「工事期間+20年間」に渡り事業を行うことが必須となるものと考えておりますが、FIT法に基づく事業(再エネ事業)を実施する場合には、当該再エネ事業は本事業の事業期間を超えて実施できるとの認識で宜しいでしょうか。	全ての事業は、本事業期間内で実施していただくことになります。
72	募集要項	9	第2		(8)	事業期間 ア 本事業の事業期間	別途貸出いただいている参考資料6「浜松市下水道事業会計決算書」には、本事業の収支は含まれていないと理解していますが正しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	募集要項	9	第2		(8)	事業期間 ウ 運営権の存続期間	運営権の存続期間が最長25年の記述がありますが、次の事業運営に本事業の運営権者が応募することを妨げるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	募集要項	10	第2		(8)	事業期間 エ 本事業期間終了時の取扱い (ア) 運営権設定対象施設の引き渡し	「本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引き渡さなければならない」とありますが、契約関係の明確化のため、運営権者は市に引渡し、その後市と第三者の契約に基づき、市が第三者へ引渡すとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項第2(8)エ(ア)及び実施契約書(案)第69条第1項に記載のとおりとなります。例えば、本事業終了日翌日より、次の公共施設等運営事業が開始される場合は、事業終了日を境に運営権が次期運営権者に設定されるため、本事業運営権者と次期運営権者で運営権設定対象施設の引き渡しがされる方が円滑に進むと考えています。
75	募集要項	10	第2		(8)	事業期間 エ 本事業期間終了時の取扱い (ア) 運営権設定対象施設の引き渡し	「施設」ではなく、「施設をも含めた事業」と思慮します。	募集要項第2(8)エ(ア)及び実施契約書(案)第69条第1項に記載のとおり、引き渡しの対象は、運営権設定対象の「施設」となります。
76	募集要項	10	第2		(8)	事業期間 エ 本事業期間終了時の取扱い (ウ) 原状回復費用等	「要求水準書(案)「第11章(1)施設機能確認」に示す基準」とは当該項目の「継続して運転管理することに支障のない状態」を指すのでしょうか。(具体的な数値基準等は存在しないとの理解で宜しいでしょうか。)	事業開始前の時点で本市から維持管理業務を受託している者(以下「受託者」という。)が施設機能確認を行い、作成した調書を基に、市、受託者及び運営権者の三者による現状確認を行います。運営満了時の施設機能確認については、事業開始時に準じた方法で実施します。
77	募集要項	10	第2		(8)	事業期間 エ 本事業期間終了時の取扱い (イ) 任意事業等に係る運営権者が所有する資産等	「市は、運営権者が所有する任意事業等に係る資産のうち、市又は市の指定する者が必要と認めた場合残存価値を勘案し買い取ることができる」とありますが、事業運営のノウハウに関わる資産については引渡しができないものがあり、資産及び価格については運営権者との協議事項であるとの理解でよろしいでしょうか。	買取価格の算定方法は、募集要項第2(8)エ(イ)及び実施契約書(案)第69条第3項に示すとおりです。
78	募集要項	10	第2		(8)	事業期間 エ 本事業期間終了時の取扱い (イ) 任意事業等に係る運営権者が所有する資産等	運営権者が市から本事業開始日までに受領した「運営権者譲渡対象資産」は、本事業開始日時に実施した譲受手法と同様の措置で運営権者が市に譲渡するとの理解でよろしいでしょうか。	買取価格の算定方法は、募集要項第2(8)エ(イ)及び実施契約書(案)第69条第3項に示すとおりです。

No.	資料	頁	章	節	項目名	内容	回答
79	募集要項	10	第2	(8)	事業期間 エ 本事業期間終了時の取扱い (イ) 任意事業等に係る運営権者が所有する資産等	市又は市の指定する者が買い取る資産が本事業用地上に存在する場合は、現状有姿で引き渡す。とあるが、買取価格に合意できない場合は、物件を引き上げて原状に復すればよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	募集要項	10	第2	(8)	事業期間 エ 本事業期間終了時の取扱い (イ) 任意事業等に係る運営権者が所有する資産等	「・・・、売却される資産の額が少額である場合には、・・・」とありますが、少額とは具体的にどの程度の金額を想定されているかご教示願います。	市と運営権者が合意した金額となります。
81	募集要項	10	第2	(8)	事業期間 エ 本事業期間終了時の取扱い (オ) 業務の引継ぎ	引継ぎに係る費用のうち、運営権者で係る費用は運営権者、市又は市が指定する第三者に係る費用はその引継ぎを受ける側の費用負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	募集要項	11	第2	(9)	使用料及び利用料金 ア 本事業における使用料及び利用料金の定義	西遠処理区と他の処理区と同一との考えが示されているが、西遠処理区以外の事由により使用料が改定される際の取扱いについてご教示ください。	運営権者が収受する利用料金見込額が同額となるよう、協議の上利用料金設定割合を調整することになります。
83	募集要項	11	第2	(9)	使用料及び利用料金 ア 本事業における使用料及び利用料金の定義	「・・・汚水排出量が同じであれば、西遠処理区と他の処理区で同一となる。」とありますが、処理費用が著しく差異がある場合の処置についてご教示願います。	処理区によって処理費用が異なった場合であっても、使用者が支払う金額は同一となります。
84	募集要項	11	第2	(9)	使用料及び利用料金 ア 本事業における使用料及び利用料金の定義	本処理区の使用者は、新しく運営権者との間に「使用契約(私契約)」を結ぶ必要はないのでしょうか？ 当然にして使用契約が発生したとすることが法的にできるのでしょうか？	平成28年2月26日に公布した浜松市下水道条例の一部を改正する条例により、平成30年4月1日施行で浜松市下水道条例第31条第1項に「使用者(西遠処理区における使用者に限る。)は、指定施設に係る公共施設等運営権者に対し、利用料金を納めなければならない。」と規定されます。
85	募集要項	11	第2	(9)	使用料及び利用料金 ア 本事業における使用料及び利用料金の定義	下水道の接続促進について、市、運営権者のどちらの責務で行うのでしょうか。	市の業務範囲です。
86	募集要項	11	第2	(9)	使用料及び利用料金 ア 本事業における使用料及び利用料金の定義	受益者負担金については、すべて市の収入とするのでしょうか。設備の増設等を行う場合は、その一部の負担していると考えます。	受益者負担金は、主に管路整備に要した費用に充当しているため、市の収入とします。
87	募集要項	11	第2	(9)	使用料及び利用料金 ア 本事業における使用料及び利用料金の定義	運営権者より使用料等または利用料金設定割合の改定を提案する場合、改定が認められない事例等があればご教示ください。	提案の内容、その時点における社会環境等を総合的に考慮して判断いたします。
88	募集要項	11	第2	(9)	使用料及び利用料金 ア 本事業における使用料及び利用料金の定義	運営権者が収受する利用料金の決定方法について、利用料金の上限、幅、変更方法等をご教示願います。 PFI法 第17条利用料金に関する事項、第23条1項、2項等に定められているものと認識しております。	利用料金の上限及び幅については、平成28年2月26日に公布した浜松市下水道条例の一部を改正する条例により、平成30年4月1日施行で浜松市下水道条例第31条第2項に規定されます。変更方法は募集要項第2(10)利用料金の設定並びに収受及び実施契約書(案)第45条及び第46条をご確認ください。
89	募集要項	11	第2	(9)	使用料及び利用料金 イ 使用料等の改定	「運営権者は5年に1回、料金改定に関して市に提案できるものとし」とありますが、運営権を延長した場合、平成50年度には料金改定ができないという理解でよろしいでしょうか。延長した場合は、改定の機会を頂きたくご検討をお願いします。	合意延長が行われた場合であっても、平成50年度に使用料等の改定の提案はできません。

No.	資料	頁	章	節	項目名	内容	回答
90	募集要項	11	第2	(9)	使用料及び利用料金イ 使用料等の改定	需要変動については原則として運営権者の負担とされていますが、これは、5年に1回の運営権者からの使用料等の提案において、需要動向及び今後5年間の予測を踏まえた提案なされうることが前提になっているとの理解です。従いまして、「イ 使用料等の改定」の最後の文の「経済動向」の後ろに、「需要変動の状況及び予想」を加筆していただけますようお願いいたします。	原文のままとします。
91	募集要項	12	第2	(10)	利用料金の設定及び収受ア 利用料金の算定	「利用料金設定割合」は如何なる基準に基づいて決められ、または改定されるのでしょうか？一定の利潤が運営権者に確保されるような(逆に言えば、利潤が過大と市側が判断するときには引き下げられるような)基準を設けるのでしょうか？	利用料金設定割合は、市が標準的と考える運営権者の収支モデルに基づき設定するものです。運営権者のコスト縮減努力や附帯事業収益は原則として運営権者に帰属します。利潤の増加は原則として運営権者に帰属します。ただし、募集要項第2(10)イ(イ)及び(ウ)に示した事由により、著しく運営権者の収入が増加したり、負担する費用が減少したりする場合は、利用料金設定割合改定(引き下げ)の協議要件となります。基準については、実施契約書(案)第46条第7項をご確認ください。
92	募集要項	12	第2	(10)	利用料金の設定及び収受ア 利用料金の算定	利用料金設定割合の27%は、特定事業の選定時に算定されたVFM(7.6%)を市が自ら実施する場合の予定事業費総額から削減した上で定めた割合でしょうか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
93	募集要項	12	第2	(10)	利用料金の設定及び収受ア 利用料金の算定	提案時における、利用料金の設定割合を27%とされている根拠についてご教示ください。	利用料金設定割合は、市が標準的と考える運営権者の収支モデルに基づき設定していますが、具体的な根拠は、事業者選定において競争性を確保する観点から、非開示とさせていただきます。
94	募集要項	12	第2	(10)	利用料金の設定及び収受ア 利用料金の算定	利用料金が27%、使用料が73%と理解しますが、算定根拠をご教示頂けませんでしょうか。また、この割合は基本的には平成35年迄変えることができないとの理解でしょうか。	利用料金設定割合は、市が標準的と考える運営権者の収支モデルに基づき設定していますが、具体的な根拠は、事業者選定において競争性を確保する観点から、非開示とさせていただきます。利用料金設定割合の改定要件は、実施契約書(案)第46条をご確認ください。
95	募集要項	12	第2	(10)	利用料金の設定及び収受ア 利用料金の算定	「なお、応募者が提案時に用い利用料金設定割合は 27 %とする。ただし、事業開始日までの間に市が料金改定を行う場合、市は運営権者が収受する利用料金の見込総額が提案時と変わらない額となるよう利用料金設定割合の変更を行う場合がある。」と記述されています。市で、利用料金設定割合を27%とした根拠をおお示しください。	利用料金設定割合は、市が標準的と考える運営権者の収支モデルに基づき設定していますが、具体的な根拠は、事業者選定において競争性を確保する観点から、非開示とさせていただきます。
96	募集要項	12	第2	(10)	利用料金の設定及び収受ア 利用料金の算定	「ア 利用料金の算定」に、「応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は27%とする」とあります。「27%」とした根拠についてご教示ください。	利用料金設定割合は、市が標準的と考える運営権者の収支モデルに基づき設定していますが、具体的な根拠は、事業者選定において競争性を確保する観点から、非開示とさせていただきます。
97	募集要項	12	第2	(10)	利用料金の設定及び収受ア 利用料金の算定	利用料金設定割合は、VFM7.6%を考慮し、既上限3割とすることと理解しております。今回、上限3割に対し利用料金設定割合27%と10%減とした根拠をご教示ください。	利用料金設定割合は、浜松市下水道条例に定めた範囲内で、市が標準的と考える運営権者の収支モデルに基づき設定するものです。VFM7.6%を考慮して算定した結果が27%です。
98	募集要項	12	第2	(10)	利用料金の設定及び収受ア 利用料金の算定	利用料金設定割合を27%と上限3割の10%減としておりますが、平成26年9月30日閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」を反映した上で設定されたとの理解でよろしいでしょうか。	本事業は公共工事に該当しないため、利用料金設定割合の設定にあたり、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」について反映していません。
99	募集要項	12	第2	(10)	利用料金の設定及び収受ア 利用料金の算定	「なお、応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は 27 %とする。」とありますが、運営権者決定後で構いませんので、27%として根拠について公開をお願い申し上げます。	ご意見として承り、今後の検討事項とさせていただきます。
100	募集要項	12	第2	(10)	利用料金の設定及び収受ア 利用料金の算定	「利用料金設定割合」が適切か否かの判断基準は何をもってするのでしょうか？他地区の利用者と同一の使用料金等を払っても、同一のサービスではない状態(上回ったとき、あるいは下回ったとき)が発生したときには「料金設定割合」を変更するのでしょうか？そのときには、同一料金での同一サービスとならないのではないのでしょうか。	利用料金設定割合は、市が標準的と考える運営権者の収支モデルに基づき設定するものです。また、使用者が支払う金額は、浜松市下水道条例の規定に基づき算出されるため、どの処理区でも同じとなります。したがって、同一料金で同一サービスとなります。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
101	募集要項	12	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 イ 利用料金の算定	「事業開始日までの間に市が料金改定を行う場合」とありますが、実際に予定される改定幅についてご教示ください。(参考資料7 P4 浜松市下水道事業中期財政計画にあった「H29年度に5%改定」、が該当するのでしょうか?)	中期財政計画策定時点には、「平成29年度に5%改定する」としていました。実際の改定時期及び改定幅は現時点では未確定です。
102	募集要項	12	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 イ 利用料金設定割合の改定	市と運営権者が行う利用料金設定割合の改定についての協議は、(ア)～(エ)に示された事由によって生じる追加収入及び追加負担を、市と運営権者との間で調整することが目的である、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
103	募集要項	12	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 イ 利用料金設定割合の改定	「利用料金設定割合の改定」は、議会による議決事項でしょうか。あるいは、浜松市水道事業及び下水道事業管理者が定めるものでしょうか。	浜松市下水道条例において定める、上限(3割)の範囲内であれば管理者の定める割合を乗じて得た額に相当する額としています。したがって、3割までの範囲内であれば議会による議決は不要となります。
104	募集要項	12	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 イ 利用料金設定割合の改定 (ア) 料金改定に伴う利用料金設定割合の改定	5年に1回の使用料等の改定及び利用料金設定割合の改定の基準が不透明で事業計画の策定が難しいことが考えられます。もう少し定量的な目安等を設定頂くことは可能でしょうか。	原文のままとします。
105	募集要項	12	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 イ 利用料金設定割合の改定 (イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定	直近3年間の累積とは、年比値の累積か月比値の累積のいずれであるかご教示ください。	実施契約書(案)第46条第7項をご確認ください。
106	募集要項	12	第2	1	(10)	利用料金の設定及び収受 イ 利用料金設定割合の改定 (イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定 a	市の利用料金見込額から直近3年の間に累積で5.5%以上増減した場合は、①累積で5.5%以上減少した場合は、当該減少分は市の負担に、②累積で5.5%以上増加した場合は、当該増加分は市の帰属になるよう、利用料金設定割合を見直す建付として頂きたいと考えております。需要変動を一定の範囲内に抑える建付は、SPCに対するプロジェクトファイナンスを組成する上では必須であると考えます。	原文のままとします。
107	募集要項	12	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 イ 利用料金設定割合の改定 (イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定 a	「臨時的に市と運営権者は利用料金設定割合の改定等について協議を行うことができる。」とされている。「a 急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、運営権者が収受する利用料金が、市が参考資料集で示した利用料金見込額から直近3年の間に累積で5.5%以上増減し、さらに継続的に運営権者の収入が増減することが予想される場合」の5.5%以上増減を設定した根拠をお示しください。	市が標準的と考える運営権者の収支モデルに基づき算定した結果、経営に著しい影響が及ぶ利用料金の増減値として5.5%となりました。その具体的な根拠を示すことは、利用料金設定割合及びVFMの内訳を開示することになり、事業者選定において、競争性を確保する観点から、非開示とさせていただきます。
108	募集要項	12	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 イ 利用料金設定割合の改定 (イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定 b	国内企業物価指数には本運営事業に直接関係のない物価指数も多種含まれるため、本指数の総平均とは本運営事業と関連する電力、工業製品等に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	利用料金設定割合の改定の協議要件として、国内企業物価指数(電力・都市ガス・水道)を加えました。募集要項改訂版(平成28年8月5日公表)第2(10)イ及び実施契約書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)第46条第7項第3号をご確認ください。
109	募集要項	12	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 イ 利用料金設定割合の改定 (イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定 b	国内企業物価指数には本運営事業に直接関係のない物価指数も多種含まれるため、3%増減根拠となる評価対象項目(電気、工業製品等)の詳細をご教示ください。	利用料金設定割合の改定の協議要件として、国内企業物価指数(電力・都市ガス・水道)を加えました。募集要項改訂版(平成28年8月5日公表)第2(10)イ及び実施契約書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)第46条第7項第3号をご確認ください。

No.	資料	頁	章	節	項目名	内容	回答
110	募集要項	12	第2	(10)	利用料金の設定及び収受イ 利用料金設定割合の改定 (イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定 b	国内企業物価指数には、繊維・パルプ・電子部品など本事業に直接関係のない物価指数も含まれた合計の平均値となります。総平均ではなく、本事業に關係する項目(電力・都市ガス・水道など)の数値に限定していただきますようお願いいたします。	利用料金設定割合の改定の協議要件として、国内企業物価指数(電力・都市ガス・水道)を加えました。募集要項改訂版(平成28年8月5日公表)第2(10)イ及び実施契約書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)第46条第7項第3号をご確認ください。
111	募集要項	12	第2	(10)	利用料金の設定及び収受イ 利用料金設定割合の改定 (イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定 b	イ(イ)bの国内企業物価指数(総平均)ですが、電気代など、本指数ではカバーできないケースが想定されます。「電力・都市ガス・水道」等の関連する個別指数の増減も反映する仕組みとしていただくことはできないでしょうか。	利用料金設定割合の改定の協議要件として、国内企業物価指数(電力・都市ガス・水道)を加えました。募集要項改訂版(平成28年8月5日公表)第2(10)イ及び実施契約書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)第46条第7項第3号をご確認ください。
112	募集要項	12	第2	(10)	利用料金の設定及び収受イ 利用料金設定割合の改定 (イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定 b	「電気料金単価等が著しく変動し、さらに継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合」についても、物価変動の場合と同様、当該費用の増減に連動して料金収入も増減するよう、利用料金設定割合を見直す建付として頂きたいと考えております。ユーティリティコストの変動幅を一定の範囲内に抑える建付は、SPCに対するプロジェクトファイナンスを組成する上では必須であると考えます。	利用料金設定割合の改定の協議要件として、国内企業物価指数(電力・都市ガス・水道)を加えました。募集要項改訂版(平成28年8月5日公表)第2(10)イ及び実施契約書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)第46条第7項第3号をご確認ください。
113	募集要項	12	第2	(10)	利用料金の設定及び収受イ 利用料金設定割合の改定 (イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定 b	「臨時的に市と運営権者は利用料金設定割合の改定等について協議を行うことができる。」とされている。「b 日本銀行が公表する国内企業物価指数(総平均)が、直近3年の間に累積で3%以上増減し、さらに継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合」の3.0%以上増減を設定した根拠をお示ください。	市が標準的と考える運営権者の収支モデルに基づき算定した結果、経営に著しい影響が及ぶ費用の増減の参考値として3%となりました。その具体的な根拠を示すことは、利用料金設定割合及びVFMの内訳を開示することになり、事業者選定において、競争性を確保する観点から、非開示とさせていただきます。
114	募集要項	12	第2	(10)	利用料金の設定及び収受イ 利用料金設定割合の改定 (イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定 b	日本銀行が公表する国内企業物価指数(総平均)が直近3年の間に、①3%以上増加した場合は、当該増加分は市の負担に、②3%以上減少した場合は、当該減少分は運営権者の負担とし、当該物価変動により増減した費用に連動して料金収入も増減するよう、利用料金設定割合を見直す建付として頂きたいと考えております。物価変動を一定の範囲内に抑える建付は、SPCに対するプロジェクトファイナンスを組成する上では必須であると考えます。	原文のままとします。
115	募集要項	12	第2	(10)	利用料金の設定及び収受イ 利用料金設定割合の改定 (イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定 b	国内企業物価指数には、本事業に多くの割合を占める産業廃棄物(焼却灰・脱水汚泥)の地元における処分引取費用が考慮・反映されておりません。別途考慮した数値としていただきますようお願いいたします。	原文のままとします。
116	募集要項	12	第2	(10)	利用料金の設定及び収受イ 利用料金設定割合の改定 (イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定 b	例示されている様な事業環境の著しい変化があった場合、下水道使用者が支払う料金の改訂を前提とするのではなく、設定割合の改訂協議が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	市全体の使用料等の改定を適切に行うことが、優先事項と考えておりますが、使用料等の改定が機動的に行えない場合に備えて、事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定協議の機会を設定しています。
117	募集要項	13	第2	(10)	利用料金の設定及び収受イ 利用料金設定割合の改定 (ウ) 法令等の変更又は市の計画変更に伴う利用料金設定割合の改定	法令等の変更、義務事業又は附帯事業に直接関係する税制等の変更、市側の事由による義務事業又は附帯事業の内容の変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合については、当該費用の増減に連動して料金収入も増減するよう、利用料金設定割合を見直す建付として頂きたいと考えております。上記事項は、リスク量があまりに大きく、プロジェクトファイナンスを組成する上で当該リスクに対する手当てを運営権者に強いことは不可能であると考えます。	原文のままとします。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
118	募集要項	13	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 イ 利用料金設定割合の改定 (ウ) 法令等の変更又は市の 計画変更に伴う利用料金 設定割合の改定 a	「法令等の変更又は市側の事由による義務事業若しくは附帯事業の内容の変更により運営権者が負担する費用が著しく増減する場合」とありますが、市と運営権者で【著しく】の判断に差異が生じると考えられますので、目安をお示しください。	「著しく」に該当するかどうかは、個別の事例をふまえ判断いたします。
119	募集要項	13	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 イ 利用料金設定割合の改定 (ウ) 法令等の変更又は市の 計画変更に伴う利用料金 設定割合の改定 b	税制等の変更には、消費税等の変更も含まれると考えますが、直しいですか？	義務事業及び附帯事業に直接関係する税制等の変更が対象であり、広く一般に適用される消費税率の改定は本項目の対象としていません。ただし、市が必要性を検討した上で市全体の使用料等の改定を行う可能性はあります。
120	募集要項	13	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 イ 利用料金設定割合の改定 (ウ) 法令等の変更又は市の 計画変更に伴う利用料金 設定割合の改定 b	「b義務事業又は附帯事業に直接関係する税制等8の変更により、の変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合」とありますが、【の変更により、】は誤記と考えられます。ご訂正ください。	当該箇所は誤記です。以下が正です。 「b 義務事業又は附帯事業に直接関係する税制等 ⁸ の変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合」 公表済みの募集要項改訂版(平成28年6月30日公表)より反映済みです。
121	募集要項	13	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 イ 利用料金設定割合の改定 (エ) その他市が必要と認める 場合	「下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合」とは、具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか。	本項目は、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて、公益上の観点で必要な場合に限られ、例外的に市が発意するもので、現時点では具体的な想定はしていません。
122	募集要項	13	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 ウ 利用料金の構成内容	「実施契約締結後、市と運営権者は利用料金を定める」と記載されておりますが、利用料金の設定については事業契約締結前から協議をする必要はないのでしょうか。	本項目が示すものは、利用料金設定割合の構成です。利用料金は浜松市下水道条例に従って市が定める割合によって算定されます。
123	募集要項	13	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 ウ 利用料金の構成内容	表4は運営権者が支払う費用、または必要とする利潤の一覧かとお見受けしますが、これらをすべて賄うような形で運営権者に帰属する利用料金が設定される、と理解すれば直しいのでしょうか。	表4は、運営権者が収受する利用料金の構成であり、支払う費用及び租税公課並びに利潤がその内訳となります。その上で、利用料金は、市が標準的と考える運営権者の収支モデルに基づき設定するもので、運営権者の費用及び租税公課並びに利潤がすべて含まれます。
124	募集要項	13	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 ウ 利用料金の構成内容	利用料金の構成の中には改築費の10分の1や維持管理に係る消費税等の費用も含まれるものと考えますが、税制改正等で増税となった場合には、料金改定の協議に応じていただけるとの理解でよろしいのでしょうか。	法人税や消費税の改定のように、広く一般に適用される税制等の変更については、利用料金設定割合の改定要件には含めていません。
125	募集要項	13	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 ウ 利用料金の構成内容	ここで言う「b.支払利息」とは、運営権者による金融機関等からの借入金に対して、実際にかかる金利を元に計算される利息のことでしょうか。	表4は、義務事業及び附帯事業における利用料金と運営権者の費用との関係を例示したものです。
126	募集要項	13	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 ウ 利用料金の構成内容	ここで言う「b.支払利息」には、運営権者がその株主から借入れをする場合の株主ローンに対する利息についても含まれるとの理解でよろしいのでしょうか。	表4は、義務事業及び附帯事業における利用料金と運営権者の費用との関係を例示したものです。利息の算入不算入によって設定割合に影響するものではありません。
127	募集要項	13	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 ウ 利用料金の構成内容	改築などのための設備投資資金や事業に必要な運転資金などの借入金への利息は、実際ベースで算入できるのでしょうか？算入不算入の基準はあるのでしょうか？(経営者努力を働かせるために、算入できる金利には一定の上限を課すことがなどがあり得るのでしょうか？)	表4は、義務事業及び附帯事業における利用料金と運営権者の費用との関係を例示したものです。利息の算入不算入によって設定割合に影響するものではありません。
128	募集要項	13	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 ウ 利用料金の構成内容	表4利用料金の構成の中には、改築に係る運営権者が負担する費用(1/10)並びにその支払利息も含まれており、現在の西遠流域負担金と比較すると、改築に係る費用分が追加されており、ここで既にVFMが創出されているとの理解でよろしいのでしょうか。	市が過去に静岡県に支払った西遠流域負担金には、改築に係る費用が含まれています。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
129	募集要項	13	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 ウ 利用料金の構成内容	改築に係る運営権者が負担する費用の10分の1相当額のうち、(年割か金額指定かわかりませんが)減価償却相当額を利用料金により收受するという事でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。 なお、運営権者が負担した改築に係る費用のうち、本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額の算定方法は、関連資料5に示しています。
130	募集要項	13	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 ウ 利用料金の構成内容	d.改築費は、提案時の改築計画に基づき毎年一定金額がSPCに支払われますが、事業開始の初期段階などにおいては、SPCが工事発注しなくとも入金されるため、前受金もしくは預り金として取り扱うことと考えますが、正しいですか？	改築費のうち市負担分については、工事完了検査の合格前に支払われることはありません。運営権者が負担する改築費については、利用料金等の自己財源で賄うことになり、会計基準に則り適切に処理して下さい。
131	募集要項	13	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 ウ 利用料金の構成内容	この「利潤」は一定の金額あるいは割合として認められるのでしょうか？そうであれば基準をお示しください。また構成を検討するときの「利潤」を実績(経営努力)により上回ったときには、「利用料金設定割合」の改定(引き下げ)の事由となるのでしょうか？	利潤については、一定の金額又は割合を前提としていないため、利潤の増加は原則として運営権者に帰属します。 ただし、募集要項第2(10)イ(イ)及びウ(ウ)に示した事由により、著しく運営権者の収入が増加したり、負担費用が軽減された場合は、利用料金設定割合改定(引き下げ)の協議要件となります。
132	募集要項	13	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 ウ 利用料金の構成内容	利用料金の構成の中に、利潤が項目として含まれていますが、想定されている利潤の考え方(金額、経費に対する比率等)についてご教示ください。	VFM算定時の利潤額や経費比率について、具体的な根拠を示すことは、利用料金設定割合及びVFMの内訳を開示することになり、事業者選定において、競争性を確保する観点から、非開示とさせていただきます。
133	募集要項	13	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 ウ 利用料金の構成内容	表4利用料金の構成の中には、運営権対価の費目がありませんが、④利潤の中から運営権対価を捻出し支払うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
134	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 エ 利用料金收受代行業務	「市は、徴収した利用料金を一定期間保管し、運営権者に送金する。」とありますが、事務手続き上の保管期間が発生するものと思慮いたします。保管日数を、ご教示ください。	実施契約書(案)別紙8利用料金收受代行業務委託契約第10条をご確認ください。
135	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 エ 利用料金收受代行業務	市は2ヶ月に1回利用料金を徴収し、翌々月末日までに運営権者に送金するとの理解でよろしいですか(たとえば1・2月に徴収された利用料金は3月末に送金され、3・4月の分は5月末に送金されることとなり、運営権者は年6回の送金を受ける)	現時点での想定では、西遠処理区の利用者を偶数月奇数月に分けそれぞれ2ヶ月に1回徴収する方法となります。したがって、利用料金の送金は毎月行われる予定です。
136	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 エ 利用料金收受代行業務	「エ 利用料金收受代行業務」に、「市は利用料金について、運営権者を代行して、市が受け取る使用料や水道料金と併せて徴収する」とあります。現在は2ヶ月毎の検針・徴収サイクルでしょうか。	現在は、使用者を偶数月奇数月に分けそれぞれ2ヶ月に1回検針し徴収しています。
137	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 エ 利用料金收受代行業務	「・・・本事業に係るものを委託料として払う。」とあり、又、「詳細については実施契約書(案)に示す」とあり、金額の算定についての考え方は理解いたしました。提案に当たり、各提案者が同一条件となる様、具体的な数値をご教示願います。	守秘義務対象の開示資料 参考資料28利用料金收受代行業務の委託費算定方法に、過去の経費や算定方法を示していますのでご確認ください。
138	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 エ 利用料金收受代行業務	「実施契約とは別に市と運営権者が締結する契約に基づき、市は運営権者を代行して、利用料金を市が受取る使用料や水道料金と併せて徴収する。」とありますが、西遠処理区使用者と運営権者との契約関係につきましても明確になるとの理解でよろしいでしょうか。	平成28年2月26日に公布した浜松市下水道条例の一部を改正する条例により、平成30年4月1日施行で浜松市下水道条例第31条第1項に「使用者(西遠処理区における使用者に限る。)は、指定施設に係る公共施設等運営権者に対し、利用料金を納めなければならない。」と規定されます。
139	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 エ 利用料金收受代行業務	「市は、運営権者を代行して利用料金を市が受け取る使用料や水道料金と併せて徴収する」に対し、運営権者が代わって料金徴収まで行うことは可能でしょうか。(国土交通省下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(案)平成26年3月P.40に記載有)	本事業は市の下水道事業の一部を対象とすることから、ご示唆いただいた運営権者が市の使用料まで含めて料金徴収を行うスキーム(国土交通省「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(案)」平成26年3月P.35図16の②)を採用していません。
140	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 エ 利用料金收受代行業務	運営権者が料金徴収まで行う場合、運営権対価を例えば自ら担う業務に要する費用及び既往下水道事業債の償還に充てる等、表向きの運営権対価はなしとすることが可能という認識でよろしいでしょうか。(国土交通省「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(案)」平成26年3月P.40に記載有)	本事業は市の下水道事業の一部を対象とすることから、ご示唆いただいた運営権者が市の使用料まで含めて料金徴収を行うスキーム(国土交通省「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(案)」平成26年3月P.35図16の②)を採用していません。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
141	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 エ 利用料金收受代行業務	「エ 利用料金收受代行業務」に、「市は利用料金について、運営権者を代行して、市が受け取る使用料や水道料金と併せて徴収する」市は徴収した利用料金を保管し、翌々月末日までに運営権者に送金する」とあります。 検針・徴収サイクルは、原則貴市の決定に従うものと推察します。一方、当該サイクル次第では(例えば、2ヶ月から半年～1年に延びるなど)、資金繰りや借入金の支払利息等、運営権者の事業費用に影響し兼ねないと想定します。 第2(10)イの「利用料金設定割合の改定」に、運営権者による発意ケースとして、「検針・徴収サイクルの変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合」といった条件を加えて頂くことはできませんでしょうか。	ご質問の例のように検針・徴収サイクルを半年以上にすることは予定していないことから、原文のままとさせていただきます。
142	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 エ 利用料金收受代行業務	利用料金について「未納者への支払いの催促等については、第2(10)エに示した契約に基づき、市が運営権者によって実施する。」とございますが、未納率を減らすために運営権者側から市の担当者等へ協力・アドバイス等を行うことは可能でしょうか。またそれにより未納率が低下した場合に何らかの成功報酬を頂くことは可能でしょうか。	利用料金收受代行業務委託契約において、市と運営権者で業務調整会議の開催を求むることができますので、未納率低減へ向けた調整をする機会を設けることは可能です。ただし、未納率が低下した場合の成功報酬の設定はありません。
143	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 オ 債権の担保のための利用料金の引当て	「浜松市様は、保管した利用料金を引き当てることできる」と記載がありますが、記載の事由が発生した場合においてのみ引き当てを行い、当該預り金に対し一定割合の引当金を繰り入れるという意味ではない(引当金控除後に運営権者に送金はされない)と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
144	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 オ 債権の担保のための利用料金の引当て	「…市は、保管した利用料金を引当てることができる。」とありますが、保管した利用料金とは、市が運営権者を代行して受け取る利用料金との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
145	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 力 利用料金の未納者への対応	「未収の利用料金は運営権者の債務」とありますが、利用料金の未収が発生する場合は使用料の未納も同時に発生していると考えられますが、浜松市様も同様の認識と考えて宜しいでしょうか。違う場合は具体的にどのような状況を想定されますでしょうか。(使用料だけ支払い、利用料金は未払い等)	お見込みのとおりです。 例外としては、①下水道使用料の差押による配当②競売・破産事件における配当があった場合に差が生じます。
146	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 力 利用料金の未納者への対応	徴収した使用料等に不足がある場合、使用料と利用料金の充当優劣はどうなるのでしょうか。例えば、利用料金割合27%で使用料等が100に対し収受が50の場合、市代行回収後の運営権者への送金がいくらになるのか。通常13.5(収受額×27%)だと考えますが、その認識でよろしいですか。	徴収した使用料等が不足がある場合でも、原則として利用料金設定割合を乗じて利用料金が算定されます。
147	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 力 利用料金の未納者への対応	「未収の利用料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより、運営権者が行う。」とあるが、利用料金は、使用料金及び水道料金と一体として徴収されるため、その徴収及び未納者への督促は、利用料金設定割合に沿うものとの理解でよろしいでしょうか。	利用料金部分の督促は運営権者の責任で行うべきものですが、利用料金收受代行業務委託契約により、市が未納者への督促等を代行します。運営権者が負担する当該費用の算定については、利用料金設定割合を用いることとし、実施契約書(案)別紙8利用料金收受代行業務委託契約別紙をご確認ください。
148	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 力 利用料金の未納者への対応	「…。ただし、未収の利用料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより運営権者が行う。この際、債権回収の時期等については、市と協議し行うものとする。」とありますが、未収の利用料金は運営権者の債権であるのであれば、本事業の経営の安定性を考慮し、債権回収の時期等について協議に時間を要した場合、運営権者の裁量により決定できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
149	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 力 利用料金の未納者への対応	未収の使用料及び利用料金についての債権回収は、市と運営権者が債権回収の時機等を協議するものの、双方が別々で行うという理解になるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
150	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び收受 力 利用料金の未納者への対応	未収の利用料金について、回収不能に対する上限金額の設定を設けて頂けるのでしょうか。	設定しません。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
151	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 力 利用料金の未納者への 対応	「未収の利用料金は運営権者の債権であり」とありますが、西遠処理区使用者と運営権者との契約関係が明確になるとの理解でよろしいでしょうか。	平成28年2月26日に公布した浜松市下水道条例の一部を改正する条例により、平成30年4月1日施行で浜松市下水道条例第31条第1項に「使用者(西遠処理区における使用者に限る。)は、指定施設に係る公共施設等運営権者に対し、利用料金を納めなければならない。」と規定されます。
152	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 力 利用料金の未納者への 対応	運営権者と未納者との間では何ら契約が成立しておらず、そのリスクは市が保有するものと思慮いたします。また、運営権者が民法上の措置を執るのであれば、その旨を明記した市およびユーザー間での契約(強制執行約款等)が交わされるとの理解でよろしいでしょうか。	平成28年2月26日に公布した浜松市下水道条例の一部を改正する条例により、平成30年4月1日施行で浜松市下水道条例第31条第1項に「使用者(西遠処理区における使用者に限る。)は、指定施設に係る公共施設等運営権者に対し、利用料金を納めなければならない。」と規定されます。
153	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 力 利用料金の未納者への 対応	実施契約とは別に市と運営権者が締結する契約においては、市の所掌は利用者からの収受代行業務のみではなく、運営権者が徴収すべき料金自体についても市の責務を負うものであり、万が一、利用者より料金回収ができなかった場合は、市が不足分を負担し運営権者に支払うとの理解でよろしいでしょうか。	利用料金が回収ができなかった場合に、市は、不足分を負担し運営権者に支払うことはありません。
154	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 力 利用料金の未納者への 対応	料金未納者対応は運営権者の責務とされていますが、本来的には、市が利用料金を建て替えて市の債務とするべきだと考えます。もし、市民から利用料金だけ支払わないといった場合の対応を含めて、ご検討をお願いします。	利用料金が回収できなかった場合、市はその分を負担し運営権者に支払うことはありません。未納者への対応は運営権者にて行っていただきます。
155	募集要項	14	第2		(10)	利用料金の設定及び収受 力 利用料金の未納者への 対応	支払いの催促等は市がやられる一方で、債権回収は運営権者が行うものとされていますが、具体的にどの範囲まで、市で債権回収に係る業務を行うことを想定されていますでしょうか(民事保全法、民事執行法に基づく手続きは運営権者が行うがそれ以外は市が行う等)?	実施契約書(案)別紙8利用料金収受代行業務委託契約第1条脚注12において、市が行う未納者徴収業務の対象外を示しています。
156	募集要項	14	第2		(11)	事業の費用負担 ア 義務事業及び附帯事業	例示されている附帯事業(ex.消火ガス発電)からの収益は、「利用料金の設定」とリンクすることなく、運営権者に帰属するものと思慮いたしますがよろしいでしょうか?	お見込みのとおりです。
157	募集要項	14	第2		(11)	事業の費用負担 ア 義務事業及び附帯事業 (イ) 改築に係る業務	運営権者が改築に係る費用の10分の1相当額を負担するとある中で、設備仕様については運営権者の裁量に委ねられるべきと考えますがいかがでしょうか。	お見込みのとおりです。改築に関する要求水準を満たせば、仕様については、運営権者の裁量に委ねます。
158	募集要項	14	第2		(11)	事業の費用負担 ア 義務事業及び附帯事業 (イ) 改築に係る業務	補助金も一部充当するとのことですが、債務負担行為を取られるという理解でよろしいでしょうか。債務負担行為を取る場合年数及び更新スケジュールもご教示いただけますでしょうか。	市は実施契約を締結するに当たり、本事業期間中の債務負担行為を設定します。
159	募集要項	14	第2		(11)	事業の費用負担 ア 義務事業及び附帯事業 (イ) 改築に係る業務	国補助金の対象となる改築において、支出額の1/10相当額は運営権者の負担とありますが、利用料金から充当される受益者負担金割合5%の2倍に相当します。1/10の根拠をご教示ください。	1/10は現状の下水道事業における改築事業費に係る自己資金相当分であり、その分を運営権者負担(利用料金充当)に振り替えたものです。
160	募集要項	14	第2		(11)	事業の費用負担 ア 義務事業及び附帯事業 (イ) 改築に係る業務	改築に係る支出額について、市が借入れを予定しているとの記載がありますが、借入れ(公営企業債)の償還金と支払利息の返済原資についてご教示ください。	市が徴収する使用料等です。
161	募集要項	14	第2		(11)	事業の費用負担 ア 義務事業及び附帯事業 (イ) 改築に係る業務	運営権者が公募時に提案した改築内容が、技術革新等合理的事由により市下水道事業の発展等に貢献可能となった際は、公募時提案内容、額の変更について協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	5事業年度毎に改築計画を策定する過程で、市及び運営権者間で協議及び調整を行うこととしています。ただし、改築事業費については、実施契約書(案)第33条第3項の規定のとおり提案書類に記載された金額以内としなければなりません。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
162	募集要項	14	第2		(11)	事業の費用負担 ア 義務事業及び附帯事業 (イ) 改築に係る業務	「改築」の意思決定は誰が行うのでしょうか？短期などでの「計画」を市が決定し、施設仕様(性能発注仕様である場合も含めて)、起債や国庫負担などの資金調達のひとつも、これに基づいて決まるのならば、これから発生する「利潤(運営権者の経営への果実)」は限定されるのかと思います(運営権者の工夫の余地がありません)。また改築の実施および内容によって、その後の維持管理費の多寡にも影響がでるのではないのでしょうか？施設整備の計画策定や意思決定の仕組みを明示してください。	改築に係る企画及び調整のプロセスは、実施契約書(案)第7章をご確認ください。
163	募集要項	14	第2		(11)	事業の費用負担 ア 義務事業及び附帯事業 (イ) 改築に係る業務	国庫補助金の交付対象になるか否かに関係なく、運営権者は、改築に係る費用の10分の1相当額を負担し、市は、残り10分の9相当額を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	改築に要する費用は、原則として募集要項第2(11)ア(イ)に示すとおり、運営権者はその費用のうち10分の1相当額を、市は残り10分の9相当額を支払います。この負担割合は、補助金の対象か否かに関わらず適用しますが、運営権者の責めに帰すべき事由により標準耐用年数に満たない更新に係る費用は全額運営権者支払い※となります。 なお、実施契約書(案)第69条第2項に示すとおり、当該業務に要する費用の10分の1相当額のうち、運営権者が市に代わって支払っていた、本事業期間終了日の翌日以降に係る減価償却費相当額を、市は本事業期間終了時に運営権者に対して支払うこととしています。 ※については、実施契約書(案)(平成28年8月5日改訂版)第42条第6項をご確認ください。
164	募集要項	14	第2		(11)	事業の費用負担 ア 義務事業及び附帯事業 (イ) 改築に係る業務	「ア(イ). 改築に係る業務」において、国補助金の申請業務は貴市にて行っていただくという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
165	募集要項	14	第2		(11)	事業の費用負担 ア 義務事業及び附帯事業 (イ) 改築に係る業務	「運営権者は、改築に係る費用の10分の1相当額を負担する」とある一方、「改築を行った運営権設定対象施設は、市の所有に属し(後略)」(第2(12)イ)とあります。本事業(コンセッションスキーム)の制度設計において、運営権者が負担する減価償却費相当額の取扱いについて、国税庁・局ほか、関係当局との協議を行った経緯又は関係当局の見解がございましたらご教示ください。	今後、追加の守秘義務対象の開示資料として、参加資格があるとされた者に開示する予定です。
166	募集要項	14	第2		(11)	事業の費用負担 ア 義務事業及び附帯事業 (イ) 改築に係る業務	「ただし、運営権者は、運営権設定対象施設が要求水準書(案)「第11章(1)施設機能確認」に示す基準を満たさなかった場合、要求水準を充足させるために必要となる費用等を、本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額の支払い額から控除する方法により支払う。」とありますが、要求水準を充足させるために必要となる費用が、減価償却費相当額を上回る場合の取扱いは、どのようにお考えですか？	原状回復費用が減価償却費相当額を上回ることは想定していませんが、その場合には、市と運営権者の間で協議の上決定します。
167	募集要項	15	第2		(11)	事業の費用負担 ア 義務事業及び附帯事業 (ウ) 維持管理に係る業務	雨水(大雨時の不明水)の処理費用は、使用者負担ではなく、一般財源の範囲と考えます。運営権者が負担した雨水処理費用の対価支払いをどのように負担・精算して頂けますか？昨年度実績においても、降雨量の多い月で、約300,000m3/月も流入水が増大しております。	利用料金は、県管理下での費用実績に基づいて算定し、設定しますので、一定の不明水の処理費用は当該利用料金に含まれており、不明水による一定範囲の流入水量増加分は、原則運営権者負担となります。流入水量が、要求水準書で設定した範囲を超えて著しく変動し、それ起因して維持管理に係る費用が著しく増減した場合、かかる費用の増減部分の負担について、市と運営権者の間で協議を行います。
168	募集要項	15	第2		(11)	事業の費用負担 ア 義務事業及び附帯事業 (ウ) 維持管理に係る業務	利用料金に関係する要因について、西遠処理区における不明水の原因をご教示願います。また本事業運営期間中における不明水対策の実施計画をご教示願います。	不明水の原因としては、管路の破損・クラック、接合不良、樹木根の侵入が考えられます。現状、西遠処理区における不明水対策の実施計画はありません。
169	募集要項	15	第2		(11)	事業の費用負担 イ 任意事業	「イ. 任意事業」やその他附帯事業等において、国補助金の獲得が可能な場合は、貴市にて申請業務を行っていただくという理解でよろしいでしょうか。	附帯事業についてはお見込みのとおりです。任意事業は独立採算で行っていただくため、事務手続きが発生した場合は、運営権者が行います。
170	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	改築にかかる総額上限の278.9億円は、市が本事業の要求水準書と同水準の運営を20年間継続した場合の想定額として算出されたものでしょうか。	当該改築総額は、公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合を想定して算定された金額です。
171	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	改築にかかる総額上限の278.9億円の算出根拠は開示予定でしょうか。	具体的な根拠は、事業者選定において、競争性を確保する観点から、非開示とさせていただきます。
172	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「改築に要する総額278.9億円」の算定根拠を教えてください。	具体的な根拠は、事業者選定において、競争性を確保する観点から、非開示とさせていただきます。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
173	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「ア 改築の実施」に、「市は本事業期間中の改築に要する総額を約278.9億円(消費税及び地方消費税を含まない。)と想定している」とあります。「278.9億円」の算定根拠についてご教示ください。	具体的な根拠は、事業者選定において、競争性を確保する観点から、非開示とさせていただきます。
174	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	改築にかかる総額上限の278.9億円は、市が本事業の要求水準書と同水準の運営を20年間継続した場合の想定額に対し、民間が運営した場合のコスト削減を一定量見込んで算出されたものでしょうか。	お見込みのとおりです。
175	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「ア 改築の実施」に、「5事業年度毎の上限額は提案様式Ⅱ-1に示すとおりである」とあります。 一方、当該提案様式Ⅱ-1「LCC縮減に関する妥当性」の改築事業費において、全体事業費上限額は27,890百万円、期間上限額の合計は41,000百万円と一致しておりません。 どちらが正しい金額となりますでしょうか。 あるいは、5事業年度毎に期間上限額を超えず、かつ、20年間でも全体事業費上限を超えない条件下において、改築に係る費用配分(実施内容及び実施時期)は運営権者の裁量によるものとの理解でしょうか。	「5事業年度毎に期間上限額を超えず、かつ、20年間でも全体事業費上限を超えない条件下において、改築に係る費用配分(実施内容及び実施時期)は運営権者の裁量によるもの」とお見込みのとおりです。
176	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「ア 改築の実施」に、「5事業年度毎の上限額は提案様式Ⅱ-1に示すとおりである」とあり、当該提案様式Ⅱ-1「LCC縮減に関する妥当性」におけるH30～H34の改築事業費(期間上限額)は5,000百万円である一方、H35以降の期間上限額は、いずれも12,000百万円となっております。 H30～H34の期間上限額が、他の期間上限額と比較して低い理由(5,000百万円の根拠)についてご教示ください。	市の財政上の理由から、焼却炉の改築実施を平成35年度以降としております。平成30年から平成34年度には、焼却炉の更新費用を見込んでおらず低い金額提示となっております。
177	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	改築の総額は約278.9億円と想定され、これを上限として、応募者は改築について提案することとされておりますが、仮に実際の総額が最終的には上限を超えた金額水準で市と運営権者の間で合意されたような場合は(施設の健全度を維持するため等)、利用料金設定割合を増やして頂き、市でのご負担頂くことを検討いたします。	改築に係る業務の費用総額は、原則として上限額278.9億円として提案書類に記載された金額以内の額となります。また、利用料金設定割合の改定は、実施契約書(案)第46条の規定によります。
178	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「市は本事業期間中の改築に要する総額を約278.9億円(消費税及び地方消費税を含まない。)と想定している。」とありますが、別紙6 守秘義務対象の開示資料 参考資料 資料27中期改築シミュレーションの注意事項では、「このシミュレーションは、状態監視保全、時間計画保全対応の機器について行っています。事後保全対応機器、焼却炉は含まれていません。焼却炉は、平成35年度より50t炉1台、130t炉1台を更新する想定をしています。」と記述されています。約278.9億円には、事後保全対応機器、焼却炉の改築費用も含まれておりますでしょうか。	含まれています。
179	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	本事業期間中の改築総額の上限は278.9億円ですが、提案額がそれを下回った場合どのように評価されるのでしょうか。例えば、差額を定量化して、評価点に加点されるといふことでしょうか。または、差額分は運営対価に加算されますでしょうか。	評価項目及び評価の視点については、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
180	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「応募者は改築について提案すること」とあり、「様式2-1 LCC縮減に関する妥当性」において、改築計画を示すこととなっています。また、「提案書Ⅰ-3別紙の4 主要工事一覧」および「提案書Ⅰ-3別紙の5 設備更新に係る前提」を提示することとなっています。しかしこれらの様式のみでは、応募者の提案する改築計画を具体的に説明することができず、応募企業間の優劣をつけることも難しいのではないかと考えられます。これらの様式においては、どの程度の詳細が求められるのでしょうか。	全体改築計画(案)(収支計画4設備更新一覧)とは、提案様式「Ⅰ-3別紙 4.主要工事一覧」の間違いです。 全体改築計画(案)として提案様式「Ⅰ-3別紙 4.主要工事一覧」に、工事ごとの概算金額を記載してください。
181	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「応募者は改築について提案すること」とあり、「様式2-1 LCC縮減に関する妥当性」において5年毎の改築事業費を提出することとなっています。この改築事業費は契約事項となるの理解ですが、入札準備時と優先交渉権者の決定後とは業者に対する交渉力も変わります。また見積り業者に対して、将来20年間の金額を確約させることは困難であります。業務開始後において、実際の改築における工事費用が、民間の購買方式の工夫により低減された場合、低減分は民間のメリットとなるようなインセンティブが働くような仕組みをご検討いただけないでしょうか。	応募時の提案金額は、上限値として契約事項となりますが、低減は可能です。そのことにより、運営権者の改築に要する負担分は、運営権者にとってインセンティブになると考えています。また、工事費を低減したことにより、予定した以上の機器に対して改築を行うことが可能です。多くの機器に対し改築を行うことによる、維持管理費の低減は、運営権者にとってインセンティブになると考えています。

No.	資料	頁	章	節	項目名	内容	回答
182	募集要項	15	第2	(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「応募者は改築について提案すること」とありますが、応募者により提案される工事費に含まれる利益の割合の妥当性はどのように評価されますでしょうか。例えば、ある機器に対し、A社は低品質の機器を原価7000万円、利益3000万円で提案し、B社は高品質の機器を原価9500万円、利益5000万円で提案したとします。A社もB社も原価と利益を合わせた合計は1億円と同じになりますが、それぞれの利益率は変わります。本事業期間中における改築の総額は約278.9億円とありますが、A社とB社とでは同じ予算内で実施可能となる工事の量が異なります。今回の提案にあたって求められる様式の内容では、これら进行评估するために必要とされる資料が求められていませんが、これらはどのように評価されますでしょうか。	20年間施設機能維持に必要な改築に要する費用の提示、及びその費用の中で、改築時期の考え方、工事費を抑制する工夫を提示していただき、妥当的な改築計画となっているか評価します。要求水準を満たした上で、仕様や品質は運営権者の裁量によります。
183	募集要項	15	第2	(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「評価項目と評価の視点及び配点」において運営権対価は40点の配点とありますが、改築額の縮減に対する配点が記されていません。改築額の縮減に対する努力、工夫はどのように評価されますでしょうか。仮りに改築額の縮減に対しては評価されない場合、改築額は10分の1のみが民間の負担となるため、民間としては改築額上限の約278.9億円を使い切り、そこに高めの利益を含めることにより、利益を確保することを考えます。その場合、維持管理費において多少の損を計上しても、改築において確保した利益で補填できます。	提案様式「Ⅱ-1 LCC縮減に関する妥当性」において20年間施設機能維持に必要な改築に要する費用の提示、及びその費用の中で、改築時期の考え方、工事費を抑制する工夫を提示していただき、妥当的な改築計画となっているか評価します。
184	募集要項	15	第2	1 (12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「市は本事業期間中の改築に要する総額を約 278.9億円(消費税及び地方消費税を含まない。)と想定している。」とありますが、この中には実施設計費等が含まれている理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
185	募集要項	15	第2	(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「ア 改築の実施」とありますが、事業の発注方法は運営権者が発注者となって、実施するという理解でよろしいでしょうか。その場合の発注方法は市の発注方法にあわせるのでしょうか。	改築業務の実施主体は、運営権者となります。 第三者へ委託又は請負わせる場合は、要求水準書(案)2.2(2)委託等に関する事項及び関係法令に則り、適切な発注及び契約を行っていただくこととなります。
186	募集要項	15	第2	(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「ア 改築の実施」とありますが、事業の発注方法は運営権者が発注者となって、実施するという理解でよろしいでしょうか。その場合の発注方法は市の発注方法にあわせるのでしょうか。	改築業務の実施主体は、運営権者となります。 第三者へ委託又は請負わせる場合は、要求水準書(案)2.2(2)委託等に関する事項及び関係法令に則り、適切な発注及び契約を行っていただくこととなります。
187	募集要項	15	第2	1 (12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「市は本事業期間中の改築に要する総額を約 278.9億円(消費税及び地方消費税を含まない。)と想定している。」とありますが、施設の利便性等を考慮して、運営権者が耐用年数前に設備を処分(国庫返納分は運営権者が負担)することは可能でしょうか。	耐用年数到達前に既存設備を処分する場合は、既設使用開始時点からの経過期間により次のような取り扱いも必要となります。 ①処分制限期間未済の場合 既設撤去を行うために、国の承認が必要になり、国との協議の結果、何かしらの負担が生じる可能性があります。 また、更新に国補助金を充てることができませんので、市が補助金充当分も負担することを考慮する必要が生じます。 ②処分制限期間を経過し、標準耐用年数未済の場合 国の承認及び国補助金の返還を要せず、当該対象施設の処分が可能です。 また、更新に国補助金を充てる場合、国補助金の交付対象は当該対象施設が標準耐用年数を経過していることとされています。これによらない場合は、国との個別協議が必要となります。 なお、更新に国補助金を充てない場合、市が補助金充当分も負担することを考慮する必要が生じます。 いずれの場合も、ご質問のような施設の利便性のほか機能面、コスト面等を総合的に考慮したうえで更新が妥当だと、市と運営権者で合意できる場合は、対象施設の更新可能性はあると考えられます。しかしながら、具体的な協議が必要となりますので現時点でお答えすることは困難です。

No.	資料	頁	章	節	項目名	内容	回答
188	募集要項	15	第2	(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	市が改築を行う場合や国補助金の対象とならない改築について、市及び運営権者の費用負担の考え方をご教示ください。	改築に要する費用は、募集要項第2(11)ア(イ)に示すとおり、運営権者はその費用のうち10分の1相当額を、市は残り10分の9相当額を支払います。この負担割合は、補助金の対象か否かに関わらず適用しますが、運営権者の責めに帰すべき事由により標準耐用年数に満たない更新に係る費用は全額運営権者支払い※となります。 また、市が改築を行う場合は、実施契約書(案)第23条第1項に示すとおり、全額市負担となります。 なお、実施契約書(案)第69条第2項に示すとおり、当該業務に要する費用の10分の1相当額のうち、運営権者が市に代わって支払っていた、本事業期間終了日の翌日以降に係る減価償却費相当額を、市は本事業期間終了時に運営権者に対して支払うこととしていません。 ※については、実施契約書(案)(平成28年8月5日改訂版)第42条第6項をご確認ください。
189	募集要項	15	第2	(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について、市が改築を行うことがある。」とありますが、その場合には改築の判断に関するリスクは市であるとの理解でよろしいでしょうか。	運営権者の業務に調整が必要となる工事については、市は、運営権者と協議の上、実施する予定です。
190	募集要項	15	第2	(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について、市が改築を行うことがある。」とありますが、それに伴う費用及びリスクは、貴市が保有するとの理解でよろしいでしょうか。	運営権者の業務に調整が必要となる工事については、市は、運営権者と協議の上実施することとし、費用は市が負うことを想定しています。
191	募集要項	15	第2	(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	浜松市様が改築することがあり運営権者は協力するものとするということですが、浜松市様に協力するのは当然だと考えますが、その際の経済的損失については、運営権者が負担することになるのでしょうか。公益上の理由であるならば、何らかの協議の場を設けていただいたり、損失を補填していただく等、何らかのご配慮をいただきたく存じます。	例えば、災害発生後、遅滞なく改築を実施する必要があるが、何かしらの事情で運営権者が改築を設計・施工に着手できないような場合を想定しています。運営権者の業務に調整が必要となる工事については、市は、運営権者と協議の上、実施する予定です。
192	募集要項	15	第2	(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について、市が改築を行うことがある。」とあるが、改築により、運営権者が負担する修繕及び維持に係る費用が増加した場合は、臨時的に利用料金設定割合の協議、改定が可能との理解でよろしいでしょうか。	市が公益上の理由により実施する改築において、現段階で維持管理に係る費用が増加する場合は想定しておらず、利用料金設定割合の改定協議は行いません。
193	募集要項	15	第2	(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について、市が改築を行うことがある。」とあるが、改築により、運営権者が負担する修繕及び維持に係る費用が増加した場合は、臨時的に利用料金設定割合の協議、改定が可能との理解でよろしいでしょうか。	市が公益上の理由により実施する改築において、現段階で維持管理に係る費用が増加する場合は想定しておらず、利用料金設定割合の改定協議は行いません。
194	募集要項	15	第2	(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「ア 改築の実施」の但し書きに基づく、市が行う改築については、運営事業者の事業への支障を最小限とするための計画・方法や、支障が生じた場合の対応等を、事前に運営事業者と協議いただけますよう、お願い致します。また、「エ 本事業開始後に市が実施することを予定している工事」についても、同様にお願い致します。	「ア 改築の実施」の但し書きに基づく、市が行う改築については、実施契約書(案)第23条第1項に記すとおり、市は、運営権者と協議の上、実施します。 「エ 本事業開始後に市が実施することを予定している工事」についても、本文中にあるとおり、市は、運営権者と協議の上、市の判断で実施します。
195	募集要項	15	第2	(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したとき」とは、具体的にどのようなときを想定されているのでしょうか。	例えば、災害発生後、遅滞なく改築を実施する必要があるが、何かしらの事情で運営権者が改築の設計・施工に着手できない場合を想定しています。
196	募集要項	15	第2	(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について市が改築をおこなうことがある。とありますが、その際も改築に係る費用の10分の1を負担するという理解でよろしいでしょうか。	市が改築を行う場合の費用負担は、実施契約書(案)第23条第1項に示すとおり、全額市負担となります。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
197	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「市が公益上の理由を検討した上で必要があると判断したときは、運営権設定対象施設について、市が改築を行う場合がある」とあるが、この場合、改築費用の負担者は市という理解でよろしいでしょうか。	市が改築を行う場合の費用負担は、実施契約書(案)第23条第1項に示すとおり、全額市負担となります。
198	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	「市が改築を行うことがある」とありますが、この場合においても改築に係る費用の10分の1相当額を運営権者が負担するものでしょうか。	市が改築を行う場合の費用負担は、実施契約書(案)第23条第1項に示すとおり、全額市負担となります。
199	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	設備機器の改築に伴う土建構造物の構造確認を行う場合、既存施設の荷重条件、土質条件、構造計算モデル(耐震計算時のモデル)等については、市からご提供いただけることよろしいでしょうか。	市が保有する資料については、運営権者に必要に応じて開示します。
200	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	既設施工者の競争優位性が顕著となる特殊性の高い設備については、事業開始後も運営権者の要請に基づき、市は既設施工者からの資料を無償で運営権者に提供して頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	市が保有する資料については、運営権者に必要に応じて開示します。
201	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ア 改築の実施	改築に関する会計検査の受検の主体は市側でしょうか。	お見込みのとおりですが、運営権者においては要求水準書(案)6.5(3)会計実地検査等に関する事項に記載のとおり、会計実施検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行っていただきます。
202	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ウ 改築の対象	運営権者が一部費用を負担する改築対象施設については、入札前に特定されるという理解でよろしいでしょうか	改築対象施設については、守秘義務対象の開示資料 参考資料27中期改築シミュレーション結果にて提示しておりますが、それらは、市が本事業を自ら実施する場合に想定されるものとなり、事業者の提案及び運営権者が実施する改築を拘束するものではありません。市又は運営権者にて作成される改築計画を基に、改築実施基本協定、年度実施協定を締結し改築対象施設は特定されます。
203	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ウ 改築の対象	国補助金の対象とならない改築も対象となるとのことだが、この際にも運営権者が1/10の費用を負担するのでしょうか。	改築に要する費用は、募集要項第2(11)ア(イ)に示すとおり、運営権者はその費用のうち10分の1相当額を、市は残り10分の9相当額を支払います。この負担割合は、補助金の対象か否かに関わらず適用しますが、運営権者の責めに帰すべき事由により標準耐用年数に満たない更新に係る費用は全額運営権者支払い [※] となります。 なお、実施契約書(案)第69条第2項に示すとおり、当該業務に要する費用の10分の1相当額のうち、運営権者が市に代わって支払っていた、本事業期間終了日の翌日以降に係る減価償却費相当額を、市は本事業期間終了時に運営権者に対して支払うこととしています。 ※については、実施契約書(案)(平成28年8月5日改訂版)第42条第6項をご確認ください。
204	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ウ 改築の対象	国庫補助の対象とならない改築についても、市が10分の9相当額を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	改築に要する費用は、募集要項第2(11)ア(イ)に示すとおり、運営権者はその費用のうち10分の1相当額を、市は残り10分の9相当額を支払います。この負担割合は、補助金の対象か否かに関わらず適用しますが、運営権者の責めに帰すべき事由により標準耐用年数に満たない更新に係る費用は全額運営権者支払い [※] となります。 なお、実施契約書(案)第69条第2項に示すとおり、当該業務に要する費用の10分の1相当額のうち、運営権者が市に代わって支払っていた、本事業期間終了日の翌日以降に係る減価償却費相当額を、市は本事業期間終了時に運営権者に対して支払うこととしています。 ※については、実施契約書(案)(平成28年8月5日改訂版)第42条第6項をご確認ください。
205	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ウ 改築の対象	国庫補助の対象とならない改築は、浜松市が必要と認めたものではなく市と運営権者の合意のうえ実施するとの理解でよろしいでしょうか。	本文に記載のとおり、「協議の上、運営権者が提案し市が必要と認めたもの」が実施されるので、市と運営権者の合意があるものと考えます。
206	募集要項	15	第2		(12)	改築等の取扱い ウ 改築の対象	国庫補助金の交付対象にならない改築について、運営権者が費用負担することになっていますが、浜松市における国庫補助対象にならない改築の前例をご教示ください。	門、さく、へいその他これらに類する施設が該当します。 ただし、浜松市において、それら施設に対し改築した実績はありません。

No.	資料	頁	章	節	項目名	内容	回答
207	募集要項	15	第2	(12)	改築等の取扱い ウ 改築の対象	ウ ただし書き以降、国補助金の対象とならないが浜松市様が必要と認めた改築についてですが、現状において該当もしくは該当する可能性のある改築の案はありますでしょうか。	現状、国補助金の対象とならない施設において、改築が必要と判断される施設はありません。
208	募集要項	15	第2	(12)	改築等の取扱い ウ 改築の対象	改築の対象は、関連資料・資料1・運営権設定対象施設一覧(改築対象)のうち、平成30年までに実施する改築工事の内容を開示して頂けないでしょうか。	「関連資料7平成28年度運営権設定対象施設関連工事の発注予定(発注見通し)」をご確認ください。平成29年度発注業務は、平成29年度に公表します。
209	募集要項	15	第2	(12)	改築等の取扱い エ 本事業開始後に市が実施する工事の取扱い	現段階で、本事業開始後に市が実施することを予定している工事があるのであれば、明確にご教示願います。また、本事業開始後に市が実施する工事が決定した場合は、決定した時点で速やかに運営権者に通知いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	土木躯体に係る耐震補強工事を想定しています。実施内容や時期は、現時点で未確定なため、決定次第運営権者と協議の上、実施するものとします。
210	募集要項	15	第2	(12)	改築等の取扱い エ 本事業開始後に市が実施する工事の取扱い	「本事業開始後に市が実施する工事のうち、運営権者の業務に調整が必要となる工事について、運営権者は、市と協議の上、協力するものとする。」とありますが、協力とは具体的にどのようなことを想定されているかご教示願います。	池を空にする等の運転管理、修繕や点検時期の工程調整等を想定しています。
211	募集要項	15	第2	(12)	改築等の取扱い エ 本事業開始後に市が実施する工事の取扱い	「本事業開始後に市が公益上の判断により実施する工事については、市が費用負担する。運営権者の業務に調整が必要となる工事は、市は運営権者と協議の上、実施するものとする。」とありますが、市の実施する工事の結果、運営権者の費用負担が増加する場合には、増加分を市が負担すると考えてよろしいでしょうか？	実施契約書(案)第23条第1項に記す、協議において定めます。
212	募集要項	16	第2	(13)	市から運営権者への職員の派遣	派遣職員に対する指揮命令系統はSPCに帰属し、派遣職員は総括責任者の指示のもと日々の業務を行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
213	募集要項	16	第2	(13)	市から運営権者への職員の派遣	派遣職員に係る人件費等については利用料金の構成項目に含まれますでしょうか？	お見込みのとおりです。
214	募集要項	16	第2	(14)	運営権者が支払う運営権対価	「運営権対価は、0円以上とし…」とありますが、借入れ(公営企業債)の償還金と支払利息の返済原資に充当されるとの理解でよろしいでしょうか。	運営権対価は市の下水道事業に要する費用の一部に充当します。
215	募集要項	16	第2	(14)	運営権者が支払う運営権対価	運営権対価については、一般的に企業債償還金・利息(既設)と施設保有やモニタリング業務等の諸費用を賄うための費用と理解しておりますが、本事業では0円以上の提案であればよいとありますので、既設施設にかかる事業期間中の減価償却費相当額、施設保有やモニタリング業務等のための諸費用についても、これに含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	運営権対価は市の下水道事業に要する費用の一部に充当します。
216	募集要項	16	第2	(14)	運営権者が支払う運営権対価	「運営権者は自らが提案した運営権対価のうち4分の1(以下「運営権対価前払金」という。)については本事業開始までに支払うものとし、残る運営権対価は、事業期間にわたり分割(以下「運営権対価分割金」という。)で毎事業年度開始日の前日までに支払うものとする。」とありますが、運営権対価の前払い金にも借入金利がかかりますので、運営権者の負担を軽減するため、前払い金をなくし各事業年度開始日前日までに支払う方法への変更をお願いいたします。	原文のままとします。
217	募集要項	16	第2	(14)	運営権者が支払う運営権対価	運営権対価は、利用料金構成の「利潤」に計上することができるのでしょうか？	募集要項第2(10)イ(ウ)表4利用料金の構成の④I.利潤の中から運営権対価を捻出し支払っていただきます。
218	募集要項	16	第2	(15)	リスク分担の基本的な考え方	「本事業に係るリスクは、その自主性と創意工夫が発揮されるように、」とありますが、「その」とは何を指しますか？「運営権者」でしょうか？	運営権者です。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
219	募集要項	16	第2		(16)	事業の実施状況のモニタリング	「実施契約及び要求水準書で規定する内容が充足していないことが判明した場合、市は、運営権者に対して是正措置や要求水準違反約金を求めることができる。」とありますが、これは、「市によるモニタリング及び第三者によるモニタリングを実施した結果、実施契約及び要求水準書で規定する内容が充足していないことが判明した場合、……」との理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
220	募集要項	17	第2		(17)	保険	運営権者は市が定める基準以上の賠償責任保険を付保するものとする、とのことですが、その他に市で付保されている保険があれば、内容をご教示願います。	実施契約書(案)別紙6の第三者賠償責任保険のほか公益社団法人全国市有物件災害共済会による建物総合損害共済及び自動車損害共済に加入しています。 (建物総合損害共済の目的の範囲：建物)
221	募集要項	18	第3	2		選定スケジュール	「附帯事業及び任意事業に関する予備的審査結果の通知」後は、「可否判断に従うこと」「参加資格を保有していること」が確認されれば、次のステップ(現地調査及び競争的対話)に進める、との理解でよいでしょうか？	お見込みのとおりです。
222	募集要項	18	第3	2		選定スケジュール	募集要項等に関する質問ですが、8/5の回答に対して確認したい事項が出るのが想定されるため、第二回の質疑を設定いただけませんか？	競争的対話において市と応募者との齟齬の解消を図った上でも、さらなる質問の受付を行う必要があると市が判断した場合は、質問の機会を設ける予定です。
223	募集要項	18	第3	2		選定スケジュール	表5のスケジュールを見る限り、応募者側から本事業に関しての質問ができる最後の機会は、6月1日～6月20日であるように見受けられます。今後、より詳細の検討を進めていくにあたって、追加で確認が必要となる事項が出てくると予想されます。12月の提案書類の提出までの期間において、競争的対話実施前と実施後にそれぞれあと1回程度、質問をさせて頂く機会を設けて頂くようお願いできますでしょうか。	競争的対話において市と応募者との齟齬の解消を図った上でも、さらなる質問の受付を行う必要があると市が判断した場合は、質問の機会を設ける予定です。
224	募集要項	18	第3	2		選定スケジュール	平成29年3月に「基本協定の締結」、平成29年10月に「実施契約の締結」とあります。業務開始に伴う処理場やポンプ場内での準備作業、施設・設備等の確認、引き継ぎ作業は、いつ頃から開始してよろしいでしょうか。	基本協定書(案)第7条第4項に記載のとおり、基本協定締結後から準備行為が可能です。また、義務事業の承継は、実施契約締結後、実施契約書(案)第9条に従い実施可能です。
225	募集要項	23	第3	4	(2)	守秘義務対象の開示資料の貸与	「参加資格審査以降、市は参加資格があるとされた者に対し、追加の守秘義務対象開示資料を開示する予定である。」とありますが、水処理棟3・4系上部の活用にあたって、水処理棟3・4系の構造設計計算書が不可欠であると考えておりますが、追加の守秘義務対象開示資料としてご貸与いただくことは可能でしょうか。	参加資格があるとされた者に対し現存するものを開示しますので、追加の守秘義務対象開示資料として要望してください。
226	募集要項	23	第3	4	(2)	守秘義務対象の開示資料の貸与	今回の守秘義務対象の開示資料に含まれていませんが、平成23年度に浜松市より日本水工様に委託された「西遠処理区浸水想定区域図作成検討業務委託」の成果資料一式について開示をお願いできますでしょうか。	参加資格があるとされた者に対し開示しますので、追加の守秘義務対象開示資料として要望してください。
227	募集要項	23	第3	4	(2)	守秘義務対象の開示資料の貸与	「参加表明をする全ての者から要望を受け付け」とありますが、要望の受付詳細(時期、方法)についてご教示願います。	別途公表する「守秘義務対象開示資料の追加要望等について(平成28年8月5日公表)」をご確認ください。
228	募集要項	23	第3	4	(2)	守秘義務対象の開示資料の貸与	参加資格審査を通過した応募者に対して、処理場内にある資料室における資料の閲覧を可能とすることをご検討いただけないでしょうか。また可能な場合、8月30日の予備的審査結果の通知から、12月5日の提案書類の提出までの期間、一定の手続きのもと、複数回の閲覧を可能として頂けますでしょうか。	参加資格があるとされた者のうち希望する者に対し、資料閲覧を可能とする予定です。
229	募集要項	25	第3	4	(5)	現地調査	「評価項目と評価の視点及び配点」においては、中央監視設備の改築に関しても提案が求められております。より良い提案をするためには現状を知る必要がありますが、現地調査時に、中央監視設備の画面や操作方法、出力される帳票の確認などもさせて頂けますでしょうか。またそれらの写真撮影も許可して頂けますでしょうか。	現地調査時に中央監視設備の画面状況の確認、出力帳票の閲覧の機会を設定します。また静止画撮影を可とします。ただし、操作方法の確認は業務に支障の無い可能な範囲とします。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
230	募集要項	25	第3	4	(6)	競争的対話の実施	競争的対話の目的の一つとして、要求水準書の調整が想定されますが、調整された要求水準書等は公表されないのでしょうか。	競争的対話で調整された要求水準書等は応募者に開示する予定です。
231	募集要項	25	第3	4	(6)	競争的対話の実施	競争的対話は、全ての参加資格があるとされた者に対し、期間を定めて実施することを考えられていますか。	お見込みのとおりです。
232	募集要項	25	第3	4	(6)	競争的対話の実施	実施契約書(案)の修正は、競争的対話の期間になされるのでしょうか？実施契約書(案)の修正ができる期間はいつになりますでしょうか？	全ての者との競争的対話が終了した後、速やかに修正を行う予定です。
233	募集要項	25	第3	4	(7)	提案審査 ア 提案書の受付	「提案書の提出前に追加の質問を受け付けることがある。」と記載されています。1回目の質問回答(8月5日)以降、12月の提案書提出期限までにおいて、随時受け付けて応募企業全体に回答されることを予定されていますか。	競争的対話において市と応募者との齟齬の解消を図った上でも、さらなる質問の受付を行う必要があると市が判断した場合は、質問の機会を設ける予定です。
234	募集要項	25	第3	4	(7)	提案審査 ア 提案書の受付	「なお、提案書提出後、提案審査参加者は、第3-5(1)のPFI専門委員会において提案に係るプレゼンテーションを行うことを予定している。」とありますが、プレゼンテーションの具体的な実施方法は、別途通知いただけたらと考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
235	募集要項	26	第3	5	(2)	審査の方法 ア 資格審査	市が参加資格要件の充足を確認する際、軽微な不備に対して追加資料の提出や修正を求めることはありますか。	必要に応じて追加資料等の提出や修正を求めることがあります。
236	募集要項	26	第3	5	(4)	審査結果の公表	「事業費総額の縮減が見込めない等」以外に取り消しに該当する項目とその基準は事前に公表されますでしょうか。	応募者がいない、又はいずれの応募者も事業費総額の縮減が見込めない等のほかは想定していません。
237	募集要項	27	第3	6	(1)	基本協定の締結	「…速やかに基本協定を締結しなければならない。」とありますが、募集要項等で開示された基本協定書(案)への質問及び意見を反映し、修正された基本協定書(案)が提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
238	募集要項	27	第3	6	(1)	基本協定の締結	「優先交渉権者は、基本協定書(案)に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。」とあります。この基本協定の内容については基本協定書(案)の通りとなるのか、または貴市と運営権者との協議によって若干の修正の余地が残っているものか、ご教示ください。	原則として、優先交渉権者選定後、基本協定書(案)の修正には応じません。
239	募集要項	27	第3	6	(4)	運営権の設定及び実施契約の締結	「なお、市は、競争的対話に基づいて調整された募集要項等の修正には、原則として応じない。」とありますが、P7 (7)事業の範囲 イ 附帯事業に「市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の実施義務を定めることとする。」とあります。要求水準書は、どの時点まで変更されるのでしょうか？	優先交渉権者選定後、提案された附帯事業及び任意事業の内容を踏まえて要求水準書に運営権者の実施義務を規定します。また、事業期間中も法令等の変更や新たな任意事業の実施により、要求水準書は変更される場合があります。
240	募集要項	27	第3	6	(4)	運営権の設定及び実施契約の締結	「市と運営権者は、実施契約書(案)の内容に従い運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。」とあります。この実施契約の内容については実施契約書(案)の通りとなるのか、または貴市と運営権者との協議によって若干の修正の余地が残っているものか、ご教示ください。	募集要項第3-6(4)に記載のとおり、市は、競争的対話に基づいて調整された募集要項等の修正には原則として応じません。
241	募集要項	28	第3	6	(6)	運営権者譲渡対象資産の譲受	「運営権者は、本事業開始日に運営権者譲渡対象資産を市から譲り受ける。」とありますが、運営権者譲渡対象資産の定義をご教示願います。	実施契約書(案)別紙1の定義集(7)に記載のとおりです。
242	募集要項	28	第3	6	(6)	運営権者譲渡対象資産の譲受	運営権者が不要と判断した場合は、譲渡対象外とできるとの理解でよろしいでしょうか。また、不要な資産や高額価格が設定され譲受しないと判断した資産については、市にて撤去及び処分いただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	市は、守秘義務対象の開示資料 関連資料4譲渡対象資産一覧に掲げる資産を一括して運営権者へお渡します。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
243	募集要項	28	第3	6	(6)	運営権者譲渡対象資産の譲受	「譲渡手続は、市が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。」とありますが、無効な見積書が提出された場合の対応についてご教示願います。	市で条件等の見直しを行った上で、再度、見積書を提出していただくことになります。
244	募集要項	28	第3	6	(6)	運営権者譲渡対象資産の譲受	運営権者譲渡対象資産の明細と簿価評価額をご教示願います。	譲渡対象資産の一覧、取得価格及び譲渡予定価格は、守秘義務対象の開示資料 関連資料4譲渡対象資産一覧のとおりです。
245	募集要項	28	第3	6	(6)	運営権者譲渡対象資産の譲受	「一括払いで対価を支払い」とありますが、運営権者の資金調達コストは提案価格に含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
246	募集要項	29	第3	7	(3)	提案書類の取扱い ア 著作権	優先交渉権者であるか否かに限らず、応募者の提案書の著作権は、市が必要と認めるときは無償で使用可能とされていますが、提案書の時点では成果物ではないと考えられるため、使用に際しては著作権者との協議が必要ではないでしょうか。	著作権者に通知した上で、事業者の競争上不利益になる内容には留意し、必要な範囲で使用します。
247	募集要項	29	第3	7	(3)	提案書類の取扱い ア 著作権	「なお、本事業の公表その他市が必要と認めるときは、市は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。」とありますが、提案書には、応募者の独自の技術やノウハウが含まれることがあります。使用する際には、提案者の了解を得ていただきたくお願いいたします。	著作権者に通知した上で、事業者の競争上不利益になる内容には留意し、必要な範囲で使用します。
248	募集要項	29	第3	7	(3)	提案書類の取扱い ウ 提案書類の公開について	市が必要に応じて提案書類の一部を公開する際は、事前に提出者に対し申し入れがあると理解でよろしいでしょうか。	著作権者に通知した上で、事業者の競争上不利益になる内容には留意し、必要な範囲で公開します。
249	募集要項	29	第3	7	(3)	提案書類の取扱い ウ 提案書類の公開について	市が提案書類の一部を公開する場合には、事前に運営権者に通知し、双方合意のうえで公開するとの理解でよろしいでしょうか。	著作権者に通知した上で、事業者の競争上不利益になる内容には留意し、必要な範囲で公開します。
250	募集要項	29	第3	7	(3)	提案書類の取扱い ウ 提案書類の公開について	「市は、必要に応じて、提案書類の一部を公開する場合がある。」とありますが、提案書には、応募者の独自の技術やノウハウが含まれることがあります。使用する際には、提案者の了解を得ていただきたくお願いいたします。	著作権者に通知した上で、事業者の競争上不利益になる内容には留意し、必要な範囲で公開します。
251	募集要項	29	第3	7	(3)	提案書類の取扱い オ 提案内容の履行義務について	運営事業開始当初から実行する予定の提案内容は履行義務を負うことは理解できますが、汚泥焼却設備のように、提案時から少なくとも6年以上も先に実施する予定の提案について評価点を高く設定し履行義務を負うことは、経済環境の変化等に対応できないことになる危険も考えられます。見直しをお願いします。	提案事項は契約事項になります。経営環境の変化等があった場合でも、提案した水準は原則遵守していただきます。本事業を運営していただく上で、現時点で優れた提案が出来る事業者を選定したく評価項目としました。
252	募集要項	36	別紙 2			任意事業実施可能な敷地	附帯事業の候補地が記載されておりますが、その他附帯事業に関しては、①～③の敷地以外の敷地においても実施可能であるとの認識でよろしいでしょうか。	別紙2でお示しているのは、附帯事業ではなく、任意事業が実施可能な敷地です。
253	募集要項	36	別紙 2			任意事業実施可能な敷地	対象地①～③以外の場所であっても、提案の内容次第では、使用させていただけるような余地はございますでしょうか。(区域外任意事業、として)	本事業用地及び施設以外の場所で任意事業を検討する場合は、任意事業に関する予備的審査を受けて市に実施可否を確認してください。
254	募集要項	36	別紙 2			任意事業実施可能な敷地	任意事業実施可能な敷地図が示されていますが、ここに示されている敷地の一部において附帯事業を行ってもよろしいでしょうか。	提案内容によりしますので、お答えすることは困難です。予備的審査又は競争的対話によって、実施可否を判断します。
255	募集要項	36	別紙 2			任意事業実施可能な敷地	任意事業を提案しない場合、多目的広場を除く任意事業実施可能な敷地は運営権者の管理対象範囲に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	任意事業を実施しない場合でも、除草等未利用地の維持管理は対象業務に含まれます。

No.	資料	頁	章	節	項目名	内容	回答
256	募集要項	36	別紙 2		任意事業実施可能な敷地 ③多目的広場の利用	「原則として設備の設置は不可」と記載がありますが、すでにあるトイレのような軽微は設備であれば設置可能の考えてよろしいでしょうか。任意事業の検討に際し一定の条件の緩和及び協議の機会を要望致します。	二重覆蓋躯体、盛土、植栽、その他施設に影響のないもので、多目的広場の機能を損ねないこと等が設置可否の判断基準になります。協議は、競争的対話で行います。
257	募集要項	37	別紙 3	1	任意事業に関する貸付料 1 土地貸付料の算定方法	対象地①②の正確な面積をご教示ください②については各階の延床面積もご教示ください。	①の面積は約3,500㎡です。 ②の面積は約22,000㎡です。(※給気、排気チャンバー有) ②の各階の床面積(㎡)は下記のとおりです。 3-1系:1階 7,234.32 , B1階 3,384.25 , B2階 656.64 3-2系:1階 6,062.16 , B1階 2,402.97 4-1系:1階 5,027.41 , B1階 1,050.96 4-2系:1階 6,689.28 , B1階 2,715.56
258	募集要項	37	別紙 3	1 (2)	任意事業に関する貸付料 1 (2) 土地年額貸付料の算定方法	水処理棟3・4系上部を借用する場合、水処理躯体は建物という解釈に当たるとはでしょうか。そのように解釈される場合、建物としての水処理躯体の延べ床面積はどのような算定になるのでしょうか。	水処理棟3・4系上部を貸し付ける場合は、建物に該当します。また、水処理棟3・4系の建物延床面積は、1階・地階・給排気室が対象となります。
259	募集要項	37	別紙 3	2 (1)	任意事業に関する貸付料 2 (1) 建物の価格の算定方法	水処理棟3・4系上部を建物として借用する場合、水処理躯体は本来の目的である水処理事業にて建物経年減価償却されると理解されるべきではないでしょうか。水処理事業以外の用途である任意事業で減価償却負担が発生する場合、その解釈と負担比率をご提示下さい。	本事業用地及び運営権設定対象施設は、行政財産にあたるため、目的外使用の場合には、浜松市公有財産管理規則及び浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例が適用されます。水処理棟3・4系上部の場合、建物経年減価率に経過年数を乗じて算定します。
260	募集要項	37	別紙 3	2 (2)	任意事業に関する貸付料 2 (2) 建物年額貸付料の算定	建物年額貸付料を求める式中の「12/100」の意味づけをご教示下さい。	浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例による規定です。
261	募集要項	37	別紙 3	2 (2)	任意事業に関する貸付料 2 (2) 建物年額貸付料の算定	「使用面積」とは屋内の使用を想定しているものと理解して宜しいでしょうか。	屋内のみならず屋外の使用についても対象となります。
262	募集要項	37	別紙 3	2 (2)	任意事業に関する貸付料 2 (2) 建物年額貸付料の算定	「1㎡当たりの建物価格」が建物延床面積を基準としていることから、延床面積に含まれない屋上部分のみ利用する場合建物貸付料は発生しないものと理解して宜しいでしょうか。	屋上部分を使用する場合も、建物貸付料が発生します。
263	募集要項	37	別紙 3		任意事業に関する貸付料	水処理棟3・4系上部の太陽光を設置する場合、貸付料は土地貸付料でしょうか。建物貸付料でしょうか。	建物貸付料となります。
264	募集要項	37	別紙 3	2	任意事業に関する貸付料 2 建物貸付料の算定方法	任意事業で、②の屋根上にて太陽光事業を考えています。同事業で②の屋根を借りる場合、年間賃料はいくらになるのか計算根拠も含めて御教示ください。(任意事業において、屋根のみ借りる場合にも「建物を貸し付ける場合」に該当するの否か。そもそも賃料が必要なのか等)	水処理棟3・4系上部すべてを貸し付ける場合の貸付料は以下です。屋根のみを貸し付ける場合も、建物使用料が必要となります。 3・4系上部を使用する場合の現時点での試算 ・年額(消費税抜き)147,308,004円 (うち土地 25,709,484円、うち建物 121,598,520円) ただし、浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例(昭和39年浜松市条例第34号)第4条に基づく貸付料の減免措置を適用することを予定しています。減免の基本的な考え方は、募集要項改訂版(平成28年8月5日公表)別紙3-2をご確認ください。
265	募集要項	37	別紙 3		任意事業における貸付料	選定基準にもございます地域の活性化案は、主に任意事業での提案を想定しますが、例えば地域住民の交流施設等、公共性の強い内容の場合は地代額について協議させて頂く事は可能でしょうか。	浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例(昭和39年浜松市条例第34号)第4条に基づく貸付料の減免措置を適用することを予定しています。減免の基本的な考え方は、募集要項改訂版(平成28年8月5日公表)別紙3-2をご確認ください。

No.	資料	頁	章	節	項目名	内容	回答
266	募集要項	37	別紙 3		任意事業に関する貸付料	当該貸付料は「競争的対話」で協議可能でしょうか。	浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例(昭和39年浜松市条例第34号)第4条に基づく貸付料の減免措置を適用することを予定しています。減免の基本的な考え方は、募集要項改訂版(平成28年8月5日公表)別紙3-2をご確認ください。
267	募集要項	38	別紙 4		PFI法等における用語と本事業における用語の関係性	併置(自主改善)により運営権者が自己負担で行う改築については、募集要項15ページに記載の約278.9億円に含まれない、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
268	募集要項	39	別紙 5		料金收受代行業務フロー	滞納整理業務委託業者の選定は、市にて行われるものと思慮いたしますが、現有の有収入率以上を確保できる業者を選定するとの理解でよろしいでしょうか。	市は、現在の収納率を維持できるような体制の構築に努めます。

頁、章、節、細節及び項目名については、事務局にて一部加筆、修正をしています。

No.	資料	頁	章	条	項	号	項目名	内容	回答
1	実施契約書(案)				4		改築に係る業務の費用総額	この表現は、提案時の『改築に係る業務の費用総額』という意味でしょうか？それでは、提案時の『維持管理に係る業務の費用』は、どのように記載されるのでしょうか？	改築に係る業務の費用総額とは、提案様式「Ⅱ-1 LCC縮減に関する妥当性」に記載して提案された改築に係る全体事業費提案額です。経営及び維持管理に係る業務の費用は、利用料金を通じて回収することになり、市から支払われないことから、実施契約書には記載されません。
2	実施契約書(案)	4	第1章	第3条	2		契約書の構成及び適用関係	提案書類の内容が要求水準に定める水準を超える場合ここで想定している内容とは、数値や頻度、回数のような定量的判断が可能な提案でしょうか。	定量的判断が可能な事項に限定しているわけではありません。
3	実施契約書(案)	5	第1章	第6条	2		許認可等及び届出等	許認可等の取得又は届出及び維持に関する「損害」とは具体的に何を想定されておられますか？	本件に特有の具体的事例を想定している規定ではありません。
4	実施契約書(案)	5	第1章	第7条	1		責任の負担	運営権者が「本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする」とあり、これは本事業がコンセッション事業であることから当然であると考えます。その一方、事業開始後5年間の改築計画は市側作成のものに基づき実施する、などとコンセッション事業の本来の考え方は異なる点もあります。この例のように、市側の決定に基づく事項に起因するリスクは、運営権者としてはコントロールが難しいため、リスクからは除外して頂きたいと考えますが、見解をお聞かせ願えますでしょうか。	市が決定を行う場合でも、運営権者との協議等を行うプロセスを原則として置いており、運営権者へ一定の配慮をしておりますので、原文のままとします。
5	実施契約書(案)	5	第1章	第8条	1	(3)	運営権者による表明及び保証	会社法の第326条第2項は、任意規定であり必須ではないので、「～を設置することができる。」という表現に変更をお願いします。	本項番号は、市が運営権者に求める事項となりますので、原文のままとします。ただし、監査役会に関しては監査役でも可とします。実施契約書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)をご確認ください。
6	実施契約書(案)	5	第1章	第8条	1	(3)	運営権者による表明及び保証	運営権者の機関構成について、監査役会に代わり監査等委員会設置会社とすることも可能でしょうか？	監査役会に代わり監査等委員会設置会社とすることは認められません。ただし、監査役会に関しては監査役でも可とします。実施契約書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)をご確認ください。
7	実施契約書(案)	5	第1章	第8条	1	(3)	運営権者による表明及び保証	SPCの定款に、会社法326条第2項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人を設置する規定があることとありますが、SPCがより柔軟な経営を行うため、会社の機関設計を選択できるようにすること(例えば、監査役会設置会社、監査役設置会社を選択する)は可能でしょうか。	市が必要と考えるガバナンスについて、SPCに求める機関設計となりますので、運営権者が自由に選択することは認められません。ただし、監査役会に関しては監査役でも可とします。実施契約書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)をご確認ください。
8	実施契約書(案)	5	第1章	第8条	1	(3)	運営権者による表明及び保証	「監査役又は監査役会の設置」と監査役のみを選択できるように変更をお願い致します。監査役会の設置となると、常勤監査役の配置、かつ社外監査役を2名招聘することになりますが、非常勤監査役のみであっても、ガバナンス上十分な監視牽制機能を果たしており、また、市も経営モニタリング基本計画(案)で示されておられますとおり、経営のモニタリングで、事業期間中、株主総会・取締役会議事録・監査報告書等を確認する体制になっておりますので、監査役のみの機関を選択できればと存じます。	監査役会に関しては監査役でも可とします。実施契約書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)をご確認ください。
9	実施契約書(案)	6	第1章	第8条	1	(2)	運営権者による表明及び保証	資本金と資本準備額の具体的な想定額はあるのでしょうか	具体的な想定額はありません。
10	実施契約書(案)	6	第2章	第9条	1		義務事業の承継等	「…②運営権譲渡対象資産の譲渡を完了しなければならない。」とありますが、具体的なリストは提案検討に当たり支障のないスケジュールで開示されるとの理解でよろしいでしょうか。	守秘義務対象の開示資料 関連資料4譲渡対象資産一覧で既に開示しています。
11	実施契約書(案)	6	第2章	第10条	1		本事業開始前に市が行う運営権設定対象施設の維持管理	募集要項等に記載されたもの以外の投資又は維持管理を市が行う場合については、緊急上やむを得ない場合を除き、運営権者の事前の承諾が必要な形にして頂けませんでしょうか？	下水道管理者として、市には最終的な責任が残ります。そのため、当該責任を果たすべき状況が生じた場合には、すみやかに市による維持管理等を行うことが求められますので、原文のままとします。
12	実施契約書(案)	7	第2章	第11条	1		運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等	瑕疵担保期間が6ヶ月というのは短すぎると思われますが、当該期間の延長についてご協議させて頂くことは可能でしょうか？(前回Q&Aで「事業開始前より実質的調査可能」とのことでしたが、実際にオペレーションしてみなければ分からないこともあります。また、他コンセッション案件と比較しても、短すぎると思われます。)	原文のままとします。

No.	資料	頁	章	条	項	号	項目名	内容	回答
13	実施契約書(案)	7	第2章	第11条	1		運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等	運営権設定対象施設についての市の瑕疵担保責任期間を、他のコンセッション事例と同様、事業開始日以降24か月以内として頂けますでしょうか。「実施方針に関する意見又は質問への回答」において、同様の質問に対して、事業着手前に引継ぎ期間を含めて施設を確認する機会を1年間設けていること等から瑕疵担保期間を6か月とする旨の回答がありました。他のコンセッション事例においては、本件同様十分な引継期間を設けたうえで、なお瑕疵担保期間は24か月に設定されております。	原文のままとします。
14	実施契約書(案)	7	第2章	第11条	1		運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等	第11条と第71条の瑕疵の定義に若干の相違があります。隠れた瑕疵という意味で捉えることで、瑕疵の範囲、内容に違いはないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	実施契約書(案)	7	第2章	第11条	1		運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等	運営権者は6ヶ月以内に瑕疵を市に通知すると記載されているが、本事業開始前に市と運営権者との双方で機能確認等は実施しないのでしょうか。	事業開始前の時点で本市から維持管理業務を受託している者(以下「受託者」という。)が施設機能確認を行い、作成した調書を基に、市、受託者及び運営権者の三者による現状確認を行います。
16	実施契約書(案)	7	第2章	第11条	1		運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等	瑕疵担保期間の考え方は理解致しました。しかし、瑕疵担保期間中に通常の修繕レベルを超える問題を確認(発見)した場合は、改築時期が到来するまでの間に、通常の修繕費用では収まらない事態が発生する可能性があります。運営開始後6ヶ月以内に問題点を確認した場合、市及び運営権者でその問題点の事実を共有し、万が一将来問題が発生した場合に協議・対処できることをお願いします。	原文のままとします。
17	実施契約書(案)	7	第2章	第11条	3		運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等	資料の情報等の瑕疵について一切責任を負わないとされておりますが、運営権者側において発見が困難な重大な瑕疵等について、運営権者側が一切責任を負うというのは不合理かと思われますので、一定の例外を設けて頂きますようお願い致します。	原文のままとします。
18	実施契約書(案)	7	第2章	第11条	3		運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等	「市は、義務事業の承継等に当たって運営権者に提供された情報等又は募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵(中略)が発見された場合、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵については一切責任を負わない」及び「募集要項等のうち関連資料集の運営権設定対象一覧(改築対象)又はその付属資料が不完全なものであったとしても、これについては市は一切の責任を負わない」とあります。運営権者に提供された情報又は資料等瑕疵が発見された、かつ、当該瑕疵に起因する費用が発生した場合は、その負担方法について協議をさせて頂きませんか。	原文のままとします。
19	実施契約書(案)	7	第2章	第11条	3		運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等	資料の情報等に瑕疵について、公器である市として責任を負わず、リスクを民間事業者に負担させるのは、不合理で不公平かと存じますので、瑕疵について責任を負担するように再考を願います。	原文のままとします。
20	実施契約書(案)	7	第2章	第11条	3		運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等	「市は、義務事業の承継等に当たって運営権者に提供された情報等又は募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵(情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵を含むがこれらに限られない。)が発見された場合、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵については一切責任を負わない。」とありますが、運営権者が本事業を遂行するに際して、市からいただいた情報が事業費算定のよりどころであり、これに瑕疵があり事業の増大がある場合には、市と運営権者が対等の立場で協議のする場をいただきたい。	原文のままとします。
21	実施契約書(案)	7	第2章	第11条	3		運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等	資料の情報等に瑕疵について、実施契約書の記名押印欄の冒頭に、「上記の事業について、市と運営権者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な公共施設等運営権実施契約を締結し…」とございますように公器である市として責任を負わず、リスクを民間事業者に負担させるのは、対等な立場での合意とは認められず、不合理で不公平かと存じますので、市が瑕疵について責任を負担するように再考を願います。	原文のままとします。

No.	資料	頁	章	条	項	号	項目名	内容	回答
22	実施契約書(案)	7	第2章	第11条	3		運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等	資料の情報等に瑕疵について、実施契約書の記名押印欄の冒頭に、「上記の事業について、市と運営権者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な公共施設等運営権実施契約を締結し…」とございますように公器である市として責任を負わず、リスクを民間事業者に負担させるのは、対等な立場での合意とは認められず、不合理で不公平かと存じますので、市が瑕疵について責任を負担するように再考を願います。	原文のままとします。
23	実施契約書(案)	7	第1章	第11条	3・4		運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等	3項、4項についてですが、実施方針の質問回答にて、「事業着手前の引継ぎ期間を含めて施設を確認する機会を1年間設けておりますので、その期間内に開示資料の情報等に起因する重大な瑕疵が判明すれば対応を検討することを考えています。」との回答がありました。契約書にも明記をお願い致します。	検討の結果、原文のままとします。
24	実施契約書(案)	7	第2章	第11条	4		運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等	資料の情報等に不完全について、公器である市として責任を負わず、リスクを民間事業者に負担させるのは、不合理で不公平かと存じますので、不完全な資料について責任を負担するように再考を願います。	原文のままとします。
25	実施契約書(案)	7	第2章	第11条	4		運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等	資料の情報等に不完全について、実施契約書の記名押印欄の冒頭に、「上記の事業について、市と運営権者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な公共施設等運営権実施契約を締結し…」とございますように、公器である市として責任を負わず、リスクを民間事業者に負担させるのは、対等な立場での合意とは認められず、不合理で不公平かと存じますので、不完全な資料について市が責任を負担するように再考を願います。	原文のままとします。
26	実施契約書(案)	7	第2章	第12条	1		協定書の締結等	締結されている協定は、事業提案に当たり必要な情報であると思慮いたします。つきましては、別紙3の更新予定をご教示願います。	要求水準書(案)を前提に市と地元で協議中です。競争的対話時に説明予定です。
27	実施契約書(案)	7	第2章	第12条	1		協定書の締結等	別紙3の脚注によれば、運営権設定対象施設に関し、県及び市が締結している協定があるようですが、当該協定の開示の可否及び開示時期についてご教示ください。	要求水準書(案)を前提に市と地元で協議中です。競争的対話時に説明予定です。
28	実施契約書(案)	7	第2章	第12条	1		協定書の締結等	市が締結を継続する協定等は、運営権者が実施する本事業運営に影響を及ぼさないと理解でよろしいでしょうか。	事業運営に影響を及ぼさないものとなる見込みですが、今後開示する実際の協定書を見てご判断ください。
29	実施契約書(案)	7	第2章	第12条	1		協定書の締結等	市が締結を継続する協定等は、募集要項等を遵守することによりその協定内容も遵守されているとの理解でよろしいでしょうか。	協定書の内容により、要求水準書(案)等の変更がある場合は、変更のうえ実施契約を締結します。事業期間中、要求水準を遵守していただくことで、協定書の内容も遵守されることとなります。
30	実施契約書(案)	7	第2章	第12条	1		協定書の締結等	協定以外にも対象施設の運営に関し市が締結している契約等がありましたらご開示頂けますようお願い致します。	現状、西遠浄化センターにおいて、以下の行政財産使用許可事案がありますが、これらについては、事業期間中も引き続き市が行政財産使用許可手続きを行います。 ①電話柱、支線(通信会社) ②本柱、支線(電力会社) ③鉄塔(電力会社) ④観測機器の設置1(大学研究機関) ⑤観測機器の設置2(大学研究機関)
31	実施契約書(案)	8	第2章	第14条	1		市職員の派遣	市職員の雇用形態は、「出向」ではなく「派遣」という理解でよろしいでしょうか。	PFI法に基づく派遣で、一旦市を退職し、運営権者の職員として従事します。
32	実施契約書(案)	8	第3章	第15条	1		公共施設等運営権の効力発生	運営権の効力は第18条に定める義務事業の開始条件が全て充足された時点で発生し、その時点から運営権者が対象施設の運営等に関する責任等を負うものとされていますが、本事業開始予定日までに当該条件が充足された場合、あくまでも運営等に関する責任等を負うのは、本事業開始予定日(つまり本事業の開始日)からであるという理解で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。

No.	資料	頁	章	条	項	号	項目名	内容	回答
33	実施契約書(案)	8	第4章	第18条	1	(1)	義務事業の開始条件	本契約書で記載されている「〇日以内に提出」とは、〇営業日以内との理解でよろしいでしょうか。	営業日ではなく、暦日です。
34	実施契約書(案)	9	第4章	第18条	1	(2)	義務事業の開始条件	「運営権者と金融機関等との…」とありますが、金融機関からの融資を受ける事業計画の場合であり事業提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、運営権者と金融機関等との間で、実施契約書(案)第18条第1項第2号に規定する内容の契約を締結する予定の場合には、事業開始予定日までに当該契約書の写しを提出しなければならないという趣旨です。
35	実施契約書(案)	9	第4章	第18条	1	(6)	義務事業の開始条件	「…支払期限の到来した運営権対価分割金の支払完了」とありますが、初年度の分割金の支払完了との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	実施契約書(案)	9	第4章	第18条	1	(6)	義務事業の開始条件	第16条第1項の運営権対価前払い金及び運営権対価分割金の支払いは、事業期間開始後に支払うこととなるので、本第18条の本事業開始予定日までに充足すべき開始条件にはならないのではないのでしょうか。	別紙4運営権対価の支払方法が正となります。別紙4で運営権対価前払金は平成30年3月30日までに支払うことを求めていますので、結論として、運営権対価前払金の支払いは、実施契約書(案)第18条の事業開始条件を構成します。 なお、実施契約書(案)第16条第1項の「本事業開始後、」を削除します。
37	実施契約書(案)	9	第4章	第18条	1	(7)	義務事業の開始条件	「第24条第1項に規定する契約書の写しの提出」とありますが、提案内容に沿った委託又は請負契約書の写しとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業開始日前に第三者への委託等を行う場合には、その委託又は請負契約書の写しを提出しなければならないという趣旨です。
38	実施契約書(案)	10	第4章	第21条	2		附帯事業	「所有権を市に移転」とありますが、例えば消化ガス発電設備を附帯事業の範囲で設置した場合、附設完了後の所有の取り扱い(浜松市または運営権者)についてご教示下さい。	実施契約書(案)第21条第2項にあるとおり、附設完了後の当該設備の所有権は市となります。
39	実施契約書(案)	11	第4章	第23条	1		その他	「…公益上の判断により実施する工事については、市が費用を負担する。」とありますが、運営権者との協議により運営権者への支払増額が決定された場合、増額は市から支払われる(市発注業者からの支払いでなく)との理解でよろしいでしょうか。	当該工事費用については、市が発注先の事業者へ直接支払います。
40	実施契約書(案)	11	第4章	第23条	2		その他	想定する併置(自主改善)の内容とその判断基準について、ご教示をお願いします。	運営権者自らの利便性を向上させるための設備・機器の導入が想定されます。例えば、運転管理の効率化のための水質自動制御装置等です。市が可否を判断する基本的な基準は、運営権設定対象施設の機能を阻害しないことです。
41	実施契約書(案)	11	第5章	第24条	1		第三者への委託	第三者への委託において、SPC構成企業は第三者とみなされますでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	実施契約書(案)	11	第5章	第24条	1		第三者への委託	「運営権者は、本事業期間中、要求水準書に定めるところに従い、本事業にかかる業務(委託禁止業務を除く。以下本条において同じ。）」とありますが、一般的なPFIでのSPCと同様に、SPC自体では、業務を行わず、委託業務を受託者が再委託するという理解でよろしいでしょうか。	SPCが最低限自ら行うべき事業は委託禁止業務として定めた業務であり、それ以外の業務については、第三者への委託、さらにその再委託を妨げません。
43	実施契約書(案)	12	第5章	第25条	1		従事職員	ここでいう従事職員とは、SPCと雇用関係(出資企業からの出向者を含む)がある職員との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、従事職員とはSPCと直接雇用関係にある職員を想定しております。
44	実施契約書(案)	12	第5章	第25条	1		従事職員	「…義務事業及び付帯事業の各業務に配置する従事職員について、一覧表を作成し、…市に提出しなければならない。」とありますが、本事業に係る業務を受託した者、又は請負った者および再委託された者も含むとの理解でよろしいでしょうか。	従事職員とはSPCと直接雇用関係にある職員を想定しております。
45	実施契約書(案)	12	第5章	第25条	1		従事職員	運営権者が各業務に配置する従事職員の一覧表を市に提出した際、本契約書(案)第94条の市および運営権者を置き換えて準用されるとの理解でよろしいでしょうか。	そのような準用を示す規定は設けていませんが、市は自ら法令等に従い個人情報を扱う義務がありますので、個人情報保護を不要と考えているわけではありません。

No.	資料	頁	章	条	項	項目名	内容	回答
46	実施契約書(案)	12	第5章	第25条	2	従事職員	定期人事異動があるので、配置人員一覧表を市に提出する報告に変更をお願いします。人事異動等の理由は不必要であると考えます。	実施契約書(案)第25条第2項は削除します。実施契約書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)をご確認ください。
47	実施契約書(案)	12	第5章	第25条	3	従事職員	3項における従事職員の「労働安全衛生管理」とはどこまでの管理を想定されているのでしょうか。雇用保険、労災保険等の付保も含まれるのでしょうか。	本項は、従事職員の労働安全衛生管理を全て運営権者負担で行うことを義務付けているものであり、具体的な内容は運営権者においてご判断ください。もともと、運営権者は法令一般を遵守する義務があります(実施契約書(案)第2条第2項)。
48	実施契約書(案)	12	第5章	第25条	4	従事職員	市が運営権者の従事者に対して交代を請求する行為は、本請負業務の特性上「労務管理上の独立性」に抵触しないでしょうか。	原文のままとします。
49	実施契約書(案)	12	第5章	第25条	4	従事職員	『市は、従事職員が行う業務に明らかな問題が発生していると客観的に認められる場合は、運営権者に対して改善を要求することができる。この場合、運営権者はかかる要求に対して誠実に対応しなければならない。』に変更をお願いします。	原文のままとします。
50	実施契約書(案)	12	第5章	第25条	4	従事職員	『市は、従事職員が適当でないと認めた場合は、運営権者に対して交代を請求することができる。この場合、運営権者はかかる請求に対して誠実に対応しなければならない。』とあります。実施契約書(案)の第7条に記載のとおり、運営権者は本事業の実施に係る一切の責任を負うこととなります。このような性格の事業において、従事職員の配置の最終決定権を運営権者が持たないということは、運営権者のリスクとなると考えます。従事職員が適当でないと認められる事項の具体例をご提示いただけますでしょうか。	原文のままとします。
51	実施契約書(案)	12	第5章	第28条	1	市による新たな施設の建設又は増築	建設工事完了後の供用開始に関する事項の記載がありません。明らかに仕様追加になりますので、①料金改定のタイミングに合わせる。②料金改定を含む。などを前提とする協議を行う旨の追記をお願いします。	将来的には、本条括弧書きのような新たな施設の建設又は増築等が想定されます。その場合、料金関連のみならず、調整事項が多岐にわたることが考えられることから、一般的な協議を行うこととします。 なお、協議の結果、当該施設の維持管理等を運営権者の事業範囲に含めることになり、運営権者の負担する維持管理費が著しく増減する場合、実施契約書(案)第46条第8項第3号の規定を適用し、利用料金設定割合の協議を行うことができます。
52	実施契約書(案)	12	第5章	第28条	1	市による新たな施設の建設又は増築	『市は、・・・新たな施設の建設又は増築・・・を運営権者と協議の上で実施することが出来る。・・・』とありますが、建設費及び維持管理費の扱いについてご教示願います。	市による建設又は増設に係る費用及び当該施設の維持管理費は市が負担することとなります。なお、協議の結果、当該施設の維持管理等を運営権者の事業範囲に含めることになり、運営権者が負担する維持管理費が著しく増減する場合、実施契約書(案)第46条第8項第3号の規定を適用し、利用料金設定割合の協議を行うことができます。
53	実施契約書(案)	12	第5章	第28条	1	市による新たな施設の建設又は増築	施設の建設又は増築により運営権者に増加費用が発生した場合の負担の考え方についてご教示ください。	実施契約書(案)第46条第8項第3号の規定が適用された場合、利用料金設定割合の協議を行うことができます。
54	実施契約書(案)	12	第5章	第28条	1	市による新たな施設の建設又は増築	『市は、公共下水道にかかる新たな施設の建設又は増築(排水区域の拡張に伴う水処理系列の増築を含むが、これに限らない。)を運営権者と協議の上で実施することができる』とあります。 施設の建設又は増築がされたことにより、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合は、運営権者は利用料金設定割合の改定を市に提案できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	実施契約書(案)	12	第5章	第28条	1	市による新たな施設の建設又は増築	『この場合において、180日以内に当該協議が合意に至らなかった場合には、市は、市の決定に従って、当該施設の建設又は増築に伴う要求水準の変更内容を指定するとともに、当該施設の建設又は増築を行うものとする。』とありますが、この建設又は増築に起因して運営権者の運営費用が増大した場合は、市が別途負担すると考えてよろしいでしょうか？	運営権者の負担費用が著しく増減する場合、実施契約書(案)第46条第8項第3号の規定を適用し、利用料金設定割合の協議を行います。
56	実施契約書(案)	12	第5章	第28条	1	市による新たな施設の建設又は増築	市、運営権者による合意に至らず、当該施設の建設又は増築を行った場合のリスク等は、市が担保するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料	頁	章	条	項	号	項目名	内容	回答
57	実施契約書(案)	12	第5章	第28条	1		市による新たな施設の建設又は増築	当該協議が合意に至らなかった場合、市は市の決定に従って施設の建設又は増築を行うものとされていますが、市の決定は、あくまでも運営権者との協議を踏まえた内容である必要があります。市の一方的な決定による施設の建設又は増築はできない点、確認させてください。	あくまでも運営権者との協議による合意の上で実施することとなりますが、合意に至らない場合、市は下水道事業を管理する必要性から全体最適の観点で判断します。
58	実施契約書(案)	13	第5章	第29条	1		全体事業計画書	「運営権者は、(中略)市の確認を得るものとする」とあります。「確認」とは市の基本方針と合致したものであるかの確認との理解でよろしいでしょうか。そうではない場合、「確認」の指す意味についてご教示願います。市の確認を受けた結果、計画変更の指示を受けることはありますでしょうか。その場合、それによって生じる責任及び費用は、運営権者が負うこととなるのでしょうか。	確認とは、その提出物の契約事項との適合を確かめることです。もともと、当該確認において、変更の必要が生じる場合はあります。なお、変更があった場合の責任及び費用は運営権者が負うこととなります。
59	実施契約書(案)	13	第6章	第29条	4		全体事業計画書	ホームページ作成は運営権者の契約上負う義務でしょうか。	ホームページ作成の実作業は委託可能ですが、それらの企画については運営権者自身で行っていただきます。
60	実施契約書(案)	13	第6章	第29条	4		全体事業計画書	「…全体事業計画書又はその変更についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、…」とありますが、概要版の公表と詳細資料の閲覧(コピー不可)との理解でよろしいでしょうか。	公表事項は運営権者の裁量に委ねます。
61	実施契約書(案)	13	第6章	第29条	4		全体事業計画書	「運営権者は、全体事業計画書又はその変更について市の確認を得た後、速やかに当該全体事業計画書又はその変更についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。」とありますが、要求水準書に運営権者がホームページを作成することが記載されていません(第30条、第57条にも同様の記述あり)。要求水準書に追記願います。	運営権者の義務は、要求水準書のみで規定されるものではなく、実施契約書にも規定されます(実施契約書(案)第3条参照)。ホームページの作成は契約上義務付けられているものとご理解下さい。
62	実施契約書(案)	13	第6章	第29条	5		全体事業計画書	「本事業期間が、第1項に基づき市の確認を得た全体事業計画書の対象期間を超える場合、運営権者は、当該対象期間の最終日を含む事業年度の開始日の30日前までに…」とありますが、ここで記述された【当該対象期間】とは、第1項で示される当初の事業期間を指していますでしょうか？	お見込みのとおりです。
63	実施契約書(案)	13	第5章	第30条	1		短期事業計画書	「運営権者は、(中略)市に提出してその確認を得るものとする」とあります。「確認」とは市の基本方針と合致したものであるかの確認との理解でよろしいでしょうか。そうではない場合、「確認」の指す意味についてご教示願います。市の確認を受けた結果、計画変更の指示を受けることはありますでしょうか。その場合、それによって生じる責任及び費用は、運営権者が負うこととなるのでしょうか。	確認とは、その提出物の契約事項との適合を確かめることです。もともと、当該確認において、変更の必要が生じる場合はあります。なお、変更があった場合の責任及び費用は運営権者が負うこととなります。
64	実施契約書(案)	13	第6章	第30条	4		短期事業計画書	「…短期事業計画書についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、…」とありますが、概要版の公表と詳細資料の閲覧(コピー不可)との理解でよろしいでしょうか。	公表事項は運営権者の裁量に委ねます。
65	実施契約書(案)	14	第5章	第31条	1		単年度事業計画書	「運営権者は、(中略)市に提出してその確認を得るものとする」とあります。「確認」とは市の基本方針と合致したものであるかの確認との理解でよろしいでしょうか。そうではない場合、「確認」の指す意味についてご教示願います。市の確認を受けた結果、計画変更の指示を受けることはありますでしょうか。その場合、それによって生じる責任及び費用は、運営権者が負うこととなるのでしょうか。	確認とは、その提出物の契約事項との適合を確かめることです。もともと、当該確認において、変更の必要が生じる場合はあります。なお、変更があった場合の責任及び費用は運営権者が負うこととなります。
66	実施契約書(案)	14	第6章	第31条	4		単年度事業計画書	「…単年度事業計画書についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、…」とありますが、概要版の公表と詳細資料の閲覧(コピー不可)との理解でよろしいでしょうか。	公表事項は運営権者の裁量に委ねます。
67	実施契約書(案)	15	第7章	第34条	3		改築実施基本協定、年度実施協定	国庫補助の要望額に対して国の予算配分額が相違により、必要な改築がなされなかった事に起因するその後運営権設定対象施設のリスクは、運営権者に無いとの理解でよろしいでしょうか。	市と協議の上で計画を見直すことから、ご指摘のリスクは運営権者が負うものです。
68	実施契約書(案)	15	第7章	第34条	3		改築実施基本協定、年度実施協定	3項の国補助金の要望額と国の予算の配分額が相違する場合ですが、相違により行えなかった改築により維持管理費が増えた場合には当該費用の負担について協議に応じてもらえるのでしょうか。	原則、配分額の中で影響の小さい設備を先送りする等、やりくりを行っていただきます。また、実施契約書(案)第46条第4項の規定により、運営権者は使用料等及び利用料金設定割合の改定を市に対して提案できることとしており、提案があった場合、当該規定に則り適切に協議を行います。

No.	資料	頁	章	条	項	項目名	内容	回答
69	実施契約書(案)	15	第7章	第34条	3	改築実施基本協定、年度実施協定	3項の国補助金の要望額と国の予算の配分額が相違する場合ですが、相違により行えなかった改築予算は次年度に繰り越されるのでしょうか。改築を行うことで維持管理費が軽減されることも想定され、改築ができないと費用負担が増大することが懸念されます。	次年度の国補助金に対する要望額に相違分を増額して申請することは可能ですが、その金額が担保されることはありません。よって、繰越されると考えていません。
70	実施契約書(案)	15	第7章	第34条	3	改築実施基本協定、年度実施協定	「運営権者は、これに異議を述べない」とありますが、市が運営権者と協議の上決めることであるため、削除はいただけないでしょうか。	改築は、国補助金あつての事業となっております。したがって、国補助金配分額の中で事業を行っていただくとの意図で、「運営権者は、これに異議を述べない。」との記載があります。原文のままとします。
71	実施契約書(案)	15	第7章	第34条	3	改築実施基本協定、年度実施協定	国の予算配分の変更により改築業務の内容が変更され、運営権者が必要な改築業務ができない場合、結果的に本事業の実施に悪影響を与え、増加費用等が発生する可能性があります。この場合の負担の考え方についてご教示ください。	原則、配分額の中で影響の小さい設備を先送りする等、やりくりを行っていただきます。また、実施契約書(案)第46条第4項の規定により、運営権者は使用料等及び利用料金設定割合の改定を市に対して提案できることとしており、提案があった場合、当該規定に則り適切に協議を行います。
72	実施契約書(案)	15	第7章	第34条	3	改築実施基本協定、年度実施協定	「国補助金にかかる国の予算に配分額に合わせた内容とするものとし、運営権者は、これに異議を述べない。」とありますが、元々の計画で行う改築が行われない場合のリスク(例えば、故障による設備停止リスク)は市が保有するという理解でよろしいでしょうか。	市と協議の上で計画を見直すことから、ご指摘のリスクは運営権者が負うものです。
73	実施契約書(案)	15	第7章	第34条	3	改築実施基本協定、年度実施協定	「この場合において、市は、改築計画及び改築実施基本協定の内容にかかわらず、運営権者と協議のうえ、当該年度実施協定に規定する単年度対象改築業務の内容を、国補助金にかかる国の予算の配分額に合わせた内容とするものとし、運営権者は、これに異議を述べない。」とありますが、この場合性能確保上必要となる改築更新ができないリスクは市が分担するものと考えてよろしいでしょうか？	市と協議の上で計画を見直すことから、ご指摘のリスクは運営権者が負うものです。
74	実施契約書(案)	15	第7章	第34条	3	改築実施基本協定、年度実施協定	「…、運営権者と協議のうえ、当該年度実施協定に規定する単年度対象改築業務の内容を、国補助金にかかる国の予算の配分額に合わせた内容とするものとし、運営権者は、これに異議を述べない。」とありますが、市と運営権者との協議の中で改築業務の内容について合意されるものと理解しておりますが、異議を述べる場面とはどのようなことを想定されているのでしょうか。ご教示願います。	改築は、国補助金あつての事業となっております。したがって、国補助金配分額の中で事業を行っていただきたいとの意図で、「運営権者は、これに異議を述べない。」との記載があります。
75	実施契約書(案)	15	第7章	第35条	1	市による申請等	改築にあつて市が関係機関への申請…とは国補助金に係る計画等の計画の申請等と理解しますが、社会資本整備総合交付金事業の「ストックマネジメント計画」等は、改築費用だけでなく、計画策定に係る調査等の費用についても国補助金が該当することから、調査に関する補助金申請は可能でしょうか。また、その際の国補助金の分配についての考え方をご教示ください。	計画策定に係る調査費用に関して、現制度に基づき国補助金申請は可能です。係る費用については、工事費と同じく10分の9を市が、10分の1を運営権者が支払います。なお、実施契約書(案)第69条第2項に示すとおり、当該業務に要する費用の10分の1相当額のうち、運営権者が市に代わって支払っていた、本事業期間終了日の翌日以降に係る減価償却費相当額を、市は本事業期間終了時に運営権者に対して支払うこととしています。
76	実施契約書(案)	15	第7章	第35条	1	市による申請等	「…運営権設定対象施設の改築にかかるスケジュールに支障の無い時期に実施できるように協力する」とありますが、申請等と改築にかかるスケジュールに支障の無い旨の意味合いをご教示願います。	市が行う国補助金の予算要求、補助申請、繰越申請、ストックマネジメント計画書提出等には、期限が決められているものがあり、その期限に間に合うように協力いただきたいの意味合いです。
77	実施契約書(案)	15	第7章	第36条 第37条 第38条 第39条 第40条		(略)	第36条から第40条まで、工事契約についての内容の記載がありますが、今回の改築工事の発注については、運営権者が起案し、市の了承のもと補助事業として発注することになると思われますが、用いる契約書のご説明(例えば3者契約になる等)がありません。どういった工事契約になるのかご教示願います。	改築工事の契約主体は運営権者であり、市はその契約に関与しません。運営権者が自ら改築を行わないときは、第三者へ委託又は請負わせる場合に該当するため、要求水準書(案)2.2(2)委託等に関する事項及び関係法令に則り、適切な発注及び契約を行ってください。
78	実施契約書(案)	15	第7章	第36条	1	工事の中止	工事の中止に関しても、運営権者と事前協議をして頂きますようお願い致します。	工事中止は、市の意思決定のもと行います。
79	実施契約書(案)	15	第7章	第36条	1	工事の中止	「…工事の中止の内容及び理由を通知したうえで、当該工事の全部又は一部を中止させることが出来る。」とありますが、中止に伴う運営権者の損害は補償いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	実施契約書(案)第38条の定めによります。

No.	資料	頁	章	条	項	号	項目名	内容	回答
80	実施契約書(案)	15	第7章	第36条	1		工事の中止	工事の中止に伴う費用及び損害の負担に関する考え方についてご教示ください(工期の変更と同様に第38条の規定は適用されないのでしょうか?)。	実施契約書(案)第38条の定めによります。
81	実施契約書(案)	16	第7章	第38条	2		単年度対象改築業務にかかる増加費用	「・・・市は、運営権者と協議のうえ、改築実施基本協定及び当該年度実施協定に規定された単年度対象業務の内容の変更につき決定し、当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。」とありますが、市と運営権者との協議の中で単年度対象業務の内容について合意されるものと理解しておりますが、異議を述べる場面とはどのようなことを想定されているのでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおり、合意あつての決定が前提です。国補助金や市予算は、単年度に使用できる額に限度があることから、「運営権者は、これに異議を述べない。」との記載があります。
82	実施契約書(案)	16	第7章	第38条	2		単年度対象改築業務にかかる増加費用	2項、7項に「運営権者はこれに異議を述べない」とありますが、市が運営権者と協議の上決めることであるため、削除いただけないでしょうか。	合意あつての決定が前提ですが、国補助金や市予算は、単年度に使用できる額に限度があることから、記載した意図があります。原文のままとします。
83	実施契約書(案)	16	第7章	第38条	2		単年度対象改築業務にかかる増加費用	運営権者は、市の決定した変更内容について異議を述べないものとされておりますが、あくまでも変更内容は協議の内容に従う必要があるよう、文言を修正頂けませんでしょうか?	合意あつての決定が前提ですが、国補助金や市予算は、単年度に使用できる額に限度があることから、記載した意図があります。原文のままとします。
84	実施契約書(案)	16	第7章	第38条	5		単年度対象改築業務にかかる増加費用	「物価の著しい上昇により単年度対象改築業務に係る費用が著しく増加した場合」とありますが、具体的にどの程度の上昇・増加を想定されているかご教示ください。	実施契約書(案)第38条第5項に記載の通り、浜松市建設工事執行規則(平成13年浜松市規則第46号)第35条を準用します。その第1項の、「請負代金額が不適当となったと認めたとき」とは、市又は運営権者の自由な判断に委ねられます。第2項の発動は、国から「単品スライド」又は「インフレスライド」の適用に関する通知の発行をもって判断いたします。
85	実施契約書(案)	17	第7章	第38条	7		単年度対象改築業務にかかる増加費用	運営権者は、市の決定した変更内容について異議を述べないものとされておりますが、あくまでも変更内容は協議の内容に従う必要があるよう、文言を修正頂けませんでしょうか?	合意あつての決定が前提ですが、国補助金や市予算は、単年度に使用できる額に限度があることから、記載した意図があります。原文のままとします。
86	実施契約書(案)	17	第7章	第39条	1		単年度対象改築業務にかかる費用の減少	「・・・単年度対象改築業務に要する費用が年度実施協定に定める費用を下回る場合に、・・・」とありますが、費用が下回る場合とはどのような場合かご教示願います。	例えば、「必要としていた仮設備が不要となった」「長寿命化対策で交換予定の部品が、分解した結果健全で交換不要となった」など設計段階で必要とされた、工種、材料、経費等が不要となった場合や物価が著しく減少した場合は、係る費用を減額する必要が生じます。
87	実施契約書(案)	17	第7章	第39条	1		単年度対象改築業務にかかる費用の減少	「・・・市は、運営権者と協議のうえ、当該差額相当額をもって行う改築に係る業務を決定し、必要に応じて当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。」とありますが、市と運営権者との協議の中で業務の内容について合意されるものと理解しておりますが、異議を述べる場面とはどのようなことを想定されているのでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおり、合意あつての決定が前提です。国補助金や市予算は、単年度に使用できる額に限度があることから、記載した意図があります。
88	実施契約書(案)	17	第7章	第39条	1		単年度対象改築業務にかかる費用の減少	「運営権者は、これに異議を述べない」とありますが、市が運営権者と協議の上決めることであるため、削除いただけないでしょうか。	合意あつての決定が前提ですが、国補助金や市予算は、単年度に使用できる額に限度があることから、記載した意図があります。原文のままとします。
89	実施契約書(案)	17	第7章	第39条	1		単年度対象改築業務にかかる費用の減少	運営権者は、市の決定した変更内容について異議を述べないものとされておりますが、あくまでも変更内容は協議の内容に従う必要があるよう、文言を修正頂けませんでしょうか?	合意あつての決定が前提ですが、国補助金や市予算は、単年度に使用できる額に限度があることから、記載した意図があります。原文のままとします。
90	実施契約書(案)	17	第7章	第39条	1		単年度対象改築業務にかかる費用の減少	実際の費用が実施協定に定める費用を下回った場合、必ずしも追加で改築業務を行う必要はないケースもあると思いますが、「改築に係る業務を決定」とは、このような当該費用をもって追加工事を行わない決定も含まれるという理解で宜しいでしょうか?	単年度実施協定に定めた費用にて、実施していただきます。

No.	資料	頁	章	条	項	号	項目名	内容	回答
91	実施契約書(案)	17	第7章	第39条	1		単年度対象改築業務にかかる費用の減少	「理由のいかんを問わず、単年度対象改築業務に要する費用が年度実施協定に定める費用を下回る場合には、市は、運営権者と協議のうえ、当該差額相当額をもって行う改築に係る業務を決定し、必要に応じて当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない」とあります。 これは、単年度対象改築業務に要する費用が年度実施協定に定める費用を下回る場合、他の改築に係る業務を行い、費用を使い切るという趣旨でしょうか。	お見込みのとおりです。
92	実施契約書(案)	17	第7章	第39条			単年度対象改築業務にかかる費用の減少	「単年度対象改築業務に要する費用が年度実施協定に定める費用を下回る場合には(～中略～)、当該差額相当額をもって行う改築に係る業務を決定」とあります。これは年度別の改築事業費を使い切るということであると理解しますが、5事業年度毎の事業費にも同様な制約が設けられませんか。	5事業年度毎の事業費に、同様な制約はありません。
93	実施契約書(案)	17	第7章	第41条	1		改築工事の目的物にかかる公共施設等運営権	運営権者が行う運営権登録とは、具体的にどんな作業を行うことになるかをご教授下さい。	公共施設等運営権登録令に従う登録を行っていただきます。
94	実施契約書(案)	18	第7章	第42条	1		市による改築に係る業務に要する費用の支払い	「運営権者は、年度実施協定に定める改築に係る業務に要する費用の10分の9相当額を、市に代わって支払うものとする」とあります。 また、募集要項(P.14)第2(11)ア(イ)に、「本事業においては、前払金は想定していない」とあります。 募集要項(P.13)第2(10)ウ表4①bの「支払利息」又は同表②dの「改築費」には、改築に係る業務に要する費用の10分の1相当額だけでなく、残りの10分の9相当額の支払い(借入金等)に係る費用を織り込んでよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	実施契約書(案)	18	第7章	第42条	4		市による改築に係る業務に要する費用の支払い	4項に「約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす」とありますがどうということでしょうか。遅延日数が約定期間を超えた場合には、市が何らかのペナルティを負うべきと考えます。	約定期間とは、検査合格後に運営権者が支払請求を行い、市が支払いを行うまでの期間を言います。 通常市は、完成通知を受けた日から14日以内に検査を行わなければなりません。例えば、市の責めに帰すべき事由により60日後に検査合格通知したとすると、60日から14日を控除し得られる46日が検査の遅延日数となります。この場合、約定期間40日を超えているため、支払期日が満了していることとなり、市は即座に支払いを行う必要があります。また、支払期限から6日(46-40)が経過していることから実施契約書(案)第99条に規定する、延滞利息を運営権者に支払うこととなります。
96	実施契約書(案)	18	第7章	第42条	5		市による改築に係る業務に要する費用の支払い	「…運営権者は、当該改築に係る業務に関し繰越調書を作成の上、当該事業年度の12月15日までに市に提出する。」とありますが、12月15日時点での想定調書を作成するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	実施契約書(案)	18	第7章	第43条	6		市の部分払	「…運営権者は、当該改築に係る業務に関し繰越調書を作成の上、当該事業年度の12月15日までに市に提出する。」とありますが、12月15日時点での想定調書を作成するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	実施契約書(案)	19	第7章	第44条	1		国補助金制度の変更	国補助金制度の変更により、事業の継続が不可能になり、解除となった場合には第何条が適用されるのでしょうか。	国補助金制度の変更のみでは、解除要件とはなりません。国補助金制度が変更される場合は、実施契約書(案)第44条に規定のとおり、市と運営権者は協議の上本契約の継続等に向けた措置を講じます。 それでもなお、事業の継続が不可能で、市及び運営権者双方が本契約を終了させることに合意した場合は、実施契約書(案)第78条の規定が適用されます。
99	実施契約書(案)	19	第8章	第45条	1		利用料金の設定	「…、募集要項、…」とありますが、別紙1定義集の「募集要項等」でなく添付書類は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料	頁	章	条	項	号	項目名	内容	回答
100	実施契約書(案)	19	第8章	第46条	1		使用料等及び利用料金設定割合の改定	「本契約締結日以降本事業開始日までの間に市が使用料等を改定する場合、市は、運営権者が収受することができる利用料金の見込総額が市が募集要項等において示した額と変わらない額となるよう、利用料金設定割合を改定するものとする。」とありますが、募集要項等のみならず、提案書類において事業者が提案した利用料金を下回らないよう利用料金設定割合を改定頂きますようお願いいたします。	提案書類において事業者が利用料金を提案することは想定していませんし、その提案した利用料金に市が拘束されることは想定していません。
101	実施契約書(案)	19	第8章	第46条	4		使用料等及び利用料金設定割合の改定	運営権者の提案が合理的かつ妥当なものであった場合でも、国内及び地域の経済動向、市の財政状況等が悪いとの理由で、料金改定が認められないことがあるとの理解でよろしいでしょうか。	実施契約書(案)第46条第4項にあるとおり、市は適切に協議を行います。
102	実施契約書(案)	19	第8章	第46条	4 5 6 7 8		使用料等及び利用料金設定割合の改定	第9項以外の場合において、使用料等及び利用料金設定割合の改定についての協議がまとまらない場合、どのような手続きとなりますでしょうか。本事業は20年間という長期事業となるため、その手続きの方法が予め合意されていない場合、関係者にとって大きなリスクとなります。客観的に判断できる料金改定方法の計算式を事前に合意しておくことはできませんでしょうか。	協議を行うことができる、とのみ規定する場合、協議不成立の際は使用料等及び利用料金設定割合の改定は行われなないこととなります。使用料等及び利用料金設定割合の改定は、様々な事業環境を考慮した上で行われるべき性質を有しますので、事前にこれを計算式で表現することは現実的ではありません。そのため、ご提案の事前合意は想定していません。
103	実施契約書(案)	19	第8章	第46条	6		使用料等及び利用料金設定割合の改定	本事業では使用料等について市の判断で改定することができることになっており、さらに利用料金設定割合についても、最終的に市の判断のみで変更可能となると、運営権者の経営努力に関わらず、得られる利用料金の額が減少する可能性があると思われます。かかる事態とならないよう、第7項、第8項に定めるような特段の事情がない限りは、運営権者に一定の利潤が残らない結果となる、利用料金設定割合の改定は行わない旨、明記いただけますようお願いいたします。	専ら市の理由で使用料等の改定をした場合において利用料金設定割合が維持されると、運営権者に不当な利益が発生する可能性があります。それを回避するための調整を目的として実施契約書(案)第46条第5項及び第6項に定める利用料金設定割合の改定規定を設けております。市としても、不合理な結果とならないよう、本項に基づく改定を行うことを想定しております。
104	実施契約書(案)	19	第8章	第46条	7	(1)	使用料等及び利用料金設定割合の改定	「・・・(但し、・・・改訂が行われた事業年度及び当該事業年度以前の各事業年度は含まれない。)」とありますが、改訂が行われた場合は、翌年以降の増減に基づき改訂が判断されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
105	実施契約書(案)	19	第8章	第46条	7	(1)	使用料等及び利用料金設定割合の改定	運営権者が収受する利用料金の合計額が市が示した利用料金見込み額の合計額から5.5%以上増減した場合、利用料金設定割合の改定を行うとあります。利用料金設定割合の改定の考え方としては、利用料金年度額が「参考資料集 資料26」にある見込み年度額になるように改定を行う、との理解でよろしいでしょうか。	実施契約書(案)第46条第7項第1号の場合には、利用料金設定割合の改定の協議を行います(常に改定されるとは限りません)。守秘義務対象の開示資料 参考資料26事業期間中の使用料等及び利用料金の見込額については、協議の際に参考とする要素の一つであって、保証するものではありません。
106	実施契約書(案)	19	第8章	第46条	7	(1)	使用料等及び利用料金設定割合の改定	急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、利用料金が当初の見込額から5.5%以上増減し、更に継続すると予想される場合、利用料金設定割合の改定について誠実に協議を行う、とのことですが、本事業の性格上、事業者の努力等で利用料金を増やすのは簡単ではなく、言い換えると、見込額を著しく下回った場合は、不可抗力に近い需要変動が起こった状況とも考えられ、そうした一定の条件下では、利用料金設定割合を増やして頂き、市でご負担頂くことを検討頂きたい。	原文のままとします。
107	実施契約書(案)	19	第8章	第46条	7	(1)	使用料等及び利用料金設定割合の改定	市の利用料金見込額から直近3年の間に累積で5.5%以上増減した場合は、①累積で5.5%以上減少した場合は、当該減少分は市の負担に、②累積で5.5%以上増加した場合は、当該増加分は市の帰属になるよう、利用料金設定割合を見直す建付として頂きたいと考えております。需要変動を一定の範囲内に抑える建付は、SPCに対するプロジェクトファイナンスを組成する上では必須であると考えます。	原文のままとします。
108	実施契約書(案)	19	第8章	第46条	7	(2)	使用料等及び利用料金設定割合の改定	国内企業物価指数が3年以内の任意の月から3%以上増減し、更に継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合、利用料金設定割合の改定について誠実に協議を行う、とのことですが、費用項目ごとに、相関する指数は異なり得ますので、複数の指標を使わせて頂くことを、今後、協議をさせて頂く余地を残していただきたい。	利用料金設定割合の改定の協議要件として、国内企業物価指数(電力・都市ガス・水道)を加えました。募集要項改訂版(平成28年8月5日公表)第2(10)イ及び実施契約書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)第46条第7項第3号をご確認ください。

No.	資料	頁	章	条	項	号	項目名	内容	回答
109	実施契約書(案)	19	第8章	第46条	7	(2)	使用料等及び利用料金設定割合の改定	「電気料金単価等が著しく変動し、さらに継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合」についても、物価変動の場合と同様、当該費用の増減に連動して料金収入も増減するよう、利用料金設定割合を見直す建付として頂きたいと考えております。ユーティリティコストの変動幅を一定の範囲内に抑える建付は、SPCに対するプロジェクトファイナンスを組成する上では必須であると考えます。	利用料金設定割合の改定の協議要件として、国内企業物価指数(電力・都市ガス・水道)を加えました。募集要項改訂版(平成28年8月5日公表)第2(10)イ及び実施契約書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)第46条第7項第3号をご確認ください。
110	実施契約書(案)	20	第8章	第46条	7	(2)	使用料等及び利用料金設定割合の改定	変動の基準として「国内企業物価指数(総平均)」があげられています。しかし、下水道事業は、電力費が占める割合が大きく、国内企業物価指数(総平均)のみでは下水道事業費の変動を捉えることは困難であると考えます。利用料金設定割合の改定条件に「電力」と「その他の物価指数」を分け、電力費用とその他費用が事業に及ぼす影響割合によって比重を掛けてご判断いただくことを、ご検討いただけますでしょうか。(実際、「国内企業物価指数(総平均)」と「電力」に関する過去のデータを見ると、それらは異なる動きをしています。)	利用料金設定割合の改定の協議要件として、国内企業物価指数(電力・都市ガス・水道)を加えました。募集要項改訂版(平成28年8月5日公表)第2(10)イ及び実施契約書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)第46条第7項第3号をご確認ください。
111	実施契約書(案)	20	第8章	第46条	7	(2)	使用料等及び利用料金設定割合の改定	国内企業物価指数には、繊維・パルプ・電子部品など本事業に直接関係のない物価指数も含まれた合計の平均値となります。総平均ではなく、本事業に直接関係する項目(電力・都市ガス・水道など)の数値に限定していただきますようお願いいたします。	利用料金設定割合の改定の協議要件として、国内企業物価指数(電力・都市ガス・水道)を加えました。募集要項改訂版(平成28年8月5日公表)第2(10)イ及び実施契約書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)第46条第7項第3号をご確認ください。
112	実施契約書(案)	19	第8章	第46条	7	(2)	使用料等及び利用料金設定割合の改定	国内企業物価指数が3年以内の任意の月から3%以上増減し、更に継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合、利用料金設定割合の改定について誠実に協議を行う、とのことですが、3年以内という一定期間の変動だけでなく、例えば、当初からの累積で一定割合を超えたような場合にも、改定について協議を行えるよう、変更頂くことを検討頂きたい。	物価も事業環境の一つの要素となるところ、事業環境の変動は原則として運営権者のリスクと考えております。しかし、これが急激に変動する場合には、市が当該リスクを一定程度負担することもやむを得ないということから、第46条第7項第2号の規定を設けております。したがって、当初から徐々に累積する場合は、事業環境の急激な変動ではなく運営権者が負担するリスクの枠内ですので、原文のままとします。
113	実施契約書(案)	20	第8章	第46条	7	(2)	使用料等及び利用料金設定割合の改定	「国内企業物価指数が3年以内に3%以上増減」とあります。過去数年において、国内企業物価指数は1年単位で大きな変動を繰り返しています。3年以内に3%以上ではなく、1年以内に1%以上と変更していただけますでしょうか。	原文のままとします。
114	実施契約書(案)	19	第8章	第46条	7	(2)	使用料等及び利用料金設定割合の改定	日本銀行が公表する国内企業物価指数(総平均)が直近3年の間に、①3%以上増加した場合は、当該増加分は市の負担に、②3%以上減少した場合は、当該減少分は運営権者の負担とし、当該物価変動により増減した費用に連動して料金収入も増減するよう、利用料金設定割合を見直す建付として頂きたいと考えております。物価変動を一定の範囲内に抑える建付は、SPCに対するプロジェクトファイナンスを組成する上では必須であると考えます。	原文のままとします。
115	実施契約書(案)	20	第8章	第46条	7	(2)	使用料等及び利用料金設定割合の改定	『国内企業物価指数から3%以上増減』という基準のみとし、『更に継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合』という表現は、将来の予測が困難につき、削除していただくようお願いします。	原文のままとします。
116	実施契約書(案)	20	第8章	第46条	7	(2)	使用料等及び利用料金設定割合の改定	「・・・(但し、・・・改訂された実績がある場合には、・・・直近の利用料金設定割合の改訂が行われた月の翌月以降の任意の月とする。)」とありますが、改訂が行われた場合は翌月以降の任意の月を基準とする増減に基づき判断されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
117	実施契約書(案)	20	第8章	第46条	8		使用料等及び利用料金設定割合の改定	「著しく増減」の「著しく」の客観的基準をご教授願います。	「著しく」に該当するかどうかは、個別の事例を踏まえ判断いたします。
118	実施契約書(案)	20	第8章	第46条	8	(1)	使用料等及び利用料金設定割合の改定	「著しく」の定義を教えてください。	「著しく」に該当するかどうかは、個別の事例を踏まえ判断いたします。

No.	資料	頁	章	条	項	号	項目名	内容	回答
119	実施契約書(案)	19	第8章	第46条	8	(1) (2)	使用料等及び利用料金設定割合の改定	法令等の変更、義務事業又は附帯事業に直接関係する税制等の変更、市側の事由による義務事業又は附帯事業の内容の変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合には、当該費用の増減に連動して料金収入も増減するよう、利用料金設定割合を見直す建付として頂きたいと考えております。上記事項は、リスク量があまりに大きく、プロジェクトファイナンスを組成する上で当該リスクに対する手当てを運営権者に強いことは不可能であると考えます。	原文のままとします。
120	実施契約書(案)	20	第8章	第46条	9		使用料等及び利用料金設定割合の改定	著しい物価上昇の場合は、直近3年間の条件での改定協議(改定した場合は最短で翌年から)に対し、本事例の最短の2ヶ月以内に料金割合改定が強制されることは、あまりに一方向的で公平性を欠けるものと考えます。その根拠を教えてください。	下水道管理者として市が有する最終的な責任から、公益上の理由が生じた場合に、当該責任を果たす趣旨です。
121	実施契約書(案)	20	第8章	第46条	9		使用料等及び利用料金設定割合の改定	利用料金設定割合の改定の申し入れは、現状、市側のみ認められており、片務契約となっております。運営権者側から申し入れが出来るよう規定の追加をお願いします。	実施契約書(案)第46条第9項は、公益上の必要性から市が利用料金設定割合の改定協議を申し入れる場合であるため、公益上の必要性を判断する主体ではない運営権者側からの申し入れは認めません。
122	実施契約書(案)	20	第8章	第46条	9		使用料等及び利用料金設定割合の改定	この条文は、市が強制的な利用料金設定割合の引き下げを意味していると思われるのですが、そうであれば、『社会経済情勢等の事業環境の変化』について、具体的な事例で示して下さいをお願いします。(例えば、電気代等が前年比の50%を下回った場合など。)	本項は、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて、公益上の観点で必要な場合にのみ、例外的に市が発意するもので、現時点では具体的な想定はしていません。
123	実施契約書(案)	20	第8章	第46条	9		使用料等及び利用料金設定割合の改定	「…社会経済情勢等の事業環境の変化…」とありますが、どの様な変化を想定しているかご教示願います。	本項は、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて、公益上の観点で必要な場合にのみ、例外的に市が発意するもので、現時点では具体的な想定はしていません。
124	実施契約書(案)	20	第8章	第46条	9		使用料等及び利用料金設定割合の改定	公益上、改定の必要性が発生した場合は、具体的にどのような場面を想定されていますでしょうか？	本項は、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて、公益上の観点で必要な場合にのみ、例外的に市が発意するもので、現時点では具体的な想定はしていません。
125	実施契約書(案)	20	第8章	第47条	1		利用料金の收受等	「別紙8の様式による利用料金收受代行業務委託に基づき、」とありますが、この契約書の内容について優先交渉権者となったあと、見直すことは可能でしょうか。	原則として見直しはできません。
126	実施契約書(案)	20	第8章	第47条	2		利用料金の收受等	「市は、收受した利用料金を、第59条に定める要求水準違反違約金、第81条第2項に定める契約解除違約金及び…充当することができる」とありますが、その一部を充てることができるという理解でよろしいでしょうか？利用料金を2億5千万(契約解除違約金)までプールしてから、運営権者に支払うことはないという理解でよろしいでしょうか	利用料金を契約解除違約金額までプールしてから支払う訳ではありません。要求水準違反違約金及び契約解除違約金がない限り、市は、使用料等の着金日が属する月の翌々月の末日までに、運営権者の指定銀行口座に振り込む方法により利用料金を支払います。
127	実施契約書(案)	20	第9章	第48条	1		リスク分担の原則	リスク分担の条項の中に「廃棄物の処分費の高騰」については、地域性の特質や問題があることから、運営権者ではリスクを負担する合理的な理由が見つからないため、条項として追加していただくことをお願いします。	廃棄物排出事業者は運営権者であるため、原文のままとします。
128	実施契約書(案)	21	第9章	第48条	2		リスク分担の原則	第3項との関係で、第2項は運営権者の無過失責任が規定されており、運営権者の責任負担が過大となっております。『本事業において運営権者の責めに帰する事由に基づき運営権者に生じたもの』と修正して頂くをお願いします。	事業リスクについて原則として運営権者が負担するという趣旨であり、過失の有無を基準にしているものではありません。したがって、原文のままとします。
129	実施契約書(案)	21	第9章	第48条	3		リスク分担の原則	第48条第3項の規定について、「市の故意又は重大な過失」を、「市の責めに帰すべき事由」に修正、及び「市は、両者合意の上で」を、「運営権者は、両者協議の上で」に修正をお願いします。市に過失ある場合に、運営権者の増加費用又は損害を負担しないことは不合理でございますし、契約実務において、責めのない当事者は、責めのある当事者の合意なく増加費用又は損害を補償されるかと存じます。	市の行う業務は多種多様であり、軽過失に起因する場合も対象となることは現実的ではないことから、故意または重過失に限定しております。したがって、原文のままとします。
130	実施契約書(案)	21	第9章	第48条	3		リスク分担の原則	3…市の故意又は過失(なお、市の条例以外の法令の変更はこれに該当しない。)により…と修正していただくようお願いいたします。	市の行う業務は多種多様であり、軽過失に起因する場合も対象となることは現実的ではないことから、故意または重過失に限定しております。したがって、原文のままとします。

No.	資料	頁	章	条	項	号	項目名	内容	回答
131	実施契約書(案)	21	第9章	第48条	3		リスク分担の原則	市の過失等、市の責に帰すべき事由により運営権者に増加費用等が発生した場合、これを運営権者が負担する理由はないものと思われまので、「市の故意又は重大な過失」を「市の責めに帰すべき事由」に修正して頂けますようお願いいたします。	市の行う業務は多種多様であり、軽過失に起因する場合も対象となることは現実的ではないことから、故意または重過失に限定しております。したがって、原文のままとします。
132	実施契約書(案)	21	第9章	第48条	3		リスク分担の原則	第3項で、市の「故意又は重大な過失」による増加費用の発生又は損害の発生の補償について記載がありますが、過失ではなく重過失とした合理的な理由をご教示ください。	市の行う業務は多種多様であり、軽過失に起因する場合も対象となることは現実的ではないことから、故意または重過失に限定しております。
133	実施契約書(案)	21	第9章	第49条	1		流入水量又は流入水質の変動	「…流入水量が、要求水準で設定した範囲を超えて著しく変動…業務に要する費用が著しく増減…」とありますが、著しくの範囲を具体的にご教示願います。	「著しく」に該当するかどうかは、個別の事例をふまえて判断いたします。
134	実施契約書(案)	21	第9章	第49条	1 2		流入水量又は流入水質の変動	「著しく変動」、「著しく増減」の客観的基準をご教授願います。	「著しく」に該当するかどうかは、個別の事例をふまえて判断いたします。
135	実施契約書(案)	21	第9章	第49条	1 2		流入水量又は流入水質の変動	流入水量及び流入水質の変動についても、定量的な指標を予め示して頂き、それを超えて減少・悪化する場合に発生する費用は市の負担、増加・良化する場合に削減できる費用については市の帰属として頂きたいと考えております。需要変動を一定の範囲内に抑える建付は、SPCに対するプロジェクトファイナンスを組成する上では必須であると考えます。空港、道路等と異なり本事業においては、事業者が需要をコントロールすることは困難であり、地域の人口動態に連動するものですので、より一層、事業者が負担する需要変動リスクを一定の範囲とする必要があるものと思料致します。	「著しく」に該当するかどうかは、個別の事例をふまえて判断いたします。
136	実施契約書(案)	21	第9章	第49条	2		流入水量又は流入水質の変動	「流入水質が要求水準で設定した基準を概ね1ヶ月にわたり継続的に満たさない場合」とありますが、要求水準にて示されている値は上限値となっております。この上限値が処理場の設計値を大幅に超過している場合は、1ヶ月であっても多大な費用負担だけではなく、放流水質の確保上重大な問題が生じかねません。基準とする水質について御一考いただけないでしょうか。	要求水準書7.2(1)イに示す流入水質の値は、場内返流水を含んだ実績値の最大値としておりますので、基準とする水質については変更はいたしません。
137	実施契約書(案)	21	第9章	第49条	2		流入水量又は流入水質の変動	「…業務に要する費用が著しく増減…」とありますが、著しくの範囲を具体的にご教示願います。	「著しく」に該当するかどうかは、個別の事例をふまえて判断いたします。
138	実施契約書(案)	21	第9章	第49条	2		流入水量又は流入水質の変動	瞬間的な悪質水や毒物等の流入の処理にかかる維持管理費用の増減も、その負担について市と運営権者の間で協議できるものとの理解でよろしいでしょうか。	毒物等の流入が本市により確認され、これによる下水処理費用等が増大した場合には協議します。
139	実施契約書(案)	21	第9章	第51条	1		法令等の変更	1～3項は、法令等の変更における運営権者の市側への通知義務が規定されていますが、本事業の実施に影響のある法令等の変更については、逆に運営権者にとっても同様につき、片務的な規定ではなく、双務的な規定に変更すべきと考えます。	本規定は実施契約書(案)第51条第2項及び第3項の手続を経て運営権者の負担を軽減する機会を与えるための規定であるため、本規定を市に義務付ける必要性がありません。
140	実施契約書(案)	21	第9章	第51条	2		法令等の変更	法令等変更により履行困難となった義務の履行をすることは困難ですので、「免責することができる」を「免責するものとする」に修正して頂けますようお願い致します。	そもそも本規定は、履行不可能ではなく履行困難の場合を対象としているところ、困難の程度に応じて免責の要否、免責期間、免責範囲は様々となることから、市による裁量規定としているものです。
141	実施契約書(案)	22	第9章	第52条	1		法令等の変更による増加費用・損害の扱い	法令等の変更は、運営権者のコントロールできない範囲であり、市での負担を要望いたします。	本事業について、市が運営しても運営権者が運営しても、等しく発生するリスクは、運営権者に担っていただくことを基本として考えます。法令については、市もまたコントロール不可能であることから、各自がリスクを負うこととします。特定条例等変更により運営権者に増加費用又は損害が発生した場合は協議事項とします。
142	実施契約書(案)	22	第9章	第52条	1		法令等の変更による増加費用・損害の扱い	特定条例等変更及び特定法令等変更による増加費用又は損害について、運営権者が負担すべき性質のものでないため、協議に関わらず、市に負担して頂く形に修正頂きますようお願い致します。	本事業について、市が運営しても運営権者が運営しても、等しく発生するリスクは、運営権者に担っていただくことを基本として考えます。法令については、市もまたコントロール不可能であることから、各自がリスクを負うこととします。特定条例等変更により運営権者に増加費用又は損害が発生した場合は協議事項とします。

No.	資料	頁	章	条	項	項目名	内容	回答
143	実施契約書(案)	22	第9章	第52条	1	法令等の変更による増加費用・損害の扱い	特定法令等変更(国の特定法令変更及び市の特定条例等変更)により運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、他のコンセッション事例同様、市に当該増加費用又は損害を負担して頂きたいと考えております。特定法令変更については、リスク量があまりに大きく、プロジェクトファイナンスを組成する上で当該リスクに対する手当てを運営権者に強いることは不可能であると考えます。	本事業について、市が運営しても運営権者が運営しても、等しく発生するリスクは、運営権者に担っていただくことを基本として考えます。法令については、市もまたコントロール不可能であることから、各自がリスクを負うこととします。特定条例等変更により運営権者に増加費用又は損害が発生した場合は協議事項とします。
144	実施契約書(案)	22	第9章	第52条	1	法令等の変更による増加費用・損害の扱い	当該条項但書について、「運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市と運営権者は、当該増加費用又は損害にかかる負担について協議するものとし、市は当該増加費用又は損害を負担するものとする。」に変更願います。運営権者の責めに帰さない事由による特定条例等変更でございますので、実施契約書の記名押印欄の冒頭に、「上記の事業について、市と運営権者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な公共施設等運営権実施契約を締結し…」とありますように、リスクを民間事業者に負担させるのは、対等な立場での合意とは認められず、52条1項本文の法令等変更では、運営権者の負担となっており、更に当該条項但書において、運営権者が負担するのは不公平かと存じます。	原文のままとします。
145	実施契約書(案)	22	第9章	第53条	2	不可抗力の発生	不可抗力により履行困難となった義務の履行をすることは困難ですので、「免責することができる」を「免責するものとする」に修正して頂けますようお願い致します	そもそも本規定は、履行不可能ではなく履行困難の場合を対象としているところ、困難の程度に応じて免責の要否、免責期間、免責範囲は様々となることから、市による裁量規定としているものです。
146	実施契約書(案)	22	第9章	第54条	1	不可抗力による増加費用・損害の扱い	本条では不可抗力により義務事業又は附帯事業に損害又は増加費用が生じる場合の負担につき規定されていますが、不可抗力により運営権者譲渡対象資産(市に所有権がある資産)が損壊その他により修繕等を余議なくされた場合については、かかる修繕等の費用は市の負担と考えますが、ご確認をお願い致します。	不可抗力により運営権設定対象施設に生じた費用についての負担は、実施契約書(案)第54条のとおりといたします。
147	実施契約書(案)	22	第9章	第54条	1	不可抗力による増加費用・損害の扱い	第54条第1項(1)イ及び(2)イで規定される「上記ア以外の暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力」は、暴動、戦争以外に現実的に想定される事象はございますでしょうか。	不可抗力のうち公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が定める適用除外規定(人的災害の場合は同法を準用)となるものです。例えば、一箇所の工事の費用が120万円に満たぬものや工事の費用に比してその効果の著しく小さいものです。
148	実施契約書(案)	22	第9章	第54条	1	(1) 不可抗力による増加費用・損害の扱い	「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法…の除外規定を準用の上…」とありますが、本事業範囲における土木施設のみならず全ての損害について適用するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
149	実施契約書(案)	23	第9章	第54条	1	(1) 不可抗力による増加費用・損害の扱い	「不可抗力」の定義は、「市及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、市又は運営権者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生防止手段を合理的に期待できないものをいう(別紙定義集(50))」と、あります。従いまして、本条アの「かつ、運営権者により予見できず、又はその増加費用等の発生防止手段を講ずることが合理的に期待できなかったと市が認める場合」は、削除のうえ、本条アを「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項…当該適用除外規定の対象外となるものは、市の負担とする。」に変更願います。	本項と定義集の表記が重複する箇所について、修正します。実施契約書(案)(平成28年8月5日改訂版)をご確認ください。
150	実施契約書(案)	23	第9章	第54条	1	(1) 不可抗力による増加費用・損害の扱い	「イ 上記ア以外の暴動、戦争等に人的災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。」とありますが、具体的な例があれば、保険の付保の条件の参考にするために、ご提示ください。	暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力のうち公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を準用の上、同法が定める適用除外規定となるものです。例えば、一箇所の工事の費用が120万円に満たぬものや工事の費用に比してその効果の著しく小さいものです。
151	実施契約書(案)	23	第9章	第54条	1	(2) 不可抗力による増加費用・損害の扱い	「イ 上記ア以外の地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。」とありますが、具体的な例があれば、保険の付保の条件の参考にするために、ご提示ください。	地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力のうち公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が定める適用除外規定となるものです。例えば、一箇所の工事の費用が120万円に満たぬものや工事の費用に比してその効果の著しく小さいものです。

No.	資料	頁	章	条	項	号	項目名	内容	回答
152	実施契約書(案)	23	第9章	第54条	1	(2)	不可抗力による増加費用・損害の扱い	「不可抗力」の定義は、「市及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、市又は運営権者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう(別紙1定義集(50))」と、あります。従いまして、本条アの「かつ、運営権者により予見できず、又はその増加費用等の発生の防止手段を講ずることが合理的に期待できなかったと市が認める場合」は、削除のうえ、本条アを「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第2項…当該適用除外規定の対象外となるものは、市の負担とする。」に変更願います。	本項と定義集の表記が重複する箇所について、修正します。実施契約書(案)(平成28年8月5日改訂版)をご確認ください。
153	実施契約書(案)	23	第9章	第54条	1	(2)	不可抗力による増加費用・損害の扱い	流入水量予測が最大値で178,100m ³ /日とありますが、降雨等で不明水の流入があり、200,000m ³ /日を超え流入した場合、流入ゲートを閉め、処理場設備を守った場合に発生する溢水被害は不可抗力にあたり、運営権者の負担にならないという理解でよろしいでしょうか。	流入水量200,000m ³ /日は、要求水準書(案)7.4(1)オに記載のとおり、流入基準を満たさない場合の対応を行う要件であり、不可抗力の基準ではありません。不可抗力となるかどうかは、実施契約書(案)第54条によります。
154	実施契約書(案)	23	第9章	第54条	2		不可抗力による増加費用・損害の扱い	60日以内に合意が成立しない場合、市が不可抗力に対する対応方針を通知し、運営権者はこれに従うものとされていますが、市の通知は、あくまでも運営権者との協議を踏まえた内容である必要がある点、確認させてください。	市の通知に先立ち運営権者と協議を行うことになっており、運営権者から主張された合理的な提案については、最大限これを考慮させていただく予定です。
155	実施契約書(案)	24	第10章	第57条	1		運営権者によるセルフモニタリング	「(モニタリング基本計画に規定された事項を含むが、これらに限られない。)」との記述がありますが、モニタリング基本計画は市が作成することを明記ください。	モニタリング基本計画は市が作成します。
156	実施契約書(案)	24	第10章	第59条	1		要求水準違反違約金	要求水準違反違約金の算定基準について、ご教示ください。	モニタリング基本計画(案)3.3要求水準違反違約金の額の算定方法に記載のとおりです。
157	実施契約書(案)	25	第10章	第60条	1		運営権の行使の停止	要求水準の達成が困難か否かについて市が判断する建付けとなっておりますが、要求水準の達成が困難か否かについては公平性の観点から客観的に判断されるべきと思われるので、修正いただけますようお願い致します。	モニタリングについて、市及び運営権者によるモニタリングのほか、第三者によるモニタリングを実施することとしています。また、要求水準未達成の場合、市はモニタリング基本計画に則り運営権者に対して是正指導を行い、運営権者は、市との協議を踏まえて是正計画を策定することになっています。
158	実施契約書(案)	25	第10章	第60条	2		運営権の行使の停止	運営権の行使が停止された期間について、83条3項と同様、当該期間に係る受領済の運営権対価前払金についても返還して頂く形にご修正ください。	原文のままとします。
159	実施契約書(案)	26	第11章	第63条	2	(5)	運営権者による誓約事項	会社法の第326条第2項は、任意規定であり必須ではないので、「～を設置することができ。」という表現に変更をお願いします。	実施契約書(案)第63条第2項は、市が運営権者に求める事項となりますので、原文のままとします。ただし、監査役会に関しては監査役でも可とします。実施契約書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)をご確認ください。
160	実施契約書(案)	26	第10章	第63条	2	(5)	運営権者による誓約事項	運営権者の機関構成について、監査役会に代わり監査等委員会設置会社とすることも可能でしょうか？	監査役会に代わり監査等委員会設置会社とすることは認められません。ただし、監査役会に関しては監査役でも可とします。実施契約書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)をご確認ください。
161	実施契約書(案)	26	第11章	第63条	2	(5)	運営権者による誓約事項	第63条第2甲第2号について、「…監査役又は監査役会…」と監査役のみを選択できるように変更をお願い致します。監査役会の設置となると、常勤監査役の配置、かつ社外監査役を2名招聘することになりますが、非常勤監査役のみであっても、ガバナンス上十分な監視牽制機能を果たしており、また、市も経営モニタリング基本計画(案)で示されており、経営のモニタリングで、事業期間中、株主総会・取締役会議事録・監査報告書等を確認する体制になっておりますので、監査役のみの機関を選択できればと存じます。	監査役会に関しては監査役でも可とします。実施契約書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)をご確認ください。
162	実施契約書(案)	26	第11章	第63条	2	(5)	運営権者による誓約事項	監査役会を設けた場合、第三者の監査役を設けなければなりません。構成員から選任することで良いとの理解でよろしいでしょうか。	監査役会を構成する監査役は制約しません。
163	実施契約書(案)	26	第11章	第63条	4		運営権者による誓約事項	「…議事録及び議事録要旨を、当該開催後30日以内に市に提出する。」とありますが、議事録要旨は必須となりますでしょうか。	議事録要旨も必須となります。

No.	資料	頁	章	条	項	号	項目名	内容	回答
164	実施契約書(案)	28	第12章	第67条	2		事業期間	本事業期間の延長を申し出ることができる事由に、法令変更(特定法令等変更、特定条例等変更)が含まれておりませんが、不可抗力と同等に取り扱うケースもあり得るため、事由の1つに追記されるべきと思いますがいかがでしょうか。	原文のままとします。
165	実施契約書(案)	28	第12章	第68条	1	(1)	事業引継	事業期間満了時に、性能確認を行うのであれば、事業開始時においても確認をお願いします。瑕疵ではないが頻繁にトラブルが発生している等の設備の問題点があれば、事実を認識共有していただくをお願いします。	事業開始前の時点で本市から維持管理業務を受託している者(以下「受託者」という。)が施設機能確認を行い、作成した調書を基に、市、受託者及び運営権者の三者による現状確認を行います。設備の故障状況については、守秘義務対象の開示資料 参考資料14メンテナンス履歴台帳、参考資料21その他設備のヒアリング調査結果等をご参照ください。
166	実施契約書(案)	28	第12章	第68条	1	(1)	事業引継	要求水準書には、個々の機器の性能についての記載がありません。具体的な確認方法についてご教授下さい。	守秘義務対象の開示資料 参考資料10、11、12及び13をご確認ください。
167	実施契約書(案)	29	第12章	第68条	1	(3)	事業引継	ここでいう従業員とは、第25条の従事職員と同義でしょうか。	お見込みのとおりです。
168	実施契約書(案)	29	第12章	第68条	1	(3)	事業引継	「…市の指定する者が転籍での受け入れを希望する場合には…必要かつ可能な協力をし…」とありますが、運営権者も再契約を妨げられるものではないと理解しており、再契約の入札において市の指定する者は契約に当たり必要人員を確保して望んでいるものと思慮いたします。個人の職業選択の自由を妨げることは致しませんが、運営権者として積極的な協力の義務はないとの理解でよろしいでしょうか。	実施契約書(案)第68条第3号のとおり、運営権者には必要かつ可能な協力をさせていただくことになります。
169	実施契約書(案)	29	第12章	第68条	1	(3)	事業引継	「運営権者は、運営権者の従業員について、市の指定する者が転籍での受け入れを希望する場合には、市の指定する日までに、従業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、転籍を希望する全従業員の記録を市の指定する者に送付しなければならない。」とありますが、全従業員の記録とは何を指していますか？個人情報が含まれる場合、個人情報保護法に抵触しないのでしょうか？	転籍を希望する従業員の本事業に関する記録であり、個人情報も含み得ます。その場合には、個人情報保護法に従い、市の指定する者への提供が可能となるための同意を取り付けることも運営権者に求めています。
170	実施契約書(案)	29	第12章	第68条	1	(4)	事業引継	「…市の指定する者が承継を希望する場合には、…契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし…」とありますが、運営実施体制表及び付随する資料は都度提出しており、改めて送付しなければならないものがあれば送付するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
171	実施契約書(案)	29	第12章	第68条	1	(4)	事業引継	「…市の指定する者が承継を希望する場合には、…契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし…」市の指定する者と契約する相手方は民間同士の契約であり、運営権者が介入する立場にないとの理解でよろしいでしょうか。	契約主体が運営権者から市の指定する者に移転するわけですので、一定の協力は必要となると考えております。もちろん、承継後の契約の当事者になることまでは求めません(三者間契約化することは求めません)。
172	実施契約書(案)	29	第12章	第68条	1	(5)	事業引継	「…市の指定する者が本事業を引き継ぐまでに、市または市の指定する者によって行われる、運営権設定対象施設が要求水準書を満たしていることの確認等の評価に協力しなければならない。」とありますが、市の指定する者の立ち合いを拒むものではありませんが、あくまで運営権者は市と確認作業をするとの理解でよろしいでしょうか。	市又は市の指定する者が行います。
173	実施契約書(案)	29	第12章	第68条	1	(6)	事業引継	「…市又は市の指定する者に電子媒体(……)で送付しなければならない。」とありますが、契約上は市との契約であり、市の指定する者への送付に当たり、運営権者はなんら責を負わないとの理解でよろしいでしょうか。	「責」がどのような責任を想定しているか質問から不明ですが、運営権者は契約上の一般的な善管注意義務を負担しているとの前提です。
174	実施契約書(案)	29	第12章	第68条	1	(6)	事業引継	「運営権者は、市の指定する日までに、運営権設定対象施設に関して運営権者が有する財務及び運営、技術(知的財産を含む第三者の使用許可が不要なライセンスや運営権設定対象施設の運営に必要なマニュアル等を含む。)に関するすべての最新文書を市又は市の指定する者に電子媒体(中略)で送付しなければならない」とありますが、知的財産に該当し、第三者の使用許可が必要なライセンスや、運営権者又は運営権者への出資(構成)企業独自のノウハウに関するものは、送付(引継)対象外と考えてよろしいでしょうか。	知的財産に該当し第三者の使用許可が必要なライセンスは対象外となりますが、運営権設定対象施設に関して運営権者が有する技術は対象となります。

No.	資料	頁	章	条	項	号	項目名	内容	回答
175	実施契約書(案)	29	第12章	第69条	1		本契約終了による資産の取扱い	「・・・市又は市の指定する者に引き渡し、・・・」とありますが、契約上、市へ引き渡すとの理解でよろしいでしょうか。	例えば、本条本項が示す「市の指定する者」が、次の公共施設等運営事業の運営権者とした場合、本事業終了日翌日より次の公共施設等運営事業が開始されることとなり、次の事業開始日に運営権が次期運営権者に設定されるため、本事業運営権者と次期運営権者で運営権設定対象施設の引き渡しができる方が円滑に進むと考えています。
176	実施契約書(案)	29	第12章	第69条	1		本契約終了による資産の取扱い	「市又は市の指定する者は・・・」との記載がありますが、契約関係はと運営権者と市であるとの理解でよろしいでしょうか。	例えば、本条本項が示す「市の指定する者」が、次の公共施設等運営事業の運営権者とした場合、本事業終了日翌日より次の公共施設等運営事業が開始されることとなり、次の事業開始日に運営権が次期運営権者に設定されるため、本事業運営権者と次期運営権者で運営権設定対象施設の引き渡しができる方が円滑に進むと考えています。
177	実施契約書(案)	29	第12章	第69条	3		本契約終了による資産の取扱い	「・・・運営権者が本事業用地及び運営権設定対象施設内において保有する資産・・・」とありますが、任意事業の関連設備は撤去対象であり、具体的には何を想定しているかご教示願います。	任意事業に係る資産のほか、併置により導入した設備・機器等を想定しています。
178	実施契約書(案)	29	第12章	第69条	3		本契約終了による資産の取扱い	「売却される資産の額が少額である場合には」とありますが、ここで「少額」とは具体的に幾らぐらいを想定されているかご教示下さい。	具体的な金額は想定していません。
179	実施契約書(案)	30	第12章	第69条	5		本契約終了による資産の取扱い	「・・・市又は市の指定する者・・・」との記載がありますが、契約関係はと運営権者と市であるとの理解でよろしいでしょうか。	本項規定に「市の指定する者」が規定されるのは、本条第3項の規定により市の指定する者が運営権者が保有する資産を必要と認めた場合には、本条第5項に規定に則り、資産買取対価の支払いを行うことになるからです。
180	実施契約書(案)	30	第12章	第70条	1		原状回復費用等	運営期間満了時に行う機能確認の方法を明示していただき、事業開始時にも同様に機能確認を運営権者と市において実施することをお願いします。	運営満了時の施設機能確認については、事業開始時に準じた方法で実施します。
181	実施契約書(案)	30	第13章	第72条	1	(2)	運営権者の事由による本契約の解除	2には「運営権者に対して当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告し、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、解除事由を記載した書面を送付することにより、直ちに本契約を解除することができる」とあります。一方、1の場合には「催告することなく本契約を解除することができる」とありますが、この違いについてご教示ください。	催告の有無です。
182	実施契約書(案)	31	第13章	第72条	1	(5)	運営権者の事由による本契約の解除	「・・・本事業を放棄したと認められるとき。」とありますが、その範囲(一部、全部等)の判断基準をご教示願います。	具体的な判断基準は設けていません。個別事情に応じてその都度判断する予定です。
183	実施契約書(案)	31	第13章	第72条	1	(8)	運営権者の事由による本契約の解除	「運営権者が適用ある法令等に関して重大な違反をしたと認められるとき」と定められており、「法令等」の定義は極めて広い概念となっております。本事業に関連のある重要な法令等に限るようお願いします。	運営権者は我が国の法令等を遵守して本事業を行う義務がありますので(実施契約書(案)第2条第2項)、解除要件充足の判断の場合に限って対象となる法令等を限定することは適切ではありません。
184	実施契約書(案)	31	第13章	第72条	1	(9)	運営権者の事由による本契約の解除	「モニタリング基本計画に定める場合」とは、モニタリング基本計画(案)の3.1.3の契約解除に掲げる事項を意味すると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
185	実施契約書(案)	31	第13章	第72条	1	(13)	運営権者の事由による本契約の解除	「・・・、運営権者の親会社等についても・・・」とありますが、親会社等の定義をご教示願います。	PFI法第9条第4号に定める「親会社等」を指しています。
186	実施契約書(案)	32	第13章	第72条	2		運営権者の事由による本契約の解除	「・・・合理的な期間を設けて催告し、・・・」とありますが、おおよその程度の期間かご教示願います。	生じた不履行を是正するために必要な期間を意味しますので、具体的な期間を事前に一律に提示することはできません。
187	実施契約書(案)	32	第13章	第72条	2	(3)	運営権者の事由による本契約の解除	「運営権者が法令等に違反したとき」が定められておりますが、「法令等」の定義は極めて広い概念となっております。本事業に関連のある重要な法令等に限るようお願いします。	運営権者は我が国の法令等を遵守して本事業を行う義務がありますので(実施契約書(案)第2条第2項)、解除要件充足の判断の場合に限って対象となる法令等を限定することは適切ではありません。

No.	資料	頁	章	条	項	号	項目名	内容	回答
188	実施契約書(案)	32	第13章	第73条	1		本事業開始日前の その他事由による 解除	『催告することなく』『協議により』に変更していただくようお願いします。	本条は、遅延により事業開始予定日を6ヶ月経過するまでの間、当事者間で協議を行うことを妨げてはいません。
189	実施契約書(案)	32	第13章	第73条	1		本事業開始日前の その他事由による 解除	「・・・市又は運営権者のいずれの責めにも帰すべきでない事由(不可抗力の場合を除く)により、・・・」とありますが、どの様な事由を想定しているのか、ご教示願います。	具体的な想定事例はありません。
190	実施契約書(案)	32	第13章	第74条	1		市の任意による解 除	「公益上やむを得ない必要が生じたとき」とは具体的にどういったことでしょうか？通常の契約では考えられないので、削除をお願いします。	現時点では、具体的に想定する事例はありません。
191	実施契約書(案)	32	第13章	第74条	1		市の任意による解 除	「公益上やむを得ない必要が生じたとき」とは具体的にどのようなときでしょうか？	PFI法第29条第1項第2号に規定される公益上やむを得ない必要が生じたときです。現時点では、具体的に想定していません。
192	実施契約書(案)	32	第13章	第74条	1		市の任意による解 除	「公益上のやむを得ない必要が生じたとき」は、第82条に基づき、運営権者に補償することなく、本契約を解除できることとなっております。非常に重大な効果を生じる条項でありますので、予め、主な具体例をご教授願います。	本条による市の任意による解除を行った場合は、実施契約書(案)第83条が適用されます。
193	実施契約書(案)	32	第13章	第75条	1		市の事由による本 契約の解除又は終 了	第72条 2 の運営権者の義務の履行違反と同様の表現にすべきと考えるため、『重大な』を削除して頂き、『市の責めに帰すべき事由により、市が本契約上の市の義務に違反し・・・』に修正をお願いします。	原文のままとします。
194	実施契約書(案)	32	第13章	第76条	1		不可抗力による本 契約の終了又は解 除	この条文の『滅失』とは、全部滅失の場合のことであると思われませんが、一部滅失の場合には、どのような処理・対応を想定されていますか？	一部滅失の場合は、その原因等に応じて、実施契約に従い処理・対応致します。
195	実施契約書(案)	32	第13章	第76条	2		不可抗力による本 契約の終了又は解 除	不可抗力によって本事業の継続が困難となった場合、市のみ解除権があることは不合理ですので、運営権者にも解除権を与える形にご修正ください。	原文のままとします。
196	実施契約書(案)	34	第13章	第80条	3		本事業開始日後の 解除又は終了の効 果	第78条の事由により、本契約が解除又は終了した場合には、市又は市の指定する者の行う本業務にかかる業務に協力するにあたり、その費用負担も協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、協議することは妨げません。
197	実施契約書(案)	34	第13章	第81条	1		契約解除違約金等 -運営権者事由解 除又は終了	第52条における法令等変更による費用増加、第54条の不可抗力による費用増加などにおいて、事業環境が著しく悪化した場合を想定しています。そのような場合、対応を市と運営権者が誠実に協議することとなりますが、合意に至らずに事業環境の改善が不可能と判断された場合、第81条を利用して運営権者から契約解除を願ひ出することは可能でしょうか。その場合、違約金は免除されるものでしょうか。	実施契約書(案)第81条は市が解除権を有する規定ですので、これを適用して運営権者が解除を行うことはできません。
198	実施契約書(案)	34	第13章	第81条	2		契約解除違約金等 -運営権者事由解 除又は終了	違約金の額は金2億5千万円とありますが、算定根拠をご教示願います。	解除に伴い市に発生する、義務業務の引き継ぎ等に関する費用負担や、運営権者にとつての金銭的なペナルティとしての重み等を総合的に勘案して設定しました。
199	実施契約書(案)	34	第13章	第81条	2		契約解除違約金等 -運営権者事由解 除又は終了	違約金額2億5千万円の算定根拠を教えてください	解除に伴い市に発生する、義務業務の引き継ぎ等に関する費用負担や、運営権者にとつての金銭的なペナルティとしての重み等を総合的に勘案して設定しました。

No.	資料	頁	章	条	項	号	項目名	内容	回答
200	実施契約書(案)	34	第13章	第81条	2		契約解除違約金等-運営権者事由解除又は終了	契約解除違約金の金額が2億5千万円であるのは、高額かと存じます。金額の根拠をご教示頂けますでしょうか？	解除に伴い市に発生する、義務業務の引き継ぎ等に関する費用負担や、運営権者にとっての金銭的なペナルティとしての重み等を総合的に勘案して設定しました。
201	実施契約書(案)	34	第13章	第81条	2		契約解除違約金等-運営権者事由解除又は終了	違約金の額は金2億5千万円とありますが、運営権者の解除に至る経緯を想定すると、債務超過の財政状況と考えられます。債務超過となった原因により、免責条項を設けるべきと考えます。(支払金利の上昇や修繕費の高騰など)	運営権者が債務超過状況にあるか否かにかかわらず、契約解除違約金は2億5千万円とします。
202	実施契約書(案)	34	第13章	第81条	2		契約解除違約金等-運営権者事由解除又は終了	契約解除違約金が金2億5千万円を下回った場合の差額は、運営権者に返金していただけるのでしょうか。	契約解除違約金は定額ですので、この額が2億5千万円を下回るのは想定していません。
203	実施契約書(案)	34	第13章	第81条	3		契約解除違約金等-運営権者事由解除又は終了	違約金に加え、終了後の期間に係る運営権対価前払金についても市側が保持する合理的な理由はないものと思われまので、前払金の返還に応じていただく形で修正していただきますようお願い致します。	運営権者の責めに帰すべき事由における解除の場合には、運営権対価前払金の返還は致しません。
204	実施契約書(案)	35	第13章	第83条	2		運営権取消等及び損失の補償-市事由又は双方無責の事由による解除又は終了	運営権者に発生した損失を補償するとはありますが、損失とは実損害に加え逸失利益等も含んだものという理解で宜しいでしょうか？なお、本契約書上、損害と損失という用語が両方出てきますが、仮に意図して使い分けておられるならその内容についてご教示ください。	実施契約書(案)第83条第2項の対象となる損失とは、PFI法第30条第1項に定める「損失」を意味します。
205	実施契約書(案)	35	第13章	第83条	2		運営権取消等及び損失の補償-市事由又は双方無責の事由による解除又は終了	2項に「市は、運営権者に対して、運営権者に発生した損失を補償する。」とありますが、任意事業に伴う損失も補償対象となると考えてよろしいでしょうか。	運営権者に発生した損失と判断される限りで対象となります。
206	実施契約書(案)	35	第13章	第84条	2		運営権取消等及び損失の負担-特定法令等変更又は特定条例等変更による解除	「…特定条例等変更により…運営権者に生じた損失に係る負担については、市と運営権者との協議とする。」とありますが、市が定めた条例による場合は市の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	協議により負担者・負担割合が決定されます。
207	実施契約書(案)	35	第13章	第84条	2		運営権取消等及び損失の負担-特定法令等変更又は特定条例等変更による解除	法令等の変更は、運営権者のコントロールできない範囲であり、市での負担を要望いたします。	本事業について、市が運営しても運営権者が運営しても、等しく発生するリスクは、運営権者に担っていただくことを基本として考えます。法令については、市もまたコントロール不可能であることから、各自がリスクを負うこととします。特定条例等変更により運営権者に増加費用又は損害が発生した場合は協議事項とします。
208	実施契約書(案)	35	第13章	第84条	2		運営権取消等及び損失の負担-特定法令等変更又は特定条例等変更による解除	特定法令等変更及び特定条例等変更により運営権者に生じた損失は、運営権者が負担すべき性質のものでないため、協議に関わらず、市において負担して頂く形に変更していただきますようお願い致します。	本事業について、市が運営しても運営権者が運営しても、等しく発生するリスクは、運営権者に担っていただくことを基本として考えます。法令については、市もまたコントロール不可能であることから、各自がリスクを負うこととします。特定条例等変更により運営権者に増加費用又は損害が発生した場合は協議事項とします。
209	実施契約書(案)	35	第13章	第84条	2		運営権取消等及び損失の負担-特定法令等変更又は特定条例等変更による解除	特定法令等変更(国の特定法令変更及び市の特定条例等変更)により本事業の継続が不可能となった場合には、他のコンセッション事例同様、市に運営権者に生じた損失を負担して頂きたいと考えております。特定法令変更については、リスク量があまりに大きく、プロジェクトファイナンスを組成する上で当該リスクに対する手当てを運営権者に強いることは不可能であると考えます。	本事業について、市が運営しても運営権者が運営しても、等しく発生するリスクは、運営権者に担っていただくことを基本として考えます。法令については、市もまたコントロール不可能であることから、各自がリスクを負うこととします。特定条例等変更により運営権者に増加費用又は損害が発生した場合は協議事項とします。
210	実施契約書(案)	35	第13章	第84条	2		運営権取消等及び損失の負担-特定法令等変更又は特定条例等変更による解除	「前項の場合のうち、特定法令等変更により本事業の継続が不可能となった場合には、市及び運営権者のいずれも、自らに生じた損失については、自ら負担するものとする。」とありますが、改築や附帯事業で建設し所有権を市に譲渡した施設で、事業が終了した時点で減価償却費が残存している施設の費用は、市が負担すると考えてよろしいでしょうか？	契約解除事由にかかわらず、減価償却費相当額の支払いについては、実施契約書(案)第69条に従い支払う予定です。

No.	資料	頁	章	条	項	号	項目名	内容	回答
211	実施契約書(案)	36	第13章	第85条	2		運営権放棄・取消等及び損害の負担-不可抗力解除	第54条の不可抗力による増加費用、損害の扱いと矛盾があるように思われますが、同条との整合性についてご教示ください。	実施契約解除時の処理全体としてみれば不整合はないとの認識です。
212	実施契約書(案)	36	第14章	第87条	1		著作権の利用等	成果物の利用の権利・権限が、契約の終了後も存続することとなっております。第75条(市の事由による本契約の解除又は終了)の場合は除外されるべきと考えますが、いかがでしょうか。	成果物は本事業の運営に関するものであり、契約解除による事業終了後、市又は次期運営者の運営を妨げることがないよう、その成果物の利用制限を課しております。したがって、市の事由による解除の場合でもかかる制限を除外することはいたしません。
213	実施契約書(案)	36	第14章	第87条	1		著作権の利用等	本条においては、市による成果物の利用、公表等の権利が規定されていますが、これらは第96条(秘密保持義務)の誓約を受けると理解しております。この点ご確認をお願い申し上げます。	実施契約書(案)第87条の規定に拘らず、実施契約書(案)第96条の対象となる情報については、同条の秘密保持義務が課されるという理解です。
214	実施契約書(案)	36	第14章	第87条	4		著作権の利用等	著作権法19条第1項、20条第1項の権利を行使してはならないと記載されているが、成果物について、望ましくない使用がなされる可能性がある場合には協議可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
215	実施契約書(案)	38	第15章	第92条	1		協議会の設置	実施計画書(案) P38第92条の当該協議会の設置目的にも「市及び運営権者の間で発生する紛争及び意見調整を目的」とありますが、本事業の目的を達成するため協議会を効率的に運用する提案を行うことは可能でしょうか？	協議会の詳細については、実施契約締結後、運営権者と協議のうえ定めます。
216	実施契約書(案)	36	第15章	第92条	2		協議会の設置	学識経験者とはどのような者を想定しているのでしょうか。紛争の調整を目的とするならば下水事業関連の専門家の他に、弁護士・会計士等も本協議会に参加し得るべきと思われます。貴市のご意向をご教示願います。	協議会の詳細については、実施契約締結後、運営権者と協議のうえ定めます。
217	実施契約書(案)	38	第15章	第92条	2		協議会の設置	ここでいう代表者は、協議内容に応じ変更を可能とするかを含め協議にて定めるとの理解でよろしいでしょうか。	協議会の詳細については、実施契約締結後、運営権者と協議のうえ定めます。
218	実施契約書(案)	38	第15章	第92条	2		協議会の設置	学識経験者3名とありますが、下水道事業(処理場運営)に精通している方もしくは経験者の選出をお願いします。	協議会の詳細については、実施契約締結後、運営権者と協議のうえ定めます。
219	実施契約書(案)	38	第15章	第92条	2		協議会の設置	「(前略)協議会は、市と運営権者が合意する学識経験者3名、市の代表者1名及び運営権者の代表者1名の計5名で構成されるものとし、当該協議会の運用に係る手続は、市及び運営権者が協議により定めるものとする」とあります。当協議会には、運営権者から代表者以外の者や、場合によって運営権者の構成員(株主)からの参加もお認め頂けるものでしょうか。	協議会の詳細については、実施契約締結後、運営権者と協議のうえ定めます。
220	実施契約書(案)	38	第15章	第96条	1		秘密保持義務	秘密とすべき情報の範囲が広範ですので、『秘密である旨特定して開示した情報』といった限定をしていただくようお願いします。	本事業の運営は運営権者が行い、かつ、運営権者が情報の一次取得者となることが多く想定されるため、ご提案のような(市からの)「特定」をしていたのでは、秘密とすべき情報を保護することができません。したがって、原文のままとします。
221	実施契約書(案)	40	第15章	第98条	1		兼業禁止	「運営権者は、本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。但し、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない」とあります。貴市の承諾が得られる事例についてご教示ください。	具体的な事例はありません。具体的事象が生じた場合に、その都度判断することとなりますので、事例を示すことはできません。
222	実施契約書(案)						増加費用の定義	実施契約書上の各所で規定されている「増加費用」には、金融関連費用も含まれるものと理解して宜しいでしょうか。	金融関連費用の内容が不明ですが、金融関連費用も増加費用と判断される限りで含まれます。
223	実施契約書(案)	48	別紙2-1義務事業の承継等の対象・方法		2		運営権者譲渡対象資産	「本契約締結日以降に市が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う」について、本契約締結日「以前」に協議できる機会はありますか。	実施契約締結日以降に見積書を提出していただきます。

No.	資料	頁	章	条	項	項目	項目名	内容	回答
224	実施契約書(案)	48	別紙2-1義務事業の承継等の対象・方法		2		運営権者譲渡対象資産	運営権者譲渡対象資産の譲渡代金額については、実施契約締結以降に市が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出し、当該見積もりに従って決定されるとありますが、運営権者が予定価格以上の金額を出すことが困難な場合、譲渡代金額についてその際に別途協議させて頂くことになりそうですでしょうか？	別紙2-1に規定する手続きによって譲渡代金額を決定します。
225	実施契約書(案)	48	別紙2-1義務事業の承継等の対象・方法		2		運営権者譲渡対象資産	物品譲渡契約の対象はSPCにて減価償却を必要とする固定資産ではなく、消耗品等という認識でよろしいでしょうか。	物品譲渡契約の対象資産への譲渡対価の按分は、運営権者の判断となりますので、減価償却の対象となるかどうかの判断も同様となります。
226	実施契約書(案)	50	別紙2-2物品譲渡契約書	第7条			危険負担	『引渡しまでは、市が危険負担をする』という旨の規定に変更していただくをお願いします。	原文のままとします。
227	実施契約書(案)	50	別紙2-2物品譲渡契約書	第7条			危険負担	引渡時までは、譲渡物品は譲渡人の管理下にある以上、譲渡人の責に帰さない滅失、毀損についても譲渡人が危険を負担すべきと考えます。	原文のままとします。
228	実施契約書(案)	50	別紙2-2物品譲渡契約書	第8条			瑕疵担保	・・・譲渡物品に数量の不足、その他隠れた瑕疵等のあることを発見しても譲渡代金の減免若しくは損害賠償の請求又は、契約の解除をすることができない。 この判断は、対象資産の評価額によっては無視できないこととなるため、財産目録(資産台帳)の価額を基に協議して対応を決める旨に変更をお願いします。	瑕疵担保責任を市は負わないものとします。
229	実施契約書(案)	50	別紙2-2物品譲渡契約書	第8条			瑕疵担保	(別紙2-2物品譲渡契約書)運営権者譲渡対象資産について、譲受人は物品譲渡契約書締結後、「譲渡物品に数量の不足、その他隠れた瑕疵等のあることを発見しても、譲渡代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない」とありますが、契約締結前には数量の確認等資産の状態を実際に確認する機会が与えられるという理解でよろしいでしょうか。また、その際の状況により譲渡金額の協議は可能ということでしょうか。	物品譲渡対象リストを事前に提示した上で、現地調査、競争的対話、優先交渉権者選定後の事前準備等を通じて、確認をする機会とは与えられると考えております。
230	実施契約書(案)	54	別紙3市が維持する協定等				脚注5	協定の内容についてはいつ開示されるのでしょうか。事前に開示されず、協定内容が本事業に影響を及ぼすものである場合、市との協議事項としていただきたいと思っております。	実施契約書(案)別紙3市が維持する協定等の脚注5のとおりです。協定内容が、事業運営に影響があると市が判断した場合は協議の対象とします。
231	実施契約書(案)	54	別紙3市が維持する協定等				脚注5	県との協定の再締結時期を教えてください。	要求水準書(案)を前提に市と地元で協議中です。競争的対話時に説明予定です。
232	実施契約書(案)	55	別紙4運営権対価の支払方法		3		運営権対価に関する消費税及び地方消費税の計算について	「運営権対価にかかる消費税及び地方消費税は、それぞれの支払時点において適用される税率により計算されるものとする」とあります。「提案書Ⅰー3別紙」にて提案する「運営権対価の額」は、消費税及び地方消費税を除いた額という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
233	実施契約書(案)	56	別紙5公有財産賃貸借契約	第7条	3		貸付料	3項の「貸付物件の価格が上昇したとき、貸付人が貸付物件につき特別の費用を負担することになったとき」というのは、それぞれどういったときなのでしょう。具体的に例示いただけると幸いです。	近隣の賃料相場と比較して貸付物件が安価とみられるような場合等が想定されますが、これに限られません。
234	実施契約書(案)	57	別紙5公有財産賃貸借契約	第10条	1		瑕疵担保	例えば任意事業であっても、一定の瑕疵担保は頂きたいと考えておりますが、協議可能でしょうか。	別紙5第10条のとおり、市は財産賃貸借契約において瑕疵担保は一切負わないこととします。
235	実施契約書(案)	58	別紙5公有財産賃貸借契約	第16条	2		契約の解除	2項に「貸付人が公用または公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。」とありますが、その場合に生じた借受人の損害は補償いただけるのでしょうか。	別紙5第19条第2項に記載のとおりです。
236	実施契約書(案)	58	別紙5公有財産賃貸借契約	第16条	2		契約の解除	「貸付人は、貸付人が公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。」の「公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき」の事例をご教示頂けますでしょうか。	個別の事例に基づいて行うことになるので、具体的な事例をお示しすることはできません。

No.	資料	頁	章	条	項	号	項目名	内容	回答
237	実施契約書(案)	63	別紙6	保険			保険	保険について、市が付保している共済保険は使用できず、運営権者が火災保険等を独自に付保する理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
238	実施契約書(案)	64	別紙6	保険			保険	運営権者は別紙6の当該保険を付保することが義務付けられていますが、具体的にどういった事態を想定した上で当該保険の付保を考えていますでしょうか。その他の保険契約を検討するうえで必要となりますのでお教えてください。	例えば、処理場の見学等を行った第三者が損害を負った場合等を想定しています。
239	実施契約書(案)	71	別紙8	第1条	(4)		業務委託	利用料金未納者への対応についてですが、実施契約書上では未納者徴収業務は市への委託業務となっています。一方で募集要項で債権回収は運営権者が行うとなっていますが具体的な業務の分担について確認させていただけますでしょうか。	郵送による催告及び電話、臨宅による折衝までは市が受託します。なお、別紙8第1条脚注12に対象外を示しています。
240	実施契約書(案)	71	別紙8	第2条	1		委託料	委託者である運営権者が受託者へ委託料を支払う根拠として、支払い前に受託者から各業務の報告書や請求根拠とそれに対する検査が必要になるものと考えます。4月請求分は第8条と第11条を根拠にすると理解しますが、9月請求分については報告も検査も経ないため問題があります。この問題点に関する貴市の考えをご教示ください。	委託料は一年をベースに算出され、その支払いが2回に分けられているという趣旨です。業務の定期的な確認・検査は委託料の算出期間である1年につき1回であり、それ以外の時期における委託者による受託者の業務内容確認は、別紙8第9条に従い行われることを想定しています。
241	実施契約書(案)	71	別紙8	第3条	1		再委託	再委託先等につき、実施契約第94条、第96条に相当する守秘義務及び個人情報保護義務を負わせる内容の契約を、受託者と再委託先等との間で締結することをお願い申し上げます。	再委託先とは、機密保持に関する条項を含めた契約を締結済みです。
242	実施契約書(案)	73	別紙8	第10条	1		收受した利用料金の支払い	受託者が使用者から收受する使用料等が少額である場合(回収率が非常に低い場合)は、委託料を減額することをお認めいただけますようお願い致します。	原文のままとします。
243	実施契約書(案)	73	別紙8	第11条	1		検査	受託者及び再委託先等につき、委託者が随時業務内容(個人情報保護及び守秘義務遵守の点を含む。)の検査を行うことをお認め下さい。	再委託先の検査は、受託者が行います。
244	実施契約書(案)	73	別紙8	第11条	2		検査	委託者が、検査の結果、再委託先等の業務履行が不適切であると合理的に判断した場合は、受託者に対して、再委託先等の担当者又は再委託先等自体の変更を要求することができ、受託者は誠実にこれに従うことの規定を加筆いただけますよう、お願い申し上げます。	再委託先の業務履行は、市が適切に管理を行うことを別紙8第4条で規定していることから、原文のとおりとします。
245	実施契約書(案)	73	別紙8	第12条	1		業務内容の変更	受託者と委託者は必要があると認めるときは、書面による通知により、業務の内容を変更し又は業務を一時中止することができるとされており、 「本事業の実施に支障を生じさせない範囲で」という限定を付して頂けないでしょうか？	業務内容の変更又は一時中止の場合は、通知ではなく、委託者と受託者の間で協議のうえ決定するように修正します。実施契約書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)をご確認ください。
246	実施契約書(案)	76	別紙8	別紙	1		委託費の算定方法	過去の徴収業務負担金額をご教示ください。	平成26年度 196,122,613円 平成25年度 197,079,167円です。 なお、平成24年度以前の負担金の算定方式は、現在と異なります。
247	実施契約書(案)	76	別紙8	別紙	1		委託費の算定方法	過去5年間の実績をもとにした場合、委託料がそれぞれいくらになるのかを例示いただけませんかでしょうか。	市全体の徴収業務負担金に調定件数比率と利用料金設定割合を乗じた額となります。なお、平成24年度以前の負担金の算定方式は、現在と異なります。 例 平成26年度→196,122,613円×0.69×0.27=36,537,642円 平成25年度→197,079,167円×0.69×0.27=36,715,848円
248	実施契約書(案)	76	別紙8	別紙	1	(2)	浜松市下水道利用料金收受代行業務委託料算定表	(2)浜松市下水道事業徴収業務負担金額 これまでの実績をご教示頂けますでしょうか。	平成26年度 196,122,613円 平成25年度 197,079,167円です。 なお、平成24年度以前の負担金の算定方式は、現在と異なります。

No.	資料	頁	章	条	項	号	項目名	内容	回答
249	実施契約書 (案)	71	別紙8利用 料金收受 代行業務 委託契約	第2条	1	(3)	委託費の算定方法	初回の委託料支払いは平成30年10月、最終回は平成50年5月という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

頁、条、項、号及び項目名については、事務局にて一部加筆、修正をしています。

No.	資料	頁	条	項	号	項目名	内容	回答
1	基本協定書(案)	1				前文	基本協定書は、市と優先交渉権者構成員のみが締結するものであり、SPCの本完全無議決権株式のみを保有する株主は当事者とならないという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	基本協定書(案)	2	第4条	1	(2)	SPCの設立	SPCの設立から本事業の開始まで一定の期間があるため、設立は必要最小限の出資額及び必要最小限の機関構成で行い、その後本事業の開始までに、提案書記載内容に従った出資を行い機関変更をすることも許容する内容に修正いただけませんか？	原文のままとします。
3	基本協定書(案)	3	第4条	1	(4)	SPCの設立	会社法の第326条第2項は、任意規定であり必須ではないので、「～を設置することができる規定がある。」という表現に変更をお願いします。	基本協定書(案)第4条第1項第4号は、市が運営権者に求める事項となりますので、原文のままとします。ただし、監査役会に関しては監査役でも可とします。基本協定書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)をご確認ください。
4	基本協定書(案)	3	第4条	1	(4)	SPCの設立	SPCの定款に、会社法326条第2項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人を設置する規定があることありますが、SPCがより柔軟な経営を行うため、会社の機関設計を選択できるようにすること(例えば、監査役会設置会社、監査役設置会社を選択する)は可能でしょうか。	市が必要と考えるガバナンスについて、SPCに求める機関設計となりますので、運営権者が自由に選択することは認められません。ただし、監査役会に関しては監査役でも可とします。基本協定書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)をご確認ください。
5	基本協定書(案)	3	第4条	1	(4)	SPCの設立	「監査役又は監査役会の設置」と監査役のみを選択できるように変更をお願い致します。監査役会の設置となると、常勤監査役の配置、かつ社外監査役を2名招聘することになりますが、非常勤監査役のみであっても、ガバナンス上十分な監視牽制機能を果たしており、また、市も経営モニタリング基本計画(案)で示されており、経営のモニタリングで、事業期間中、株主総会・取締役会議事録・監査報告書等を確認する体制になっておりますので、監査役のみの機関を選択できればと存じます。	監査役会に関しては監査役でも可とします。基本協定書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)をご確認ください。
6	基本協定書(案)	3	第4条	2		SPCの設立	設立時監査役及び設立時会計監査人は、設置した場合(任意)の通知義務としていただくようお願いします。	設立時監査役及び設立時会計監査人の設置を義務付けています。
7	基本協定書(案)	3	第5条	2	(1)	SPCの株主	本議決権株主は、本議決権株式について、他の本議決権株主に対して処分を行うとするとともに書面による市の事前の承諾が必要となる建付にしてください。金融機関としては、プロジェクトファイナンスにおいては議決権株主の構成(特に中核株主の出資比率)が維持されることが極めて重要であると考えており、浜松市様が本議決権株主が議決権株式を処分することについて承認される際には、予め金融機関にもご相談が頂けるものと考えております。	事業環境や経済情勢を考慮した柔軟な経営を阻害することがないよう、本議決権株主間での本議決権株式の移動を自由としています。したがって、原文のままとします。また、市は基本協定書(案)第5条第2項第1号に基づく承諾を行う際、事前に金融機関に相談することは現状想定していません。
8	基本協定書(案)	3	第5条	2	(1)	SPCの株主	運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関から借入を行う場合であって、当該借入のために本議決権株式に担保権を設定する場合には、浜松市様の承認を得られるものと理解して宜しいでしょうか。	担保権の設定を行う具体的事例により異なりますので、一概にお答えすることはできません。
9	基本協定書(案)	3	第5条	2	(3)	SPCの株主	但書から、本議決権株主の出資割合の変更については、市への事前通知及び市による承諾は不要と理解いたしました。ご確認をお願い致します。	基本協定書(案)第5条第2項第3号は、SPCが既存の株主のみに対して新たに本議決権株式を発行する場合には、その結果、出資割合が変更されるときでも、市の承諾は不要とするものです。
10	基本協定書(案)	4	第5条	3		SPCの株主	「(ii)当該処分がSPCの事業実施の継続を阻害しないことを証明」とありますが、事業者としては、SPCの事業実施の継続を阻害することを意図して本議決権株式を処分することは考えられないため、何を証明すればよいか想像が付きません。よって、市において、どのような事態を「SPCの事業実施の継続を阻害する本議決権株式の処分」と想定しておられるのか、具体例をお示し下さい。もし具体例を想定されていないようであれば、応札者としては、この点予見可能性に欠けるため、(ii)は、「市において、当該処分がSPCの事業実施の継続を阻害することを合理的に説明した場合に、承認しないことができる」という趣旨の規定に変更していただくことをご検討お願い申し上げます。	具体的な想定はありませんが、事業撤退等の理由で株式譲渡を行う場合も考えられることから、基本協定書(案)第5条第3項を設けています。当該条項により、市の承諾が得られるかどうかは個別具体的な事例に応じて異なりますので、具体例を示すことはできません。したがって、原文のままとします。

No.	資料	頁	条	項	号	項目名	内容	回答
11	基本協定書 (案)	6	第9条	1		実施契約の不成立	現在の条文では、平成29年10月31日までのいずれに時点においても、市において一方的に、優先交渉権者構成員の責に帰すべき事由により実施契約の締結に至る可能性がないと判断し、これを通知して本協定を終了させることができ(第11条第1項)、かつ、その他優先交渉権者構成員は、市が支出した費用及び違約金を連帯して支払い、かつその他損害賠償をする(市が請求する場合)必要があることになっております。これは、優先交渉権者が実施契約締結の意思を引き続き示している場合には、極めて不合理な結果となってまいります。従って、本項の適用は、優先交渉権者が実施契約締結の意思がないことを表明した場合に限定する文言の追加、又は優先交渉権者構成員との協議の機会を設ける旨の文言の追加をお願い申し上げます。 または、「市が判断した場合」の文言を「市が合理的に判断した場合」にご修正いただけますよう、お願い申し上げます。	原文のままとします。
12	基本協定書 (案)	6	第9条	1	(1)	実施契約の不成立	優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由による契約不成立の場合、「本事業の公募に関して支出した費用は、すべての優先交渉権者構成員が連帯して負担する。」とありますが、次点交渉権者が運営権者として選定された場合は(2)との関係よりその限りではないという理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者の責めに帰すべき事由による場合の違約金であることから、次点交渉権者が選定されるか否かに関わらず、市は当該違約金を請求することができます。
13	基本協定書 (案)	6	第9条	1	(2)	実施契約の不成立	優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由による契約不成立の場合、「市は、優先交渉権者構成員に対して優先交渉権者再選定に係る費用についての違約金として、金5,000万円を請求することができる。」とありますが、「金5,000万円を上限に実際に支出した費用を請求することができる。」に修正いただけないでしょうか。	生じる損害額が5千万円を超過する場合は考えられますので、原文のままとします。
14	基本協定書 (案)	6	第9条	2		実施契約の不成立	優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由の際には、違約金や超過分の賠償請求について記載されていますが、市の責めに帰すべき事由の際には協議となっています。市の帰すべき事由にも同様に違約金等の規定があることが望ましいと考えますが、市の考え方をご教示ください。	原文のままとします。市の責任については、適用法令に従いますが、基本協定上協議の場を設ける趣旨です。
15	基本協定書 (案)	6	第9条	2		実施契約の不成立	構成員の責めに帰すべき事由により契約の締結に至らなかった場合には、5,000万円の違約金請求と超過分の賠償請求の記載がありますが、市の責めに帰すべき事由による場合はこの記載がなく、とても対等な条件ではないと思います。削除をお願いします。	原文のままとします。市の責任については、適用法令に従いますが、基本協定上協議の場を設ける趣旨です。
16	基本協定書 (案)	6	第9条	2		実施契約の不成立	市の帰責事由による解除の場合の費用負担は、市と優先交渉権者の協議となっている理由を教えてください(優先交渉権者構成員の帰責事由の場合、金額が定められており、場合によっては超過分の請求も市ができるようになっているため)	原文のままとします。市の責任については、適用法令に従いますが、基本協定上協議の場を設ける趣旨です。
17	基本協定書 (案)	6	第9条	2		実施契約の不成立	以下の理由から、第9条第1項同様、市の責めに帰す事由の場合は、市がすべての支出費用を負担する条件となるように変更願います。市の責めに帰す事由によって、実施契約が不成立となった場合には、「…公募に関しての支出した費用の負担は、市と優先交渉権者構成員の協議によって決定されるものとする。」となっております。一方、第9条1項では、優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由によって、実施契約が不成立となった場合、支出費用はすべて優先交渉権者構成員が連帯して負担することになっており、不公平な条件となっております。市と優先交渉権者は、例えば、第7条第6項で、本事業の遂行のために、協力することからしても、契約当事者関係としては公平であるべきかと存じます。	原文のままとします。市の責任については、適用法令に従いますが、基本協定上協議の場を設ける趣旨です。
18	基本協定書 (案)	7	第11条	1		本協定の有効期間	存続する期間を限定して頂きますよう、お願いします。 (例えば、5年間など。)	存続する期間を限定していないのは基本協定書(案)第11条第1項なお書きに規定する条文のみであり、その内容も妥当と考えますので、原文のままとします。
19	基本協定書 (案)	7	第11条	2		本協定の有効期間	本協定の終了後、本議決権株主が本議決権株式の処分について、市の事前承認を求めなければならないのは、実施契約締結がなされ、本事業開始後の場面でしょうか？ 実施契約の締結に至らない場合は、市の事前承認は不要という理解で良いでしょうか？	実施契約締結後、本事業開始前においても市の事前承認は必要となります。 実施契約の締結に至らない場合は、お見込みのとおりです。

No.	資料	頁	条	項	号	項目名	内容	回答
20	基本協定書(案)	11	別紙2株主誓約書の様式	4		本議決権株式発行の承認	基本協定書第5条第2項第3号よりも内容が狭まっていますので、「新たに」と「本議決権株式を発行しようとする場合」の間に「本議決権株主以外の第三者に対して」を挿入するなど、同号と合致するよう修正をお願い致します。	修正します。基本協定書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)をご確認ください。
21	基本協定書(案)	11	別紙2株主誓約書の様式	7		守秘義務の対象	本項では、「本誓約書に関する事項」につき守秘義務が規定されていますが、本誓約書自体は貴市HPで条項が公表されているため、ここで守秘義務の対象となる「本誓約書に関する事項」は何を意味するか、具体的にお示しいただけますようお願い致します。	本誓約書に関する事項とは、本誓約書の内容にとどまらず、本誓約書の締結に至る交渉過程や問い合わせ内容等及び本誓約書の差入れの前提となっている本事業に関する事項も広く含みます。

頁、条、項、号及び項目名については、事務局にて一部加筆、修正をしています。

No.	資料	頁	章	節	細々節	項目名	内容	回答
1	要求水準書(案)	2	第1章	1.4		用語の定義	表中「協議」の欄に、「書面により、契約図書協議事項について、市と運営権者が対等の立場で合議し、結論を得ること。」と記されており、市と運営事業者との対等が本事業の根幹と考えます。しかし、実施契約書(案)では、例えば、第37条「前項の協議が整わない場合、市は、新しい工期を合理的に定めるものとし、運営権者はこれに従わなければならない。」また「第39条にあるように「運営事業者はこれに異議を述べない。」などの条項が設けられています。協議が整わない場合、「浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業協議会にて調整する。」との記述に変更をお願いします。	要求水準書で定める定義は、あくまで要求水準書上の定義です。実施契約においても、協議は対等な立場で合議し結論を得ることを目的としています。下水道管理者として市には最終的な責任が残りますので、実施契約に別途定める場合は、市の決定に従っていただくことになります。
2	要求水準書(案)	3	第1章	1.5	(3)	対象工種	附帯事業のため附設において発生する土木・建築工事は、運営権者の対象工種との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	要求水準書(案)	3	第1章	1.5	(3)	対象工種	施設・設備の耐震化工事は、貴市の対象工種との理解でよろしいでしょうか。耐震化工事が貴市の対象工種の場合、義務事業及び附帯事業に関する施設・設備が対象と考えてよろしいでしょうか。	市が行う耐震化工事は、既存施設の躯体が対象となります。設備更新や附帯事業に伴う新規施設に対しては、更新や附設時に運営権者により、耐震性能を持たせた設計・施工をしていただきます。
4	要求水準書(案)	4	第1章	1.5	(4)	対象施設の概要 ①西遠浄化センター	表中に、現在保有設備 放流渠(約3.5km)とありますが、P41 表3 事業計画概要の終末処理場の欄に、「放流渠 □1600×2 2,810m □2600×φ 2800 330m」とあり、合計が3,140mとなります。正確な放流渠延長を、ご教示ください。	場外放流渠(吐口～4号特殊人孔) □2600*2600*2連 L≒2880m 場内放流渠(2条) 1-2系 φ 1000、□1600*1600 L≒420m(図面無) 3-4系 φ 1500、□1600*1600 L≒470m
5	要求水準書(案)	7	第2章	2.2	(2)	委託等に関する事項	「運営権者は実施契約書に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、(中略)第三者に委託又は請負わせることができる」とあります。一方、実施契約書(案)第24条(第三者への委託)においては、「要求水準書に定めるところに従い、(中略)第三者に委託又は請負わせることができる」とあり、具体的な委託禁止業務に関する記載がありません。これら要求水準書(案)及び実施契約書(案)の記載は、委託又は請負わせる方法や受託者又は請負者に関する規定であり、具体的な委託禁止業務については、募集要項(P6)第2(7)事業範囲にある「本事業の範囲は以下のアからウに掲げるものとする。なお、運営権者は、本事業に係る業務のうち、経営における企画・管理業務及び改築における監督業務を除いて第三者に委託し又は請負わせることができる」に該当する業務との理解でよろしいでしょうか。	委託禁止業務は、実施契約書(案)別紙1定義集の(4)のとおりです。
6	要求水準書(案)	7	第2章	2.2	(2)	委託等に関する事項	「運営権者は実施契約書に委託禁止業務として定められた業務を除いた」とありますが、再委託禁止業務はSPC自身で行う理解でよろしいでしょうか。一般的なPFIのSPCは業務すべてを再委託し、実施する形態が一般的だと思います。	委託禁止業務は、SPC自身で行っていただきます。
7	要求水準書(案)	7	第2章	2.2	(2)	委託等に関する事項	「委託禁止業務として定められた業務」とは、【実施契約書(案) 別紙1 定義集 (4)】の項目と思われますが、(i) 経営に係る企画・管理業務(f) 地域住民、見学者の対応(広報の企画、実施)のうち、広報に用いる「ホームページ」作成運用管理、「広報ビデオ」の作成などは、どのように判断されますか？	「ホームページ」作成、「広報ビデオ」作成等の実作業は委託可能ですが、それらの企画については運営権者自身で行っていただきます。
8	要求水準書(案)	8	第2章	2.5		情報公開に関する事項	(1)に、「業務執行体制、収支、環境対策、地域貢献に関する計画等、経営に関する情報のほか、施設の改築、維持管理に関する情報の積極的な公開に努めること」とあります。施設の改築及び維持管理に関する情報公開の対象について、貴市が必須と考える項目(情報)があればご教示ください。	実施契約書(案)の第29条第4項、第30条第4項及び第31条第4項のとおり、全体事業計画書、短期事業計画書及び単年度事業計画書について、ホームページへの公表が必要です。また、実施契約書(案)第57条第3項のとおり、セルフモニタリングの方法及び結果のうち、運営権者自らが提案書類において提案した公表事項について公表が必要です。
9	要求水準書(案)	8	第2章	2.5		情報公開に関する事項	「適時、適正な情報を公平かつ継続に公開し、経営の透明性の確保に努めること。」とありますが、実施契約書において、各種情報をホームページで公開と記載があるので、SPCでホームページを作成することは必須であるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料	頁	章	節	細節	細々節	項目名	内容	回答
10	要求水準書(案)	9	第3章	3.2			技術管理に関する事項	(3)に、「委託する場合は、委託しようとする相手方について委託しようとする業務の経験、当該業務に予定される技術者の経験又は資格その他技術的能力に関する審査をすること」とあります。 当該審査の基準は、第2章2.2(2)委託等に関する事項を除き、運営権者が定めるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	要求水準書(案)	10	第4章	4.2	(2)	イ	地域住民等とのコミュニケーション イ 見学者の対応	運営権者として、見学者の対応する際の目安とするため、現状どれくらいの頻度で対応されているかご教示ください。	平成27年度実績は次のとおりです。 4月 4件、5月 2件、6月 4件、7月 4件、8月 13件、9月 3件、10月 3件、11月 2件、12月 0件、1月 2件、2月 1件、3月 2件
12	要求水準書(案)	11	第5章	5.1	(1)		放流水質基準	放流水質基準として4項目が挙げられています。これ以外の項目(例えば、N,P,COD等)で、留意すべき項目、または法定基準ではない場合でも水質管理上で留意すべき項目があれば、ご教示ください。	守秘義務対象開示資料の参考資料、資料24水質測定及び汚泥処理状況一覧をご確認ください。
13	要求水準書(案)	11	第5章	5.1	(1)		放流水質基準	放流水質基準として4項目が挙げられていますが、将来的に値の変更や項目の追加が予定されていますでしょうか。	下水道関連法令の改正がなければ変更はありません。
14	要求水準書(案)	11	第5章	5.1	(1)		放流水質基準	表5-1の放流水質の要求水準には、COD、T-N、T-Pの記載がありません。放流水のCOD、T-N、T-Pに関しては、改築および維持管理を行うに際して、何ら制約を受けないと考えてよろしいでしょうか。	放流水質の要求水準は、下水道法施行令に基づき定めています。下水道関連法令の改正がなければ制約は受けません。
15	要求水準書(案)	11	第5章	5.2	(1)		汚泥リサイクル	「事業期間中、汚泥リサイクル率100%の維持に努めること」とあります。現在の汚泥リサイクル率及びリサイクル方法についてご教示ください。 また、汚泥リサイクル率100%の維持は、事業期間中に貴市が検討する「汚泥集約処理」が行われる場合も維持すべきものとの理解でよろしいでしょうか。	平成27年度実績のリサイクル率は93%、リサイクル方法は堆肥化、建設資材化、セメント資源化等です。
16	要求水準書(案)	11	第5章	5.3	(2)		騒音基準 第B種区域 昼間55dB以下 夜間45dB以下	測定頻度や測定方法についての記載がありませんが、ご教示願います。	測定方法はJISZ8731に定める方法です。測定頻度に関しては施設の状況に応じて決めてください。
17	要求水準書(案)	11	第5章	5.3	(3)		悪臭基準 第2地域 臭気指数13	測定頻度や測定方法についての記載がありませんが、ご教示願います。	測定方法は臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年環境庁告示第63号)に定める方法です。測定頻度に関しては、要求水準書(案)7.2(5)イにしたがって実施してください。
18	要求水準書(案)	11	第5章				システム性能に関する要求水準	弊社では、汚泥のエネルギーを最大活用することを検討しています。通常の焼却炉では白煙防止対策のために、排ガスから熱エネルギーを回収して温風を作り、再度煙突で低温排ガスと混合排出しています。しかしながら、白煙は水蒸気であり、環境に悪影響を及ぼすものではありません。よって、白煙防止対策を止め、その熱エネルギーを有効利用することを検討していますが、問題ないでしょうか。	白煙に限らず視覚的に発生が確認できる排気は、浄化センターの清潔感を損なうものであるため、抑制を求めますが、これを満足する限りにおいて、熱エネルギー利用は可能です。要求水準書(案)改訂版(平成28年8月5日公表)5.4をご確認ください。 なお、提案書においては、白煙防止措置を前提とした提案としてください。ただし、事業開始後、地元住民の理解が得られた場合は白煙防止措置の停止ができる可能性があります。
19	要求水準書(案)	13	第6章	6.1	(4)	ウ	業務体制 ウ 監督業務	「運営権者と雇用関係にあり、下水道施行令第15条の資格を有する者を監督員として配置すること」とあります。監督員は、運営権者(SPC)に籍を置く必要があり、運営権者の構成員からの出向者・派遣者は不可とのことでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	要求水準書(案)	13	第6章	6.1	(4)	ウ	業務体制 ウ 監督業務	「監督業務 監督業務に関しては、運営権者と雇用関係にあり」とありますが、これはSPCの社員を意味しますか？	お見込みのとおりです。
21	要求水準書(案)	14	第6章	6.2	(1)		対象施設の処理能力	対象施設の処理能力が、ポンプ設備のみの記載となっておりますが、他の設備や機器についても数値の記載をお願いします。	各設備の必要能力は、流入水量、流入水質等の実績・予測、既存能力、既存配置及び技術提案事項を踏まえ、運営権者にて設定していただきます。

No.	資料	頁	章	節	細々節	項目名	内容	回答
22	要求水準書(案)	14	第6章	6.2	(1)	対象施設の処理能力	例えば、初期用のポンプや初期用のブロワなど、耐用年数が到来し除却になれば(本設ではないので)更新対象外と思われませんが、改築にあたってどこまでの能力保持を義務とし、どこからを運営権者の自由度の範囲として許容するのですか？	流入水量、流入水質等の実績・予測、既存能力、既存配置及び技術提案事項を踏まえ、運営権者にて設定していただいた能力が義務範囲となります。必要能力を超える設備の改築は、併置として行うことで可能です。
23	要求水準書(案)	14	第6章	6.2	(1)	対象施設の処理能力 ア 西遠浄化センター (ア) 揚水施設	流入水量(時間最大)192m3/分と記載ありますが、5号主ポンプを予備機と考えた場合、1～4号の合計能力は192m3/分を満足しないこととなります。今回のコンセッションの中で、1～4号の能力を増強する計画を位置づけると考えてよろしいですか。	提案様式「Ⅱ-2(1) 実水量に応じたポンプ設備の改築技術」において、1～5号機の最適化を図ることを期待しています。
24	要求水準書(案)	15	第6章	6.2	(2)	対象設備の性能	対象設備の設計又は選定は、「下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)」に準じて行うことと記載ありますが、2009年版が最新であり、最新の技術については記載がありません。このように記載のない技術を採用する場合は、その時点での複数の技術を比較し選定することとしますがよろしいですか。	お見込みのとおりです。
25	要求水準書(案)	15	第6章	6.2	(2)	対象設備の性能	提案における対象設備の設計及び選定のため、汚泥の性状の確認させていただけますでしょうか。具体的には、既設の汚泥濃縮機で所定の濃度が得られるかを確認したいと考えています。試験用に重力濃縮汚泥を20Lタンク×2本程度を採取させていただくことは可能でしょうか。	試験用サンプルとしての汚泥は、参加資格があるとされた者のうち希望者に対して提供します。詳細は、別途公表の「守秘義務対象開示資料の追加要望等について(平成28年8月5日公表)」をご確認ください。
26	要求水準書(案)	15	第6章	6.2	(2)	対象設備の性能	「「下水道施設計画・設計指針」と解説に準じて行うこと。」とありますが、「下水道施設計画・設計指針」の発行は2009年であり、本指針に記載されていない技術もあります。本指針に記載されていない技術を採用する場合には、基本的な考え方が指針に合致していればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	要求水準書(案)	15	第6章	6.2	(2)	対象設備の性能 イ 電気設備の特記事項	任意事業(バイオガス発電、太陽光発電等)の導入に伴い、回線数を変更(増加)することは可能でしょうか。	売電に関しては電力会社等との協議によるものと考えます。
28	要求水準書(案)	15	第6章	6.2	(2)	対象設備の性能 ウ 土木の特記事項 (ア) 内部防食	水槽の水抜き後に、躯体からの水漏れ等を確認した場合、躯体補修は市の範囲と考えますが、宜しいですか？	水漏れ程度の補修は、維持管理業務での修繕にあたり、運営権者の業務となります。
29	要求水準書(案)	16	第6章	6.2	(2)	対象設備の性能 ウ 土木の特記事項 (ウ) その他の土木付帯設備	土木の対象範囲は、躯体以外の付帯設備とあり、(ウ)その他として、手摺、場内施設(道路、排水、植栽、門、門扉、外灯等)等があると記載ありますが、場内施設のなかで道路、排水、植栽、門、門扉、外灯以外に含まれるものを特定してください。	フェンス、グレーチング、鉄蓋が該当しますが、特定できる資料は無く施設内の躯体以外の施設と認識してください。
30	要求水準書(案)	16	第6章	6.2	(2)	対象設備の性能 エ 建築の特記事項 (ウ) その他の建築付帯設備	建築の対象範囲は、躯体以外の付帯設備とあり、(ウ)その他として、内部仕上げ、建具、金属物(笠木、手摺、タラップ等)があると記載ありますが、金属物のなかで笠木、手摺、タラップ以外に含まれるものを特定してください。	鉄蓋が該当しますが、特定できる資料は無く施設内の躯体以外の設備と認識してください。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答	
31	要求水準書(案)	16	第6章	6.2	(3)	ア	対象設備の耐用年数 ア 長寿命化対策	「原則として当初の耐用年数以上使用すること。」とございますが、例外も考えうるとの理解でよろしいのでしょうか。例外が認められるとすれば、どのような場合が想定されるかご教示願います。例えば、耐用年数以上使用する場合に比べ、コスト面、省エネ、環境などのメリットが得られる場合が考えられると存じます。	耐用年数到達前に既存設備を処分する場合は、既設使用開始時点からの経過期間により次のような取り扱いも必要となります。 ①処分制限期間未満の場合 既設撤去を行うために、国の承認が必要になり、国との協議の結果、何かしらの負担が生じる可能性があります。 また、更新に国補助金を充てることができませんので、市が補助金充当分も負担することを考慮する必要があります。 ②処分制限期間を経過し、標準耐用年数未満の場合 国の承認及び国補助金の返還を要せず、当該対象施設の処分が可能でです。 また、更新に国補助金を充てる場合、国補助金の交付対象は当該対象施設が標準耐用年数を経過していることとされています。これによらない場合は、国との個別協議が必要となります。 なお、更新に国補助金を充てない場合、市が補助金充当分も負担することを考慮する必要があります。 いずれの場合も、ご質問のような機能面、コスト面等を総合的に考慮したうえで更新が妥当だと、市と運営権者で合意できる場合は、対象施設の更新可能性はあると考えられます。しかしながら、具体的協議が必要となりますので現時点でお答えすることは困難です。
32	要求水準書(案)	16	第6章	6.2	(3)	ア	対象設備の耐用年数 ア 長寿命化対策	アに、「長寿命化対策を実施した設備については、対策実施時点から数えて処分制限期間以上使用するとともに、原則として当初の設置時点から数えて標準耐用年数以上使用すること」とあります。設備の経年劣化による顕著な機能低下や新技術の開発・普及等により、修繕(機能維持)や長寿命化対策を実施するよりも、設備を更新する方が機能面・コスト面から見て優位である場合、仮に使用期間が処分制限期間や標準耐用年数以下であっても、当該設備の更新をお認め頂くことは可能でしょうか。	耐用年数到達前に既存設備を処分する場合は、既設使用開始時点からの経過期間により次のような取り扱いも必要となります。 ①処分制限期間未満の場合 既設撤去を行うために、国の承認が必要になり、国との協議の結果、何かしらの負担が生じる可能性があります。 また、更新に国補助金を充てることができませんので、市が補助金充当分も負担することを考慮する必要があります。 ②処分制限期間を経過し、標準耐用年数未満の場合 国の承認及び国補助金の返還を要せず、当該対象施設の処分が可能でです。 また、更新に国補助金を充てる場合、国補助金の交付対象は当該対象施設が標準耐用年数を経過していることとされています。これによらない場合は、国との個別協議が必要となります。 なお、更新に国補助金を充てない場合、市が補助金充当分も負担することを考慮する必要があります。 いずれの場合も、ご質問のような機能面、コスト面等を総合的に考慮したうえで更新が妥当だと、市と運営権者で合意できる場合は、対象施設の更新可能性はあると考えられます。しかしながら、具体的協議が必要となりますので現時点でお答えすることは困難です。
33	要求水準書(案)	16	第6章	6.2	(3)	イ	対象設備の耐用年数 イ 更新	「更新時点から数えて耐用年数以上使用すること。」とございますが、例外は認められるのでしょうか。例外が認められるとすれば、どのような場合が想定されるかご教示願います。例えば、耐用年数以上使用する場合に比べ、コスト面、省エネ、環境などのメリットが得られる場合が考えられると存じます。	耐用年数到達前に既存設備を処分する場合は、既設使用開始時点からの経過期間により次のような取り扱いも必要となります。 ①処分制限期間未満の場合 既設撤去を行うために、国の承認が必要になり、国との協議の結果、何かしらの負担が生じる可能性があります。 また、更新に国補助金を充てることができませんので、市が補助金充当分も負担することを考慮する必要があります。 ②処分制限期間を経過し、標準耐用年数未満の場合 国の承認及び国補助金の返還を要せず、当該対象施設の処分が可能でです。 また、更新に国補助金を充てる場合、国補助金の交付対象は当該対象施設が標準耐用年数を経過していることとされています。これによらない場合は、国との個別協議が必要となります。 なお、更新に国補助金を充てない場合、市が補助金充当分も負担することを考慮する必要があります。 いずれの場合も、ご質問のような機能面、コスト面等を総合的に考慮したうえで更新が妥当だと、市と運営権者で合意できる場合は、対象施設の更新可能性はあると考えられます。しかしながら、具体的協議が必要となりますので現時点でお答えすることは困難です。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
34	要求水準書(案)	16	第6章	6.2	(3)	イ 対象設備の耐用年数イ更新	イに、「更新を実施した設備については、更新実施時点から数えて標準耐用年数以上使用すること」とあります。設備の経年劣化による顕著な機能低下や新技術の開発・普及等により、修繕(機能維持)や長寿命化対策を実施するよりも、設備を更新の方が機能面・コスト面から見て優位である場合、仮に使用期間が標準耐用年数以下であっても、当該設備の再度の更新をお認め頂くことは可能でしょうか。	耐用年数到達前に既存設備を処分する場合は、既設使用開始時点からの経過期間により次のような取り扱いも必要となります。 ①処分制限期間未満の場合 既設撤去を行うために、国の承認が必要になり、国との協議の結果、何かしらの負担が生じる可能性があります。 また、更新に国補助金を充てることができませんので、市が補助金充当分も負担することを考慮する必要があります。 ②処分制限期間を経過し、標準耐用年数未満の場合 国の承認及び国補助金の返還を要せず、当該対象施設の処分が可能でます。 また、更新に国補助金を充てる場合、国補助金の交付対象は当該対象施設が標準耐用年数を経過していることとされています。これによらない場合は、国との個別協議が必要となります。 なお、更新に国補助金を充てない場合、市が補助金充当分も負担することを考慮する必要があります。 いずれの場合も、ご質問のような機能面、コスト面等を総合的に考慮したうえで更新が妥当だと、市と運営権者で合意できる場合は、対象施設の更新可能性はあると考えられます。しかしながら、具体的協議が必要となりますので現時点でお答えすることは困難です。
35	要求水準書(案)	17	第6章	6.3	(2)	イ 改築計画策定に関する事項 イ 実施計画の策定 (I) 実施時期・概算費用	なお、事業総額は、提案書類の内容を基本とし、年度事業費は平準化を図り、市と協議して決定することとございますが、大規模な改築をする場合にかかる年度の事業費が大きくなることが予想され、平準化は困難であると存じます。提案書類の内容にそっていれば問題ないのでしょうか、それともそもそも改築計画において平準化を図るべきなのか、ご教示願います。	焼却炉の改築時は、その期間の事業費が増大してしまうことは、認識しておりますが、民間企業の創意工夫をもって、より平準化が図られることを、期待しています。
36	要求水準書(案)	18	第6章	6.3	(2)	イ 改築計画策定に関する事項 イ 実施計画の策定 (I) 実施時期・概算費用	(I)実施時期・概算費用に、「※積算体系は、下水道用設計標準歩掛表に準ずる。作業人工や経費に関しては、積算基準以下とし、提案書類のコスト縮減策を反映すること」とあります。作業人工や経費について積算基準以下とすることは原則論であり、必須ではないと考えてよろしいでしょうか。	積算基準以下とすることが原則として求められますが、積算基準を超える場合は、その妥当性を第三者に対し、明確に説明できることが必要となります。
37	要求水準書(案)	18	第6章	6.3	(2)	エ 改築計画の実施フロー	貴市よりコンセッション基本協定を締結後に提示される予定の第1期改築計画は、守秘義務対象開示資料の参考資料「資料27中期改築シミュレーション結果」で示されている内容と概ね変わらないとの認識でよろしいでしょうか。	シミュレーション結果を基に計画を策定しますが、機器の状態や、効率的に事業を進める為に、内容を変える場合があります。
38	要求水準書(案)	18	第6章	6.3	(2)	エ 改築計画の実施フロー	第1期改築計画の内容について、基本協定締結後に行われる優先交渉権者と協議・調整において、市が作成する第1期改築計画の対象機器でない場合でも優先交渉権者が早期に改築すべきと考える機器について、追加することはできますか？ また改築対象であっても、修繕により延命化を図ることで、改築対象から外して次の5ヵ年計画の対象とすることはできますか？	基本協定締結後に、改築計画の内容に関して市と優先交渉権者による協議の上、改築対象機器や改築時期の調整を行います。
39	要求水準書(案)	19	第6章	6.4	(1)	工事計画書の作成	改築基本協定について事前に草案等は公表いただけますでしょうか。	実施契約書(案)別紙7-1をご確認ください。
40	要求水準書(案)	19	第6章	6.4	(2)	設計に関する事項	改築工事について、SPCから構成員又は、外部の企業に対する発注手続きの事務に関する記載がありません。必要とされる具体的な事項の記述をお願いします。	第三者へ委託又は請負わせる場合は、要求水準書(案)2.2(2)委託等に関する事項及び関係法令に則り、適切な発注及び契約を行ってください。
41	要求水準書(案)	19	第6章	6.4	(2)	ア 設計に関する一般的な事項 (ウ) 安全性の確保	「改築する設備の荷重が既設荷重を超える場合は、新規に構造計算を実施し、必要ならば躯体の補強を実施すること。」とありますが、既存施設の図面、構造計算書、計算モデルは提供いただけると考えてよろしいでしょうか？	市が保有する資料については、運営権者に必要に応じて開示します。
42	要求水準書(案)	20	第6章	6.4	(2)	イ 設計に関する事項 イ 積算に関する要求水準	「※積算体系は、下水道用設計標準歩掛表に準ずる。作業人工や経費に関しては、積算基準以下とし、提案書類のコスト縮減策を反映すること」とあります。作業人工や経費について積算基準以下とすることは原則論であり、必須ではないと考えてよろしいでしょうか。	積算基準以下とすることが原則として求められますが、積算基準を超える場合は、その妥当性を第三者に対し、明確に説明できることが必要となります。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答	
43	要求水準書(案)	20	第6章	6.4	(2)	イ	設計に関する事項 イ 積算に関する要求水準	著しい物価変動とは、何を基準にして何%の変動とお考えですか。	著しい物価変動による改築業務に係る費用の増額は実施契約書(案)第38条第5項に記載の通り、浜松市建設工事執行規則(平成13年浜松市規則第46号)第35条を準用します。その第1項の、「請負代金額が不適当となったと認めるとき」とは、市又は運営権者の自由な判断に委ねられます。第2項の発動は、国から「単品スライド」又は「インフレスライド」の適用に関する通知の発行をもって判断いたします。
44	要求水準書(案)	20	第6章	6.4	(2)	ウ	設計に関する事項 ウ 設計に関する図書の提出	運営権者は、設計完了後、以下に示す設計図書を市に1部提出し承諾を得なければなりません。と記載があり、(ウ)機器仕様書に機器製作図と記載ありますが、製作図はメーカーのノウハウであり、社外秘図書のため承諾図書は「外形図、組立図、要部詳細等」で宜しいでしょうか。	機械工事共通仕様書(国土交通省)又は機械設備工事必携(施工編)(一般財団法人 下水道事業支援センター)に記載されている、承諾図書又は機器製作製作図書の承諾申請書において指定されている図書を提出してください。
45	要求水準書(案)	21	第6章	6.4	(3)	ア	工事業務 ア 工事に関する一般的事項 (ウ) 製作図及び施工図等の提出	運営権者の提出図書に対して、市は承諾すると記載されていますが承諾行為はあるのですか。承諾ではなく確認と認識してよろしいですか。	市の承諾が必要です。
46	要求水準書(案)	22	第6章	6.4	(3)	ア	工事業務 ア 工事に関する一般的事項 (ウ) 保全管理への対応	「工事情報、設備情報等の内容に関して、市が管理する施設情報システムへ登録すること。」とありますが、運営権者が専用で使用できる施設情報管理システムのハードウェア、ソフトウェアを貸与いただけるのでしょうか？貸与いただける台数、ライセンス数をお示しください。また、アクセスする際のセキュリティー確保の方法を、ご教示ください。操作方法は、引継ぎ期間中に指導いただけたらと考えてよろしいでしょうか？	クラウド型施設台帳システムを採用しており、運営権者が用意するパーソナルコンピューター及びインターネット回線により接続をします。運営権者には1ライセンスを貸与します。システムのセキュリティー対策はサービス提供側にて行いますが、クライアントのセキュリティー対策は運営権者側で対応していただきます。運営権者には、操作マニュアルを提供します。
47	要求水準書(案)	23	第6章	6.5	(1)		既存施設の解体撤去に関する事項	既存施設と異なる場所に改築した場合、既存施設は解体撤去する必要がありますでしょうか。	更新の定義により、既存設備は撤去することとします。
48	要求水準書(案)	23	第6章	6.5	(1)	ア	既存施設の解体撤去に関する事項	解体撤去および改築更新対象施設のうち、アスベストが用いられている施設を明示ください。	現状ではアスベストの使用は確認されていません。
49	要求水準書(案)	23	第6章	6.5	(1)	ア	既存施設の解体撤去に関する事項	解体撤去および改築更新対象施設に、PCB含有設備の有無をご教示ください。また、PCB含有設備、PCB汚染物などが保管されている場合、PCB特別措置法で本事業期間中の平成38年度末までに処理することとなっていますが、本事業にはPCB処理に関連する作業や、輸送および処理に係る費用が含まれないことを明示ください。	現状では対象施設にPCB含有設備等の存在は確認されていません。
50	要求水準書(案)	24	第7章	7.1	(3)		実施体制	「維持管理において、法令上、以下に掲げる資格を有する者が実施すべき業務には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させること」とあります。 募集要項(P.6)第2(7)事業範囲に、「運営権者は、本事業に係る業務のうち、経営における企画・管理業務及び改築における監督業務を除いて第三者に委託し又は請負わせることができる」とあります。必ずしも運営権者(SPC)に籍を置く者が担当しなければならないものではなく、第三者に委託又は請負わせることができると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	要求水準書(案)	25	第7章	7.2	(1)	イ	流入基準	水質に関する流入基準値は、BODやSSの実績の最大値であり、流入基準値以下であっても近い値の流入水質が継続すると処理への悪影響が想定されます。運営期間中にそのような状況が発生した場合は、原因の特定、対応方法などについて協議させていただけるの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示されている値は、場内返流水を含む実績値の最大値であるため、場内返流水による影響が無いことを実証していただければ協議の対象とします。
52	要求水準書(案)	25	第7章	7.2	(1)	イ	流入基準	表7-2水質に関する流入基準のBOD、SSには場内返流水を含む実績値が示されていますが、処理場への流入水の値をお示しください。異常な水質の流入があった場合の、責任分担を明確にする必要があると考えます。	場内返流水を含まない流入水のデータはありません。責任分担については、要求水準書(案)7.4(1)オのとおりです。
53	要求水準書(案)	25	第7章	7.2	(2)		放流水質基準	放流水質基準となる処理場出口の採水箇所をご教示ください。	処理場出口とは、参考資料24「水質測定及び汚泥処理状況一覧」、「放流渠(11)及び塩素混和池水質結果の水質測定地点位置図」に示す、放流渠マンホールNo.3(M3)地点です。

No.	資料	頁	章	節	細々節	項目名	内容	回答
54	要求水準書(案)	25	第7章	7.2	(2)	放流水質基準	放流水の水質は、処理場出口において基準を超えないように維持管理しなければならないと記載がありますが、具体的に処理場出口としてどこの地点を特定しますか？	処理場出口とは、参考資料24「水質測定及び汚泥処理状況一覧」、「放流渠(11)及び塩素混和池水質結果の水質測定地点位置図」に示す、放流渠マンホールNo.3(M3)地点です。
55	要求水準書(案)	25	第7章	7.2	(2)	放流水質基準	「遠浄化センターの放流水の水質は、処理場出口において表7-3に示す水質項目についてそれぞれの基準を超えないように維持管理しなければならない。」とありますが、処理場出口とは具体的にどの位置でしょうか？放流渠の馬込川排出手前でしょうか？	処理場出口とは、参考資料24「水質測定及び汚泥処理状況一覧」、「放流渠(11)及び塩素混和池水質結果の水質測定地点位置図」に示す、放流渠マンホールNo.3(M3)地点です。
56	要求水準書(案)	26	第7章	7.2	(3)	廃棄物管理に関する基準	「運営権者は、廃棄物の排出事業者として、」とあり、民間企業が下水道施設の廃棄物の排出事業者になった事例はないという認識ですが、民間企業が排出事業者になることは法的にも制限がないという理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
57	要求水準書(案)	26	第7章	7.2	(3)	廃棄物管理に関する基準	「運営権者は、廃棄物の排出事業者として、」との記載がありますが、SPCは下水道法上の下水道管理者に成り代わって汚泥等の排出事業者になることが可能との理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
58	要求水準書(案)	26	第7章	7.2	(3)	廃棄物管理に関する基準	「運営権者は、廃棄物の排出事業者として、」との記載がありますが、汚泥等の処理責任はSPCが負担するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	要求水準書(案)	25	第7章	7.2	(3)	廃棄物管理に関する基準	「汚泥等の産業廃棄物及び沈砂等の一般廃棄物の外部搬出」に関して、地域住民との協定又は覚書などは、ありますか？ある場合には、ご提示ください。	廃棄物の外部搬出に関する協定、覚書は現在ありません。
60	要求水準書(案)	26	第7章	7.2	(5)	周辺環境の保全に関する基準	周辺環境の測定や保全に関して、地域住民との協定又は覚書などは、ありますか？ある場合には、ご提示ください。	要求水準書(案)を前提に市と地元で協議中です。競争的対話時に説明予定です。
61	要求水準書(案)	27	第7章	7.4	(1)	水質管理に関する事項 ア 水質管理計画の内容	吐口以外の水質試験は、別紙5に記載される項目および頻度は、施設の状況や運転状況に応じて運営権者にて定めることが出来るとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	要求水準書(案)	28	第7章	7.4	(1)	水質管理に関する事項 ア 水質管理計画の内容 (ウ) 運転操作方法 b 処理場各施設・設備に対する水質試験項目～管理方法を確立し適切な運転操作方法の設定	7.4項(1) ア-(ウ)b処理場「水処理の各施設・設備の関連性を把握し、各施設・設備に対する水質試験項目、運転指標と運転条件及び操作指標と操作量に基づく管理方法を確立し、適切な運転操作方法を設定すること。」とあり、7.4項(1)(ウ)にてこの水質管理計画を毎年見直すこととなっています。 水質管理項目の記録や運転指標、運転条件については、7.6項には「運転管理、保全管理で発生した情報(異常・故障情報、保守点検・調査情報、修繕情報、水質・運転情報)を、市が管理する施設情報システムへ登録すること。」とあります。水質管理計画について、水質管理項目等の追加削除等に伴う変更により、市の用意するシステムの水質管理項目等と差異が生じた場合、市の責任範囲にてシステムの改定していただけると考えてよろしいでしょうか？	水質管理項目の追加や削除を行う際は、市と運営権者で協議を行い、対応します。
63	要求水準書(案)	28	第7章	7.4	(1)	水質管理に関する事項 エ 水質管理記録の情報提供	「・・・蓄積されたデータ及び知見は積極的に計画・設計担当に情報提供すること。」とありますが、この【計画・設計担当】とは、誰を指していますか？SPC内での情報共有を意味していますか。以降、改築担当、調査担当が記載されていますが、すべてSPC内の担当を示していますか？	お見込みのとおりです。
64	要求水準書(案)	28	第7章	7.4	(1)	水質管理に関する事項 オ 流入基準を満たさない場合等の対応	「市及び運営権者は以下の措置を講じる」とございますが、対応費用は貴市の負担と理解して宜しいでしょうか。	実施契約書(案)第49条のとおりです。
65	要求水準書(案)	29	第7章	7.4	(2)	汚泥管理に関する事項 ア 汚泥管理計画の内容	汚泥試験は、別紙5に記載される項目および頻度は、施設の状況や運転状況に応じて運営権者にて定めることが出来るとの理解でよろしいでしょうか。(別紙5注記に、「実施すること」または「測定すること」とあるものも「参考として」と解釈してよいか)	お見込みのとおりです。

No.	資料	頁	章	節	細々 細節	項目名	内容	回答
66	要求水準書(案)	30	第7章	7.4	(3) オ	エネルギー管理及びユーティリティ管理に関する事項 オ ユーティリティの調達・管理に関する事項	オについて、現在の各施設の契約電力量、契約内容についてご教示下さい。	平成28年4月現在の契約状況は次のとおりです。 西遠浄化センター:特別高圧電力,4000kW 多目的広場:低圧電力,13kW従量電灯B,60A 浜名中継ポンプ場:高圧電力,166kW 阿蔵中継ポンプ場:高圧電力,39kW
67	要求水準書(案)	30	第7章	7.4	(3) オ	エネルギー管理及びユーティリティ管理に関する事項 オ ユーティリティの調達・管理に関する事項	オについて、現状の契約内容を踏襲する事は可能でしょうか。	可能です。
68	要求水準書(案)	30	第7章	7.4	(3) オ	エネルギー管理及びユーティリティ管理に関する事項 オ ユーティリティの調達・管理に関する事項	オについて、電力調達会社を変更する事は可能でしょうか。	可能です。
69	要求水準書(案)	32	第7章	7.5	(2) ウ	調査に関する事項 ウ 調査記録の情報提供	改築費用だけでなく、計画策定に係る当該調査等の費用についても国補助金が該当する と考えます。計画策定に係る上記補助金の申請は可能でしょうか。また、運営権者に対して 国補助金の分配についての考え方を教えてください。	計画策定に係る調査費用に関して、現制度に基づき国補助金申請は可能です。係る費用 については、工事費と同じく10分の9を市が、10分の1を運営権者が支払います。 なお、実施契約書(案)第69条第2項に示すとおり、当該業務に要する費用の10分の1相当 額のうち、運営権者が市に代わって支払っていた、本事業期間終了日の翌日以降に係る 減価償却費相当額を、市は本事業期間終了時に運営権者に対して支払うこととしていま す。
70	要求水準書(案)	32	第7章	7.5	(3) ア	修繕に関する事項 ア 予防保全的修繕	調査の結果、特定の機器について稼働時間がなく、遊休設備であると判明した場合、将来 の稼働時期が到来するまで管理運転及び定期修繕を中止して保存措置等を施すことは 運営権者の自己責任としての範囲で宜しいですか？	お見込みのとおりです。
71	要求水準書(案)	32	第7章	7.5	(3) ア	修繕に関する事項 ア 予防保全的修繕	「運営権者は、焼却炉、遠心濃縮機、汚泥脱水機等の状態監視保全の設備について…」 とのあり、汚泥処理系の機器設備を例として挙げていますが、ポンプ類やフロアなどの水 処理系機器設備は状態監視保全の対象としないのでしょうか？	水処理系機器設備も対象です。
72	要求水準書(案)	33	第7章	7.6	(2)	施設情報管理に関する事項	施設情報システムに入力した情報は、csvファイル等の汎用的なフォーマットで出力する事 は可能でしょうか。またはある特定のソフトウェアが必要とされるフォーマットでの出力のみ でしょうか？	csvファイル等の汎用的なフォーマットでの出力は可能です。
73	要求水準書(案)	33	第7章	7.6	(2)	施設情報管理に関する事項	「運転管理、安全管理で発生した情報(異常・故障情報、保守点検・調査情報、修繕情報、 水質・運転情報)を、市が管理する施設情報システムへ登録すること。」とありますが、施 設情報管理システムのOSを含むソフトウェアのアップグレードやセキュリティ、補修や 要望事項反映等の管理は市の責任範囲と考えてよろしいでしょうか？	クラウド型施設台帳システムを採用しており、運営権者が用意するパーソナルコンピュ ーター及びインターネット回線により接続をします。運営権者にはライセンスを貸与します。 システムのセキュリティ対策はサービス提供側にて行いますが、クライアントのセキュリ ティ対策は運営権者側で対応していただきます。運営権者には、操作マニュアルを提供し ます。 システムの補修や要望事項反映等の管理は、市と運営権者が協議してサービス提供者と 調整します。
74	要求水準書(案)	34	第8章	8.1	(1)	目的	多目的広場への遊具・スポーツ器具の設置は、管理が適切になされる前提であれば、問 題ない、との理解でよろしいでしょうか？	二重覆蓋躯体、盛土、植栽、その他施設に影響のないもので、多目的広場の機能を損ね ないこと等が設置可否の判断基準になります。
75	要求水準書(案)	34	第8章	8.1	(3)	実施体制	多目的広場の実施体制は、他の設備との兼任でもよろしいですか。 もちろん、要求水準書記載事項を全て満足することが条件です。	お見込みのとおりです。

No.	資料	頁	章	節	細節	細々節	項目名	内容	回答
76	要求水準書(案)	36	第9章	9.1			基本的事項	「市のモニタリング結果について、運営権者と市との間に紛争が生じた場合、浜松市公共下水道(西遠処理区)終末処理場運営事業協議会(以下「西遠協議会」という。)において、当該紛争の解決方法の調整を行う。」とありますが、本協議会は紛争が生じた場合のみの臨時的協議会という位置づけでしょうか？事業の課題を検討する協議会として、機能的に活用する提案は可能でしょうか？	協議会の詳細については、実施契約締結後、運営権者と協議のうえ定めることとします。
77	要求水準書(案)	36	第9章	9.2	(1)		運営権者によるセルフモニタリング	外部機関のモニタリングは、運営権者の判断により活用の要否を決定できるとの理解でよろしいでしょうか。	外部機関を活用したモニタリングの実施は任意です。
78	要求水準書(案)	36	第9章	9.2	(3)		第3者によるモニタリング	第3者によるモニタリングの費用負担は、市と考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
79	要求水準書(案)	38	第11章		(1)		施設機能確認	契約終了時における施設機能確認について書かれていますが、事業開始前の施設機能確認は実施されない方針でしょうか。	事業開始前の時点で本市から維持管理業務を受託している者(以下「受託者」という。)が施設機能確認を行い、作成した調書を基に、市、受託者及び運営権者の三者による現状確認を行います。
80	要求水準書(案)	38	第11章		(2)		技術指導	具体的な想定期間等(例えば30日間等)をご教示頂けますでしょうか。	業務引継期間としては、6か月程度を想定しています。
81	要求水準書(案)	38	第11章		(4)	ア	その他引継事項 ア 従業員の記録	「運営権者は、運営権者の従業員について次期運営主体が転籍での受け入れを希望する場合には、浜松市の指定する日までに、従業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、転籍を希望する全従業員の記録を次期運営主体に送付すること。」とありますが、この記録とは、どのような項目を指していますか？本事業の場合、次期運営主体に対する事業譲渡契約ではないと考えられるため、次期営業主体と従業員個人の労働契約であり、個人情報に関する事項が含まれる場合には提供できないと考えます。	氏名や職種等を想定していますが、具体的な項目については、事業期間終了前に示すこととします。なお、ご理解の通り、労働契約は次期運営権者と従業員個人の契約となりますが、当該従業員の個人情報の取扱いについての同意を基に、情報の引継について運営権者の可能なご協力をいただく予定です。
82	要求水準書(案)	38	第11章		(4)	エ	その他引継事項 エ 電子媒体の送付	エに、「運営権者は、浜松市の指定する日までに、本事業に関して運営権者が有する財務及び運営、技術に関するすべての最新文書を市又は次期運営主体に電子媒体で送付すること」とあります。知的財産に該当し、第三者の使用許可が必要なライセンスや、運営権者又は運営権者への出資(構成)企業独自のノウハウに関するものは、送付(引継)対象外と考えてよろしいでしょうか。	原則としてご理解の通りであり、企業のノウハウに関するものは対象外とします。具体的に引き継ぐ文章等は、事業期間中に行われる市と運営権者の協議を通じて、決定するものとします。
83	要求水準書(案)	39	別紙1				施設概要 運営権者が使用できる管理スペース	運営権者が使用できる管理棟内、汚泥処理棟内のスペースを明示ください。	管理棟内、汚泥処理棟内のすべてです。
84	要求水準書(案)	41	別紙1				施設概要 表3 事業計画概要 放流渠	放流渠の現状の維持管理方法・運用方法・課題について、ご教示ください。	月1回程度の放流渠(2連)の切替と、吐口の清掃を実施しています。
85	要求水準書(案)	56	別紙2				関係法令	「本事業の実施にあたっては、PFI法のほか以下に示す関係法令、条約、条例の最新のものを採用し、遵守すること。」とありますが、ここで示されている条約とは、何を指していますか？本事業に係る条約として考えられるものを例示ください。	廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約1972)や有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(1992)等が該当します。
86	要求水準書(案)	65	別紙5				水質分析及び環境測定基準 1 水質分析 (2) 水質試験	放流水とは処理場出口(放流きよの入口付近)、吐口とは放流きよ馬込川吐口付近という認識でよろしいでしょうか。	本運営事業における放流水の採水場所は、参考資料24「水質測定及び汚泥処理状況一覧」、「放流渠(11)及び塩素混和池水質結果の水質測定地点位置図」に示す、放流渠マンホールNo.3(M3)地点です。吐口とは馬込川への吐口です。
87	要求水準書(案)	65	別紙5				水質分析及び環境測定基準 1 水質分析 (2) 水質試験	当該試験に記載されている放流水と放流水質基準となる放流水の採水箇所は同一との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料	頁	章	節	細節	細々節	項目名	内容	回答
88	要求水準書(案)	72	別紙6				調査要領	運営権者が第2～第4の改築計画を検討・作成する際に行う健全度調査について、「別紙6 調査要領」は、運営権者により適宜改定は可能でしょうか？	浜松市が保有する下水道施設において、統一の考え方をしていますので、改定には、協議が必要です。
89	要求水準書(案)	72	別紙6				2. 調査方法	ここで示されている範囲は、機械設備を調査するように読めますが、電気設備は対象外としてよいでしょうか？ 電気設備に関しても評価する必要がある場合は、評価基準を提示願います。	市は電気設備に関して、時間計画保全設備又は事後保全設備として分類すると考えています。「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-(国土交通省)」に基づき、時間計画保全設備と事後保全設備は、調査対象としていません。

頁、章、節、細節、細々節及び項目名については、事務局にて一部加筆、修正をしています。

No.	資料	頁	章	節	項目名	内容	回答
1	モニタリング基本計画(案)	1	第1章	1.3	モニタリングの体制	「運営権者と市との間で紛争が発生した場合、実施契約に基づき設置された浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業協議会(以下「西遠協議会」という。)において、当該紛争の解決方法の調整を行う。」とありますが、この西遠協議会は、紛争の調整が必要な時のみ設置すると考えてよいのでしょうか？	協議会の詳細については、実施契約締結後、運営権者と協議のうえ定めます。
2	モニタリング基本計画(案)	2	第1章	1.3	(4) 紛争の調整	「西遠協議会において当該紛争の解決方法の調整を行う。」とありますが、協議会で調整できない場合は、実施契約書案第100条にある管轄裁判所にて、解決するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	モニタリング基本計画(案)	3	第1章	1.4	モニタリングの対象業務 ④任意事業	任意事業は独立採算であり、施設の機能阻害や公序良俗に反しない範囲で運営権者の裁量で実施するため、モニタリングの対象業務に該当しないのではないのでしょうか。	任意事業は、提案に基づきその実施内容を要求水準書に規定することから、モニタリングの対象業務となります。
4	モニタリング基本計画(案)	3	第1章	1.4	モニタリングの対象業務 ④任意事業	任意事業は、運営権者の裁量範囲での実施のため、モニタリング範囲外として頂きますようお願いいたします。	任意事業は、提案に基づきその実施内容を要求水準書に規定することから、モニタリングの対象業務となります。
5	モニタリング基本計画(案)	3	第1章	1.7	モニタリング結果の公表	運営権者の市への協力範囲において、想定される内容をご教示願います。	ホームページ公表用資料の作成への協力等を想定しています。
6	モニタリング基本計画(案)	3	第1章	1.7	モニタリング結果の公表	任意事業は、運営権者の裁量範囲につき、仮にモニタリングした場合でも結果については非公表とさせていただきますようお願いいたします。	運営権者の権利、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表します。
7	モニタリング基本計画(案)	4	第2章	2.1	モニタリングの基本的な考え方	義務事業(経営・改築・維持管理)および任意事業についての記載はあるのですが、附帯事業の規定がないように見えます。附帯事業のモニタリングはどの部分に属するのでしょうか。	附帯事業は義務事業と一体的に行われることから、モニタリング対象業務は、経営、改築及び維持管理となります。
8	モニタリング基本計画(案)	4	第2章	2.1	モニタリングの基本的な考え方	「必要と認められた場合は」とありますが、P8の2.2.3現地における確認では「必要と判断した場合」とあります。表現が違うのは何か特別な意図があればご教示願います。	特別な意図はありません。
9	モニタリング基本計画(案)	4	第2章	2.1	(2) 改築業務のモニタリング	「運営権者は、各業務着手前にモニタリング様式を作成し、モニタリング実施計画書として市に提出する。」とありますが、このモニタリング計画書は、セルフモニタリング計画書でしょうか？P1 1.2モニタリング実施計画では、「市は、運営権者との実施契約締結後、運営権者との協議を踏まえ、以下の事項等を定めたモニタリング実施計画書を作成する。」ことになっています。	運営権者が、各業務着手前に提出するのは、セルフモニタリング様式です。モニタリング基本計画(案)を修正しました。
10	モニタリング基本計画(案)	7	第2章	2.2.1	(4) 任意事業のモニタリング	任意事業は、独立採算事業であり、過度な報告義務は事業の収益性悪化につながるため、月次ではなく年次の報告としていただけませんでしょうか。	原案のとおり頻度は月次としますが、モニタリング内容等は応募者の提案に基づきます。
11	モニタリング基本計画(案)	7	第2章	2.2.2	会議体による確認	市議会や地元住民との協議会への説明に運営権者が市に行う協力として想定されるものを具体的に提示願います。	具体的な内容については個別の説明内容により異なりますが、資料作成や、場合によっては説明会における市の支援等を想定しています。
12	モニタリング基本計画(案)	7	第2章	2.2.2	会議体による確認	「市と運営権者は、表2-5に示す会議体を設置する。市はこれらの会議体等の開催を通じて、業務の進捗状況及び要求水準の充足状況、財務状況、課題等を確認し、対応方針について運営権者と協議を行う。」とありますが、表2-5の各会議体の開催・運営は、市が行うと考えてよろしいでしょうか？	各会議体は、市及び運営権者が設置します。開催及び運営は市が行いますが、運営権者は市に協力するものとします。
13	モニタリング基本計画(案)	7	第2章	2.2.2	会議体による確認	「なお、市又は運営権者が必要と認める場合は、市と運営権者は、当該会議体によらず、随時、これを設けるものとする。」は、「なお、市又は運営権者が必要と認める場合は、市と運営権者は、当該会議体によらず、随時、会議体を設けるものとする。」ではないのでしょうか？	ご指摘のとおりです。モニタリング基本計画(案)を修正しました。
14	モニタリング基本計画(案)	8	第2章	2.2.3	(2) 改築業務のモニタリング	「その確認」とは、「検査のため施工部分を最小限度破壊し、品質及び性能の確認」を指しているという理解でよろしいのでしょうか。当該確認作業は、市によるモニタリングの範囲で市による負担によるべきとも考えられるのではないのでしょうか。当該確認を運営権者の負担とする理由をご教示願います。	破壊検査は、合理的な必要性が認められる場合に、検査のため施工部分を最小限度破壊するものであるため、原文のままとします。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
15	モニタリング基本計画(案)	9	第2章	2.3		表2-6モニタリングの手順	時点:実施契約締結後～事業開始前に運営権者が提出することになっている「・事業計画に関するもの」のうち【モニタリング実施計画書】は、P1 1.2モニタリング実施計画に示されているとおり、市が作成するものと考えてよろしいでしょうか？	ご指摘のとおり、モニタリング実施計画書は市が作成するものです。モニタリング基本計画(案)を修正しました。
16	モニタリング基本計画(案)	10	第2章	2.3		表2-6モニタリングの手順	表2.6 事業期間中の運営権者の「工場検査報告書(※危機搬入前)」は、「工場検査報告書(※機器搬入前)」の誤りではないでしょうか？	ご指摘のとおりです。モニタリング基本計画(案)を修正しました。
17	モニタリング基本計画(案)	10	第2章	2.3		表2-6モニタリングの手順	表2.6の注意書「※事業期間中の一部の期間についての計画書類(例:当初5年分、初年度分)は当該期間到来前に、同様に一部の期間についての報告書は当該期間終了後に、市に提出する。」とある【一部の期間】とはどういう意味でしょうか？	ここでの事業期間とは20年のことを指しており、一部の期間とはそのうちの一部、例えば単年や5年間を指しています。
18	モニタリング基本計画(案)	11	第3章	3.1.1	(1)	注意	「対策後も是正が見込まれない場合には、市は、文書にて嚴重注意を行うものとする。」とありますが、市より何かペナルティがあるのでしょうか。	ペナルティはありませんが、嚴重注意を受けてもお是正されない場合は、次段階の是正指導を行うこととなります。
19	モニタリング基本計画(案)	12	第3章	3.1.3		契約解除	モニタリング計画書にて、「実施契約を解除することができる。」とされていますが、当計画書で実施契約の解除に言及するのであれば、「実施契約第72条(9)にもつき、実施契約を解除することができる」等の記載をして実施契約の解除理由であることを明示すべきだと考えますがいかがでしょうか。	ご指摘のとおり、実施契約書(案)第72条に基づく実施契約の解除です。モニタリング基本計画(案)を修正しました。
20	モニタリング基本計画(案)	15	第3章	3.3.1	(2)	違約金ポイントを計上しない場合	「違約金ポイントを計上しない場合がある」を「違約金ポイントを計上しない」に修正いただけますでしょうか？	原文のままとします。
21	モニタリング基本計画(案)	16	第3章	3.3.2	(4)	契約内容未達が解消されない場合の違約金ポイントの算定	本文中の記述で、運営権者が実施する「是正措置」と、市が発動する「措置」とがあるため、混乱をします。表現方法の検討をお願いします。	原文のままとします。 市が契約内容未達を確認した場合、運営権者に対して行う注意、是正指導、是正勧告及び警告を「措置」とし、運営権者が措置を受けて是正計画に基づき契約未達を解消する活動を「是正措置」としています。

頁、章、節、細節及び項目名については、事務局にて一部加筆、修正をしています。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答	
1	優先交渉権者選定基準	1	第1	1	(2)	基本運営方針 (2)低炭素型の下水処理を実現するため、長期的に有効な省エネルギー技術…	別表1 評価項目と評価の視点及び配点(200点満点) 2 改築に関する項目 改築に係る省エネルギーの評価項目が見当たりません。提案を受け付けて、評価していただくように改善をお願いします。	提案様式「Ⅱ-1 LCC縮減に関する妥当性」におけるユーティリティ費削減、提案様式「Ⅱ-2(2)環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術」における二酸化炭素排出量の抑制において評価する考えです。	
2	優先交渉権者選定基準	1	第1	1	(3)	基本運営方針 (3)…施設や設備の長寿命化や計画的な更新により、下水道機能の確かな保全と継続的な維持管理費及び改築費の縮減にとりくむこと。	別表1 評価項目と評価の視点及び配点(200点満点) 2 改築に関する項目 ポンプ・焼却炉・中央監視設備以外の改築に係る技術提案の評価項目が見当たりません。20年間では、他の設備の改築も予定されていると思います。 上記以外の設備(水処理・ブロフ・電気設備等)の改築提案を受け付けて、評価していただくように改善をお願いします。	提案様式「Ⅱ-1 LCC縮減に関する妥当性」における工事費の削減策や改築によるユーティリティ費削減策において提案していただき評価する考えです。	
3	優先交渉権者選定基準	1	第1	1	(3)	基本運営方針 (3)…施設や設備の長寿命化や計画的な更新により、下水道機能の確かな保全と継続的な維持管理費及び改築費の縮減にとりくむこと。	別表1 評価項目と評価の視点及び配点(200点満点) 2 改築に関する項目 募集要項の条件に散気装置の実績もありましたが、技術提案を記載する場所が見当たりません。 20年間で改築する設備であるため、評価していただくように改善をお願いします。	提案様式「Ⅱ-1 LCC縮減に関する妥当性」における工事費の削減策や改築によるユーティリティ費削減策において提案していただきます。	
4	優先交渉権者選定基準	1	第1	3	(1)	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査	提案概要書は評価対象外とされており、一方で提案書の「別表1 評価項目と評価の視点及び配点」の中でも附帯事業に関する明確な評価基準が見受けられません。附帯事業が評価されるためには、提案書の記載事項として求められたテーマ内で附帯事業を提案するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
5	優先交渉権者選定基準	3	第2			参加資格審査	「表1 資格審査における確認内容」中の「提出書類」に「【様式7】応募者の名称等」があり、当該様式には「応募アドバイザー(協力会社等)」の記載欄があります。 ここでいう「応募アドバイザー(協力会社等)」の定義又は役割があればご教示ください。 ※「様式集及び記載要領」中の「作成要領」(P.64)にある「協力企業」とは別と考えてよろしいでしょうか。	応募アドバイザーは、本事業の選定に関連する応募者のアドバイザー(その協力会社等を含む。)のことを言います。協力企業は、業務の委託若しくは請負等を受け事業期間を通じて本事業の運営に関わる者です。 なお、事業者選定段階では応募アドバイザーとして関わった者が、選定後は事業期間を通じて協力企業として運営権者を支援することも考えられます。	
6	優先交渉権者選定基準	3	第4		(2)	競争的対話	競争的対話の方式、回数等で決まっていますでしょうか。あればご教示願います。	競争的対話の実施回数等については、別途公表の競争的対話・現地調査実施のスケジュールについて(事前通知)をご参照ください。詳細については、参加資格審査書類提出者に対して通知する予定です。	
7	優先交渉権者選定基準	3	第4		(2)	競争的対話	貴市と他の応募企業またはコンソーシアム間の競争的対話の内容は公表されますでしょうか。	詳細については、参加資格審査書類提出者に対して通知する予定です。	
8	優先交渉権者選定基準	4	第5		1	基礎審査	「表3 提案書類の確認内容」中の「事業計画の妥当性」として、「⑦ 資金の調達先、調達額、調達条件(金利等)が明確であること」とあります。 調達先との調達条件(金利等)は、早くも優先交渉権者選定後、もしくは基本協定の締結又は資金を調達するSPC(運営権者)設立後の交渉・決定を想定します。 従い、提案書の提出、基礎審査及び総合審査の段階では、当該内容に関する確認・審査は除外して頂きたいと考えますが、いかがでしょうか。	原文のままとします。 事業計画の妥当性を判断するためには、資金調達の実現可能性が重要な要素の一つであると考えています。したがって、提案書の提出段階におけるもっとも合理的と考えられる調達先、調達額、調達条件等を明確にして、ご提案ください。 なお、提案様式「Ⅰ-3取支計画等の妥当性」において提案していただく事項は、提案書提出時点の計画案及び参考値であり、契約事項には該当しません。	
9	優先交渉権者選定基準	5	第5		2	(2)	運営権対価の評価	「運営権対価は、市基準額(非公開)」となっていますが、一連の優先交渉権者決定の手順が終わったあと、今後の事例の参考にしく、公開は可能でしょうか。	ご意見として承り、今後の検討事項とさせていただきます。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
10	優先交渉権者選定基準	5	第5	2	(2)	運営権対価の評価	運営権対価は0円以上とし提案によるものとする、とされている一方で、評価では、最高提案金額が市基準額(非公開)を超えた場合と超えなかった場合で得点化が異なる仕組みとされており。このように市基準額が非公開ですと、民間事業者における意思決定が困難になる可能性があり、この評価方法を、市基準額を公開頂く、ないし市基準額を定めず常に最高提案金額と比較する、のいずれかに変更頂くことは検討頂けないでしょうか。また、市基準額を設定される場合、その算出方法について考え方をご教示頂けないかお願い申し上げます。	運営権対価の評価方法は原文のままとし、基準額は非公表とさせていただきます。
11	優先交渉権者選定基準	6	別表1			評価項目と評価の視点及び配点	運営権対価以外の評価における各評価項目又は運営権対価以外の評価の合計点において、最低基準点(下回った場合に失格となる点数)は設定されていないと考えてよろしいでしょうか。	最低基準点は設けていませんが、優先交渉権者選定基準P.4「表3 提案書類の確認内容」を満足できていない応募者は失格となります。
12	優先交渉権者選定基準	6	別表1			評価項目と評価の視点及び配点	本評価において、任意事業についての提案が求められていませんが、その意図をご教示願えますでしょうか。任意事業に関する詳細は、提案概要書でのみ提出するということでしょうか。	任意事業は提案及び実施が必須ではないため、任意事業を単独で評価する項目は設けていません。 提案の任意事業が評価項目のいずれかに該当し、かつ、応募者において評価を期待する場合は、当該任意事業の内容を提案書の該当する様式に記載していただくこととなります。ただし、当該応募者が優先交渉権者として選定され、その後、実施契約を締結することとなった場合、提案された任意事業の内容は契約事項となりますので、必ず実施していただくこととなります。 一方で、任意事業の実施について拘束されることを望まない場合は、提案書に記載せず、優先交渉権者として選定された後、市との協議の中で実施について調整を図ることも可能です。この場合、評価対象とはなりません。
13	優先交渉権者選定基準	6	別表1			別表1 評価項目と評価の視点及び配点(200点満点) Ⅰ施設運営方針に関する項目 1. 全体事業計画 2. ～4. Ⅱ事業提案(計画)に関する項目 1. LCC縮減に関する妥当性 2. ～4. Ⅲ運営権対価に関する項目	『別表1 評価項目と評価の視点』が、 第1 総則 1 優先交渉権者選定の考え方 事業者選定に当たっては・・・ ○基本運営方針 (1)公共用水域の水質保全と循環型社会の・・・ (2)～(5)事業運営に対する市民の信頼性・・・ の記述内容と構成・表現が合致していないため、評価項目及び評価の視点に項目の漏れがあるように思われます。 基本運営方針の内容に合わせた表現に見直して頂くことをお願いします。	各評価項目は、基本運営方針に基づいた内容となっています。
14	優先交渉権者選定基準	6	別表1			別表1 評価項目と評価の視点及び配点	本事業は国内初の下水道事業におけるコンセプションであり、募集要項4ページの(1)事業の背景・目的においても「民間の活力や創意工夫」が求められています。その一方で「評価項目と評価の視点及び配点」を見ると、評価項目や配点は従来型のいわゆる仕様発注形式の委託業務における評価基準と似通っており、「民間の活力や創意工夫」を発揮しても評価されにくいように見受けられます。例えば、附帯事業により新たな処理工程を導入し、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用の発揮が期待できる事業を提案する場合、それらはどの項目において提案すべきでしょうか。	附帯事業を応募者が提案する場合、関連する各評価項目で評価をされます。附帯事業は義務事業と一体的に行う事業であることから、附帯事業のみの評価項目は設定していません。また、応募者の提案内容により提案及び評価の対象項目は異なることから、応募者自らがご判断ください。
15	優先交渉権者選定基準	7	別表1	Ⅱ	2	2 改築に関する項目	環境負荷低減に繋がる提案に対する評価は、「(2)環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術」で項目がございますが、汚泥処理設備ではなく、その他改築の際に省エネ及び創エネの導入により、環境負荷低減に繋がる提案は、どの項目で評価していただけるのでしょうか。ご教示お願い致します。	提案様式「Ⅱ-1 LCC縮減に関する妥当性」におけるユーティリティ費削減において評価します。
16	優先交渉権者選定基準	7	別表1	Ⅱ	2	2 改築に関する項目 (2) 環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術	提案書の様式『Ⅱ-1 LCC縮減に関する妥当性』において、焼却炉(代替施設を含む)の改築提案はH35年以降の実施とする条件があるため、今後約7年間かそれ以上で新技術や経営環境も変化する可能性が大であり、この時点で評価して提案を義務化するにはリスクも伴います。この時期の提案で評価するには、無理がありませんか？	提案事項は契約事項になりますが、提案していただいた後の技術革新により、より優れた機器が開発され、提案以上の効果を発揮すると認められる場合、その採用を妨げるものではありません。 経営環境の変化等があった場合でも、提案した水準は原則遵守していただきます。 本事業を運営していただく上で、現時点で優れた提案が出来る事業者を選定したく評価項目としました。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
17	優先交渉権者選定基準	7	別表1	II	2	2 改築に関する項目 (2) 環境負荷低減に繋がる 汚泥処理設備の改築技術 評価項目①	次期と記載ありますが、平成35年以降の焼却炉の実施までに優れた技術が開発される可能性もあります。ここでは、「現時点で開発済み」の焼却設備またはそれに代わる設備として、最も優れた設備を提案しますがよろしいですか？	提案していただいた後の技術革新により、より優れた機器が開発され、提案以上の効果を発揮すると認められる場合、その採用を妨げるものではありません。現時点で、実現可能な技術において提案してください。
18	優先交渉権者選定基準	7	別表1	II	2	2 改築に関する項目 (2) 環境負荷低減に繋がる 汚泥処理設備の改築技術 評価項目①	「時期汚泥焼却設備」は、「次期汚泥焼却設備」の誤字と考えられます。訂正お願いいたします。	「時期汚泥焼却設備」は誤りで、正しくは「次期汚泥焼却設備」です。
19	優先交渉権者選定基準	7	別表1	II	2	2 改築に関する項目 (2) 環境負荷低減に繋がる 汚泥処理設備の改築技術 評価の視点①	「安定的で持続可能なシステムと認められる提案となっているか。」と記載ありますが、安定的、持続可能なシステムとは具体的にどのような指標で評価されますか？	評価の指標に関しては、お答えできません。
20	優先交渉権者選定基準	7	別表1	II	2	2 改築に関する項目 (2) 環境負荷低減に繋がる 汚泥処理設備の改築技術 評価項目②	「不測の事態における対処方法、休止中の運用方法及び運用実績」と記載ありますが、想定される不測の事態とは、どのようなことをお考えですか？	想定できない事態を不測の事態としています。それらの対応について記載してください。
21	優先交渉権者選定基準	7	別表1	II	2	2 改築に関する項目 (2) 環境負荷低減に繋がる 汚泥処理設備の改築技術 評価項目②	「休止中の運用方法及び運用実績」と記載ありますが、3基のうち1基が停止した際の運用方法と読み替えてよろしいですか？	提案による改築後の配置に基づき、記載してください。
22	優先交渉権者選定基準	7	別表1	II	2	2 改築に関する項目 (2) 環境負荷低減に繋がる 汚泥処理設備の改築技術 評価の視点②	「二酸化炭素排出量の抑制に繋がっているか」と記載ありますが、現有3号炉(130t/日)の二酸化炭素の排出実績と計算の根拠(稼働日数、稼働時間)を稼働実績ベースでご提示ください。	比較対象条件は、130t-wet、稼働24時間/日、300日/年、0.645kg-N ₂ O/t-wetとし、その他提示の換算式にて算出願います。
23	優先交渉権者選定基準	7	別表1		2	2 改築に関する項目 (2) 環境負荷低減に繋がる 汚泥処理設備の改築技術 評価の視点②	「II-2-(2)環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術」の評価の視点として、「二酸化炭素排出量の抑制につながっているか。」とあります。地球温暖化係数では二酸化炭素の約300倍とされている亜酸化窒素等は対象となりますか。または二酸化炭素のみでしょうか。	提案様式II-2-(2)に示すとおり、亜酸化窒素も対象となります。換算式を用いて、二酸化炭素量に換算し評価します。
24	優先交渉権者選定基準	6	別表1	II	2	2 改築に関する項目 (2) 評価項目② 3 維持管理に関する項目 (2) 評価項目②	II-2-(2)-②に「休止中の運用方法」、II-3-(2)-②に「故障し、停止した場合について、短期停止・長期停止時それぞれの対応」とあります。設問に関して適切な回答をするために、別々の項目に似通った評価項目を設けられた意図をご教示願えますでしょうか。	II-2-(2)-②では次期汚泥焼却設備またはそれに代わる設備について、II-3-(2)-②では現在の焼却炉についての提案を求めています。
25	優先交渉権者選定基準	7	別表1		2	3 維持管理に関する項目 (1) 負荷変動に対応する強 靱な下水処理 評価項目①	「II-3-(1)負荷変動に対応する強靱な下水処理」の評価項目として、「現有の水処理工程(最初沈殿池・反応タンク・最終沈殿池)～」とあります。ここで記載が求められている取り組みは「現有」の設備に限られるものでしょうか。または附帯事業等により新たに設置される設備に関する取り組みも含まれますでしょうか。	現有の設備において可能な取り組みを想定しています。
26	優先交渉権者選定基準	7	別表1		2	3 維持管理に関する項目 (1) 負荷変動に対応する強 靱な下水処理 評価項目①	「II-3-(2)持続性のある汚泥処理」の評価項目として、「現有の汚泥処理設備(濃縮・脱水・焼却)～」とあります。ここで記載が求められている工程は「現有」の取り組みに限られるものでしょうか。または附帯事業等により新たに設置される設備に関する取り組みも含まれますでしょうか。	現有の設備において可能な取り組みを想定しています。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
27	優先交渉権者選定基準	7	別表1	II	3	3 維持管理に関する項目 (2) 持続性のある汚泥処理 評価項目②	評価の視点として、“焼却設備が故障し、停止した場合の対応について具体的に効果が高いと認められるか”とありますが、これは別途固形燃料化設備等を設けた場合に、焼却設備故障時にどのようにバックアップできるような設備になっているか、という内容でしょうか。 仮に固形燃料化設備等の提案をしない場合は、現状の焼却設備では停止時の対応用に、汚泥貯留設備設置等、何らかの停止時対応の設備の検討が必要となるでしょうか。	現有の焼却設備が故障停止した場合でも、水処理、汚泥処理を継続することができる対応策について、短期停止、長期停止それぞれの提案を求めています。
28	優先交渉権者選定基準	6	別表1	II	3	3 維持管理に関する項目 (3) 設備保全及び環境保全 のための効果的な対策 評価項目②	II-3-(3)-②に「浄化センター及び中継ポンプ場の立地周辺環境」とあります。この項目で求められている環境対策に関する提案は、立地周辺環境とローカルなものに限り、地球温暖化対策などのグローバルなものは、評価対象外との理解で正しいでしょうか。	立地周辺環境を保全するための対策について提案を求めています。
29	優先交渉権者選定基準	7	別表1		2	3 維持管理に関する項目 (3) 設備保全及び環境保全 のための効果的な対策 評価の視点②	「II-3-(3)設備保全及び環境保全のための効果的な対策」の評価の視点に「環境負荷低減の効果」とあります。具体的な環境負荷項目を例示して頂けますでしょうか。立地周辺環境とのことですので、騒音や臭気などを指しておられるのでしょうか。または地球環境など、より広範囲に影響が及ぶものも含まれるのでしょうか。	立地周辺環境を保全するための対策について提案を求めています。

頁、章、節、細節及び項目名については、事務局にて一部加筆、修正をしています。

No.	資料	頁	章	節	項目名	内容	回答
1	様式集及び記載要領	5	第2	3	記載内容	「他の様式や補足資料に関連する事項が記述されているなど、参照が必要な場合には、該当するページを記述すること。」とありますが、該当するページではなく、様式番号および項目を記載することでもよろしいでしょうか？	参照箇所が明確であれば、記載方法は問わないこととします。
2	様式集及び記載要領	5	第2	4	書式等	「また、様式12及び様式19についてはA3サイズ横長片面印刷とし、A4サイズ縦長に折り込みの上、他書類と共に冊子とすること。」とありますが、P48の提案書類様式集では、「※以下は別冊とし、作成要領に基づき作成してください。」とあり、またP64【提案書作成要領】【共通事項】⑨では、「提案書はタイトルの番号順に揃え、クリップ止めにし、A4サイズに蛇腹折りにして提出すること。」となっています。どのように形式で提出すればよろしいでしょうか？	様式集及び記載要領 第2.5に記載の通り、様式12と様式19は別冊となります。様式19に関して、様式集及び記載要領P.64【提案書作成要領】に従い、提出してください。
3	様式集及び記載要領	6	第2	5	編集方法	「様式が複数ページにわたるときは、右肩にページ番号を付すこと。」とありますが、P64【提案書作成要領】【共通事項】⑩では、「提案用紙がA3の提案様式については提案書の右下に、A4については提案書の中央下にアラビア数字でページを振ること。」となっています。どちらを用いるのでしょうか？	様式集及び記載要領P.64【提案書作成要領】は、様式19に適用します。
4	様式集及び記載要領	6	第2	6	提出方法	「また、副本の表紙には、右肩に通し番号を付けること。」とありますが、具体的には、どのような表記にするのでしょうか？【応募者番号+通番】のような表示ででしょうか？	「副-1」「副-2」・・・のように記載してください。
5	様式集及び記載要領	6	第2	6	提出方法	「各様式は、Microsoft Word 又は Microsoft Excel を使用して作成すること。」とありますが、使用するソフトのverに指定はあるのでしょうか？	Windows版とし、2010文書・ブック又は97-2003文書・ブックで保存してください。
6	様式集及び記載要領	6	第2	6	提出方法	「様式19について、うち7部は応募者の個別の名称を伏せた上での提出を指定している。」とあり、P64【提案書作成要領】では、「○提案書類(提案様式、添付資料、参考資料)は以下の要領に従い、別冊として17部提出すること。資料は、応募者の個別の名称を記して作成すること。ロゴマークの記載も可とする。ただし、うち7部については下記【応募者の個別の名称等を伏せた資料】を参照して、応募者の個別の名称を伏せた資料とすること。」とあります。 企業名を記載するものと、「代表企業」や「構成企業A」のような文言や企業番号などの記載では、文字数が変わってしまい、同様の体裁で作成することが困難になる(同じ行数にならない、図表の大きさが変わるなど)と考えられるためです。 企業名の記載が必要な10部に関しましても、同様に企業名を記載せずに作成し、各企業名の「記載方法一覧表」(企業番号などと企業名との対応表)を添付させていただくこともよろしいでしょうか。	各企業名の「記載方法一覧表」(企業番号等と企業名との対応表)の添付でも可とします。
7	様式集及び記載要領	6	第2	6	提出方法	「したがって、様式内で用いる文字、図、表、写真等については、データでのカット&ペーストができる状態のまま提出すること。」とありますが、Word,Excelのファイル以外に、図・表を作成した別ソフトのデータも必要ということでしょうか？	別ソフトのデータは不要としますが、企業名や企業を類推される記載が無いが、十分確認をしたうえで貼り付けてください。 ワークシートオブジェクト等で貼り付けができるものは、その形式で貼り付けてください。
8	様式集及び記載要領	20	様式6-②		参加表明書	様式内の表記「なお、別添「応募企業又はコンソーシアム構成員の構成及び役割分担表」で示す…」とあるのは、様式7-②「代表企業、構成員並びに役割分担表」のことを示すという理解でよろしいでしょうか。またその場合、どちらかの表記に統一するよう様式を変更されますでしょうか。	「代表企業、構成員並びに役割分担表」が正です。様式集及び記載要領を修正しました。
9	様式集及び記載要領	24	様式8		委任状	様式内の表記にある＜委任事項＞のうち「4.復代理人の選任及び解任に関する件」について、「復代理人」の定義をご教示下さい。	民法第104条乃至第107条に規定する復代理人を指します。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
10	様式集及び記載要領	34	様式12			提案概要書作成要領	「⑨提出にあたっては、提案概要書に応募者企業名又は応募コンソーシアム名を記載したA4(縦)の表紙を付け、表紙の後に本様式、本様式の後に添付資料を添付して全体を一つにまとめ、表紙の次から通し番号で用紙の中央下にアラビア数字でページを振ること。この際、ページは余白にかかって構わない。」とありますが、P48様式18の作成要領では、「⑬提案用紙がA3の提案様式については提案書の右下に、A4については提案書の中央下にアラビア数字でページを振ること。ページを振る位置は、上記②の余白にかからないこと。」とありますが、様式12と様式18でページの位置を変えとのことでしょうか？	質問内容の「P48様式18の作成要領」が「P.64様式19の作成要領」を示しているとして回答します。 様式12についても、P.64様式19の作成要領と同様にA3サイズに関しては、提案書の右下にページ番号を振ってください。 様式集及び記載要領改訂版(平成28年8月5日公表)をご確認ください。
11	様式集及び記載要領	34	様式12			提案概要書作成要項	「⑤・・・(但し、タイトルについては、上記④のとおりとする。)」とありますが、④が記載されておりません。ご教示願います。	「③のとおりとする」に修正します。
12	様式集及び記載要領	35	様式12			提案概要書記載例	提案書の記載は、記載例のように段組の方法をとることでよろしいでしょうか？	記載例は、あくまで例ですので、作成要領に則した範囲で提案書の構成は応募者の自由です。
13	様式集及び記載要領	54	提案様式集	II	1	LCC縮減に関する妥当性	「H30～H34は、市が策定する改築計画に基づき実施」とありますが、現状で明らかに効率が悪い機器があり、その更新がH35以降に計画されているような場合、H30～H34の間に計画を前倒しすることは認められるでしょうか。	基本協定締結後に、改築計画の内容に関して市と優先交渉権者による協議の上、改築対象機器や改築時期の調整を行います。
14	様式集及び記載要領	54	提案様式集	II	1	LCC縮減に関する妥当性	「*焼却炉(代替秘説含む)の実施は平成35年度以降とすること」と記載あります。言い方を変えて、既存焼却炉は平成35年3月31日まで稼働しなければならないとの理解で宜しいでしょうか。	焼却炉(代替施設含む)の改築実施は、市の財政上の理由により、平成35年度以降としています。既存施設の稼働は、改築に合わせた期間になると考えられます。
15	様式集及び記載要領	54	提案様式集	II	1	LCC縮減に関する妥当性	「*焼却炉(代替秘説含む)の実施は平成35年度以降とすること」と記載あります。言い方を変えて、既存焼却炉は平成35年3月31日まで稼働しなければならないとの理解で正しい場合には、焼却炉3基のうち、1基のみ稼働すれば宜しいでしょうか。	焼却炉(代替施設含む)の改築実施は、市の財政上の理由により、平成35年度以降としています。既存施設の稼働は、改築に合わせた期間になると考えられます。
16	様式集及び記載要領	54	提案様式集	II	1	LCC縮減に関する妥当性	「*焼却炉(代替秘説含む)の実施は平成35年度以降とすること」と記載あります。焼却炉の更新または代替施設の稼働は平成35年4月1日以前に行うことは出来ないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	様式集及び記載要領	54	提案様式集	II	1	LCC縮減に関する妥当性	「*焼却炉(代替秘説含む)の実施は平成35年度以降とすること」と記載あります。焼却炉の更新または代替施設の稼働は平成35年4月1日以前に行うことは出来ないとの理解で正しい場合には、焼却炉の更新準備工事または代替施設的设计・施工は平成35年4月1日以前でも行うことが可能との理解で宜しいでしょうか。	焼却炉(代替施設含む)の改築実施は、市の財政上の理由により、平成35年度以降としています。ただし、期間上限額を超えず、かつ単年度に突出することなく事業計画を立てていただければ、設計・施工は可能と考えられます。
18	様式集及び記載要領	54	提案様式集	II	1	LCC縮減に関する妥当性	本様式において5年間毎の改築事業費を提案することとなっておりますが、この金額は5年間毎の改築事業費総費用の上限額として契約事項となるのでしょうか。	実施契約書(案)第33条第3項及び要求水準書(案)6.3(2)イ(エ)に規定のとおり改築計画における事業費総額の上限となり、契約事項となります。
19	様式集及び記載要領	54	提案様式集	II	1	LCC縮減に関する妥当性	本様式において5年間毎の改築事業費を提案することとなっております。参加資格審査を通過した会社は、9月に現地調査を行うこととなっておりますが、数日の現地調査ではすべての機器、設備等の健全度を正確に把握することは困難であります。運転後の努力により、LCC縮減が可能となった場合、本様式において提出する改築事業費に若干の修正を加えることは認められるでしょうか。	5年毎の改築事業費は、改築計画策定時の上限金額として、契約事項になります。ただし、実施契約書(案)第33条第3項に示すとおり、市と運営権者の合意の上、修正可能です。なお、20年間の改築事業費総額についても上限金額として契約事項となります。ただし、この金額を修正する予定はありません。
20	様式集及び記載要領	54	提案様式集	II	1	LCC縮減に関する妥当性	「H30～H34は市が策定する改築計画に基づき実施」とのことですが、募集要項38ページに定義されている併置(自主改善)は、その制約を受けず、応募者は自由に提案してよい、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	様式集及び記載要領	54	提案様式集	II	1	LCC縮減に関する妥当性	「H30～H34は市が策定する改築計画に基づき実施」とあり、またこの期間の改築事業費上限額が50億円となっております。H30～H34の期間において「市が策定する改築計画」以外の工事を民間自らの資金調達にて実施し、H35以降にその10分の9相当額の支払いを請求することはできますでしょうか。	市負担金に国補助金を充当することから、過年度に行った工事に対する支払いはできません。また、年度実施協定に定められていない工事費用については、実施契約に別途定める場合を除き支払いはできません。

No.	資料	頁	章	節	項目名	内容	回答
22	様式集及び記載要領	54	提案様式集	II	1	LCC縮減に関する妥当性 全体改築計画(案)(収支計画4設備更新一覧)と記載されていますが、収支計画4設備更新一覧とは何を指すのでしょうか。また、添付する必要がありますか。	全体改築計画(案)(収支計画4設備更新一覧)とは、提案様式「I-3別紙 4.主要工事一覧」の間違いです。 上記による、5年毎の合計金額と20年間の総額を記載してください。 提案様式「I-3別紙」として添付していただければ、ここでは添付不要です。
23	様式集及び記載要領	54	提案様式集	II	1	LCC縮減に関する妥当性 「全体改築計画(案)(収支計画4設備更新一覧)を作成し」とありますが、個別の改築工事ごとの費用の記入は必要でしょうか。	全体改築計画(案)(収支計画4設備更新一覧)とは、提案様式「I-3別紙 4.主要工事一覧」の間違いです。 提案様式「I-3別紙 4.主要工事一覧」を作成するには、工事ごとの費用の記載が必要になります。
24	様式集及び記載要領	54	提案様式集	II	1	LCC縮減に関する妥当性 「※H30～H34は、市が策定する改築計画に基づき実施」とありますが、改築計画の対象設備の中で付帯事業の計画により近い将来不要となる設備については、付帯事業完了までの延命措置にする等、改築計画の対象外とすることは可能でしょうか。	基本協定締結後に、改築計画の内容に関する協議の場を設け、改築対象機器や改築時期の調整を行います。
25	様式集及び記載要領	54	提案様式集	II	1	LCC縮減に関する妥当性 「全体改築計画(案)(収支計画4設備更新一覧)を作成し」とありますが、その計画(案)の様式は参考資料の「中期改築シミュレーション結果」を参考にすることを前提として、応募者側の判断に任せられるとの理解でよろしいでしょうか。提案書の評価において、応募者の提案に含まれる設備の品質、仕様はどのように確認されるのでしょうか。	全体改築計画(案)(収支計画4設備更新一覧)とは、提案様式「I-3別紙 4.主要工事一覧」の間違いです。 上記による、5年毎の合計金額と20年間の総額を記載してください。提案様式「I-3別紙」として添付していただければ、ここでは添付不要です。 仕様や品質は、要求水準を満たした上で運営権者の裁量によりましますので、ここでは求めていません。
26	様式集及び記載要領	56	提案様式集	II	2	(2) 環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術 比較評価検討のため、既設焼却炉1,2,3号炉の燃焼温度毎の一酸化窒素(N2O)排出量の実績値(又は換算式)を開示願います。	換算式0.645kg-N ₂ O/t-wetを使用してください。
27	様式集及び記載要領	64	作成要領			提案書作成要領 ⑩参考資料 ⑫参考資料	⑫参考資料(最大15枚)の提出が可能とありますが、参考資料は参考であり、評価には考慮されないという理解で正しいでしょうか。または、各提案様式が1ページで収まらない場合、2ページ目以降として活用できるのでしょうか。
28	様式集及び記載要領	64	作成要領			提案書作成要領 ⑭見出し	「⑭上記⑬で作成した提案書については、各評価項目の先頭ページ(本様式が各評価項目の先頭ページとなる)に、評価項目の番号(例: I-1、II-2(2))を記した見出しをつけること。」とありますが、これは様式にすでに記載されているものを用いるのとことで、よろしいでしょうか。
29	様式集及び記載要領	64	作成要領			提案書作成要領 ⑬製本順番	⑬において、参考資料がある場合の製本箇所は、提案様式→参考資料→次の提案様式の順でしょうか。また、別紙がある様式においては、提案項目→参考資料→別紙→次の提案様式の順でしょうか。
30	様式集及び記載要領	71	添付資料		1	提案様式 I-3別紙 収支計画案 損益計算書	本様式における下水道利用料金収入は、守秘義務対象開示資料内の参考資料、「資料26 事業期間中の使用料等及び利用料金の見込額、推移予測」に含まれる数字をそのまま使用すると理解で正しいでしょうか。
31	様式集及び記載要領	71	添付資料		1	提案様式 I-3別紙 収支計画案 損益計算書	提案様式「II-1 LCC縮減に関する妥当性」において、5年間毎の改築事業費を提案することとなっております。その一方、本様式においては毎年の工事計画、設備更新等の計画を提出することとなっております。本様式において提出する数字も、契約事項となるのでしょうか。それぞれの契約上の位置付けをご教示ください。
32	様式集及び記載要領	71	添付資料		1	提案様式 I-3別紙 収支計画案 損益計算書	本様式において、任意事業収入の記入が求められています。その一方、優先交渉権選定基準のページ6にある「別表1 評価項目と評価の視点及び配点」においては、任意事業に関する提案が求められていません。損益計算書内に含まれる任意事業収入はあくまでも参考であり、契約事項にはならないとの理解でよろしいでしょうか。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
33	様式集及び記載要領	71	添付資料	1		提案様式 I-3別紙 収支計画案 損益計算書	本様式において、営業収益の欄に下水道利用料金収入、附帯事業収入、任意事業収入の3つの収入を別々に記入するようになっています。その一方、営業費用、利益、キャッシュフロー計算書、貸借対照表に関しては、義務事業、附帯事業、任意事業の区分けがされていません。営業収益以外は、すべての合計を記入するとの理解でよろしいでしょうか。	任意事業の採算性による義務事業及び附帯事業への影響の有無を確認するため、損益計算書において義務事業・附帯事業と任意事業とを区分して表示いただくよう、様式を改訂いたしました。提案様式「I-3別紙(収支計画案)(平成28年8月5日改訂版)」をご確認ください。 義務事業・附帯事業と任意事業に係る営業収益及び営業費用については別々に表示ください。なお、間接経費につきましては、必要に応じて、合理的な基準に基づき各事業に按分してください。 また、キャッシュフロー、資産及び負債につきましては、指定がある科目以外は、事業の区分けをせずに全事業の合計値で表示していただいてもかまいませんが、各事業で一定の合理的な区分けをする必要があると応募者が判断する場合には、それを妨げるものではありません。
34	様式集及び記載要領	71	添付資料	1		提案様式 I-3別紙 収支計画案 損益計算書	事業所税に関し、民間事業者が運営する場合に一般的に見込まれる大凡の金額をご教示いただけませんか。	事業所税は市の試算では、年額61,103,364円です。内訳は以下です。 ・資産割(床面積): 1㎡につき600円(年額) 延べ床面積 101,838.94㎡ 101,838.94 × 600 = 61,103,364円 ・従業者割: 従業者100人以下は免税となることから発生無と試算
35	様式集及び記載要領	71	添付資料	1 2 3		提案様式 I-3別紙 収支計画案 財務三表	注釈にて、「会計処理等については、公認会計士、税理士等の専門家に別途ご相談ください。」とありますが、会計基準が定まっていな中で各応募グループに委ねるのは、公平性が保たれないと思慮いたします。市が考える現時点で考えうる会計処理を公表いただき、各グループとも統一の見解で臨むことが望ましいと考えますので、お示しいただけるようお願いいたします。	会計処理及び税務処理の妥当性につきましては、運営権者の会計監査人及び税務当局が判断する事柄であるため、市がそれらの妥当性を判断する立場にありません。ただし、財務三表作成の留意事項及び前提条件については、提案様式 I-3別紙収支計画案改訂版(平成28年8月5日公表)に示しています。 また、会計処理等について関係省庁等への照会を行った事項につきましては、別途、資格審査通過者に対して開示いたします。
36	様式集及び記載要領	72	添付資料	4		提案様式 I-3別紙 収支計画案 主要工事一覧	本様式においては、義務事業、附帯事業、任意事業に関するすべての工事を記入するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。各事業に関する工事を区分して表示いただくよう、様式を改訂いたしました。提案様式「I-3別紙(収支計画案)(平成28年8月5日改訂版)」をご確認ください。
37	様式集及び記載要領	72	添付資料	4		提案様式 I-3別紙 収支計画案 主要工事一覧	改築工事の主要工事発注に伴う設計費(国庫補助対象)については、同書式のどこに記載するのか不明です。また、設計費の金額も1/10の負担対象になるのであれば、当該工事と同じ耐用年数と考えるのでしょうか？	改築工事の主要工事発注に伴う設計費(国庫補助対象)については、固定資産の取得に係る付随費用として取得原価に算入されることになると考えられるため、工事代金に算した金額を主要工事一覧の金額欄に入力いただくこととなります。また、対象固定資産の取得原価に算入され減価償却が行われますので、当該工事と同一の耐用年数が適用されることとなります。
38	様式集及び記載要領	72	添付資料	4		提案様式 I-3別紙 収支計画案 主要工事一覧	減価償却費相当額の耐用年数について、確認のために、要求水準書の別紙3と同様な一覧表のご提示をお願いします。(同一であれば、その旨ご指示下さい。)	本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額を算定するにあたり用いる耐用年数及び算定方法は、関連資料集資料5「運営権者が負担した改築に係る費用のうち、本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額の算定方法」に示しています。要求水準書(案)別紙3で示している標準耐用年数とは異なります。

頁、章、節、細節及び項目名については、事務局にて一部加筆、修正をしています。

No.	資料	頁	章	節	項目名	内容	回答
1	関連資料1 運営権設定対象施設一覧(改築対象)				改築対象	「要求水準書(案)p3第1章1.5(3)対象工種」において、「※3:土木・建築については原則として市の対象工種となるが、躯体以外の付帯設備(防食、防水、仕上げ等)については運営権者の対象工種となる。」とございますが、当該資料一覧には記載がございません。現実性の高い提案書を作成するという観点から、「防食、防水、仕上げ等の一覧」のご提示をお願い致します。 (当該資料と同様「名称」「設置場所」「取得年度」「仕様」「取得金額」等々)	開示できる範囲で開示いたしますので、追加の守秘義務対象開示資料としてご要望ください。
2	関連資料4 譲渡対象資産一覧				譲渡予定価格	予定価格は822,215円(税抜)で間違いありませんでしょうか。	間違いありません。
3	関連資料4 譲渡対象資産一覧				対象資産	対象資産は運営権者による要不要の選択は可能でしょうか。	市は、守秘義務対象の開示資料 関連資料4 運営権者譲渡対象資産に掲げる資産を一括して運営権者へお渡しします。
4	関連資料4 譲渡対象資産一覧				譲渡対象資産一覧(予定)	取得時期がかなり古いものもふくまれておりますが、譲渡以前に運営権者で不要と判断する資産があった場合、対象外とすることをお願いします。	市は、守秘義務対象の開示資料 関連資料4 運営権者譲渡対象資産に掲げる資産を一括して運営権者へお渡しします。
5	関連資料8 浜松市下水道事業管理計画(認可)	43		4	4-1-3 生活・営業汚水量 表4-34 工場排水量(西遠処理区)	西遠処理区内の特筆(過去に指導や改善命令をうけた等)する工場排水の排出元がありましたらご教示ください。	過去3年間(平成24年度～平成26年度)において、改善命令等の行政処分した事業場はありません。注意等の行政指導した事業場は、弁当製造業3、鍍金工場3の計6事業場でした。
6	関連資料8 浜松市下水道事業管理計画(認可)	76		5	5-4 その他排水による汚濁負荷量	ご提示された水質データが古いため、直近の排水量及び排水水質データの実績をご開示ください。	立入対象事業場として、検査しているのは西部衛生工場と食肉卸売市場のBOD及びSSのみです。 平成26年度の結果は次のとおりです。 排水量 BOD SS 西部清掃工場 1,475 150 300 食肉卸売市場 354 19 <5 ※単位 排水量: m ³ /日、BOD・SS: mg/L
7	関連資料8 浜松市下水道事業管理計画(認可)	77		5	5-7 計画放流水質及び算定根拠 ①西遠浄化センター	算定根拠として使用されている放流水のデータは、「守秘義務対象開示資料 参考資料 資料4」に示されている放流水(塩素混和池)のデータであるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	関連資料8 浜松市下水道事業管理計画(認可)	77		5	5-7 計画放流水質及び算定根拠 ①西遠浄化センター	計画放流水質の算定根拠が放流水(塩素混和池)の実績であるとした場合、本運営事業における放流水とは、塩素混和池出口で採水されたものとの理解でよろしいでしょうか。	本運営事業における放流水の採水場所は、守秘義務対象の開示資料 参考資料24の「水質測定及び汚泥処理状況一覧」、「放流渠(11)及び塩素混和池水質結果の水質測定地点位置図」に示す、放流渠マンホールNo.3(M3)地点です。
9	関連資料8 浜松市下水道事業管理計画(認可)	92		5	5-8処理方式並びに処理施設における計画汚濁負荷量及びその決定理由 5-8-1計画汚濁負荷量の総括及び計画水質 表5-37計画汚濁負荷量及び計画流入水質(西遠処理区)	採用値として流入水のBODが210mg/Lにて計画されていますが、「守秘義務対象開示資料 参考資料 資料4」に示されている流入水のBOD平均実績が全て超過(最大1.3倍)しております。また、月値でも超過しているデータが相当数(37/60データ)見受けられます。計画値を超過している理由をご教示ください。	計画値には場内返流水は含まれませんが、守秘義務対象の開示資料 参考資料4の流入水のデータには場内返流水が含まれています。返流水を含まない流入水のデータはありません。

No.	資料	頁	章	節	項目名	内容	回答
10	関連資料8 浜松市下水道事業 管理計画(認可)	92		5	5-8処理方式並びに 処理施設における 計画汚濁負荷量及び その決定理由 5-8-1計画汚濁負荷 量の総括及び計画 水質 表5-37計画汚濁負 荷量及び計画流入 水質(西遠処理区)	「守秘義務対象開示資料 参考資料 資料4」に示されている流入水のBOD実績を拝見すると、計画値を超過しているデータが相当数(37/60データ)見受けられます。運営権者の責任範囲外となる計画値を超過する流入水質について、貴市の具体的な対応と本運営事業における考えをご教示ください。	計画値には場内返流水は含まれませんが、守秘義務対象の開示資料 参考資料4の流入水のデータには場内返流水が含まれています。要求水準書(案)7.2(1)では、場内返流水を含んだ実績値を流入基準として設定しており、それを満たさない場合等の対応や責任分担の考えは、要求水準書(案)7.4(1)のとおりです。
11	関連資料8 浜松市下水道事業 管理計画(認可)				01計画書	H33.3末までの工事の計画書となっていますが、この資料の位置づけについて教えてください(あくまで参考資料で、運営権者は別途、要求水準書にのっとり、事業計画を策定する、という理解でよいのでしょうか。その場合、本計画書に基づき進められていた工事の取扱はどうなるのでしょうか。)	本計画書は、下水道法第4条に基づく計画書です。運営権者は、要求水準書に基づき事業計画書を策定してください。
12	参考資料4 静岡県下水道公社 維持管理年報(平成 22年度～平成26年 度)			9 (1)	【公社資料】平成26 年度 維持管理年 報.pdf 9.水質試験(1)水質 測定結果	ここに開示されているデータで、コンポジットサンプルを対象としているものがあれば、対象サンプルとそのコンポジット方法をご教示ください。	流入水、二次処理水、放流水(塩素混和池)全てコンポジットサンプルです。コンポジット方法は30分間隔の等量採水です。
13	参考資料4 静岡県下水道公社 維持管理年報(平成 22年度～平成26年 度)	57		9 (4)	【公社資料】平成26 年度 維持管理年 報.pdf 9.水質試験(4)脱水 汚泥分析年間平均 値	脱水汚泥の発熱量のデータがありましたら、開示願います。	データはありません。
14	参考資料5 西遠維持管理費実 績				H22～26西遠維持 管理費実績	H26の維持管理費が他の年度に比して2億円程度多く、主に電気料・修繕費・処理場運転費の増加に起因するようですが、具体的にどのような事象が発生し費用が増加したのでしょうか。	電気料金は、主に燃料調整単価の上昇により増加しています。修繕費については、守秘義務対象の開示資料 参考資料5 西遠維持管理費実績の各年度ごとの「工事調」をご参照ください。処理場運転費は、主に人件費の上昇によるものです。
15	参考資料5 西遠維持管理費実 績				H22～26西遠維持 管理費実績	每期様々な要因により維持管理費は増減するものと考えられますが、公表されている5年間の維持管理費のうち最も平常時(特殊要因が少ない)に近い数値はいつになるでしょうか。	流入水の増加や設備増設等様々な要因により日々変動があるため、参考資料等を基に分析してください。参考として、水処理各系列の増設時期(累計水処理能力)を以下にお示しします。 平成17年4月 3-1系列稼働(125,000m3/日) 平成21年4月 3-2系列稼働(150,000m3/日) 平成24年4月 4-1系列稼働(175,000m3/日) 平成27年3月 4-2系列稼働(200,000m3/日)
16	参考資料8 電力、重油、薬品の 使用量及び費用に 関する資料				【公社資料】H22～ H26電気料(西遠 他)	現在開示いただいている西遠浄化センターに関してですが総使用電力量に追加で、契約種別、契約電力、基本料金、従量料金単価、その他特別な割引の有無、時間別データ(直近一年分)を開示いただけないでしょうか。	開示できる範囲で開示いたしますので、追加の守秘義務対象開示資料としてご要望ください。
17	参考資料8 電力、重油、薬品の 使用量及び費用に 関する資料				【公社資料】薬品費 経年推移 (H20～ 26年度).pdf	ここに開示されている以外の使用薬品(PAC、酸・アルカリ、消石灰、活性炭等)のデータがありましたら、開示願います。	参考資料8にお示ししている以外に、PAC、酸・アルカリは使用実績がありません。平成26年度の活性炭充填実績は、酸性ガス用2671kg、中性ガス用2839kgです。消石灰は乾灰重量に対して1%添加しているため、実績としては月に20kg×40袋程度納入しています。
18	参考資料8 電力、重油、薬品の 使用量及び費用に 関する資料				【公社資料】薬品費 経年推移 (H20～ 26年度).pdf	苛性ソーダは25%苛性ソーダと液体48%苛性ソーダの2種ありますが、それぞれの用途についてご教示ください。	20%苛性ソーダは焼却炉等pH調整用です。 48%苛性ソーダはメーカーから販売店への納品時の濃度で、西遠浄化センター納品時は希釈され20%で納入されています。

No.	資料	頁	章	節	項目名	内容	回答
19	参考資料15 図面				05水処理棟 建築図	3-1、3-2、4-1、4-2系水処理棟屋上を利用した事業の事業性確認の為、各系の躯体の竣工年度をご教示願います。 ・3-1系：〇〇年度竣工 ・3-2系：〇〇年度竣工 ・4-1系：〇〇年度竣工 ・4-2系：〇〇年度竣工	建築工事の竣工年度をお示しします。 ・3-1系：平成15年度竣工 ・3-2系：平成19年度竣工 ・4-1系：平成23年度竣工 ・4-2系：平成26年度竣工
20	参考資料15 図面				05水処理棟 建築図	3-1、3-2、4-1、4-2系水処理棟屋上を利用した事業の事業性確認の為、各系の躯体の耐震補強の必要性をご教示願います。 ・3-1系：必要・不要 ・3-2系：必要・不要 ・4-1系：必要・不要 ・4-2系：必要・不要	・3-1系：不要 ・3-2系：不要 ・4-1系：不要 ・4-2系：不要
21	参考資料15 図面				05水処理棟 建築図	3-1、3-2、4-1、4-2系水処理棟屋上を利用した事業の事業性確認の為、各系の構造計算書の有無をご教示願います。 ・3-1系：有・無 ・3-2系：有・無 ・4-1系：有・無 ・4-2系：有・無	・3-1系：有（平成11年度設計） ・3-2系：有（平成15年度設計） ・4-1系：有（平成18年度設計） ・4-2系：有（平成21年度設計）
22	参考資料15 図面				05水処理棟 建築図	3-1、3-2、4-1、4-2系水処理棟屋上を利用した事業の事業性確認の為、各系の屋上階の設計荷重(固定荷重)をご教示願います。 ・3-1系：初沈側(〇〇N/m2)、エアタン側(〇〇N/m2)、終沈側(〇〇N/m2) ・3-2系：初沈側(〇〇N/m2)、エアタン側(〇〇N/m2)、終沈側(〇〇N/m2) ・4-1系：初沈側(〇〇N/m2)、エアタン側(〇〇N/m2)、終沈側(〇〇N/m2) ・4-2系：初沈側(〇〇N/m2)、エアタン側(〇〇N/m2)、終沈側(〇〇N/m2)	最初沈殿池、エアレーションタンク、最終沈殿池とも屋上の荷重条件は同じです。 床版t=200mm 3-1系： 7.1kN/m2(36.5kN/m2) 3-2系： 7.1kN/m2(36.5kN/m2) 4-1系： 7.2kN/m2(37.2kN/m2) 4-2系： 7.2kN/m2(37.2kN/m2)
23	参考資料15 図面				05水処理棟 建築図	3-1、3-2、4-1、4-2系水処理棟屋上を利用した事業の事業性確認の為、各系の構造図の有無及びご提供・閲覧の可否とその方法をご教示願います。 ・3-1系：構造図(有・無)、提供(可・否)、閲覧(可・否)、提供閲覧方法() ・3-2系：構造図(有・無)、提供(可・否)、閲覧(可・否)、提供閲覧方法() ・4-1系：構造図(有・無)、提供(可・否)、閲覧(可・否)、提供閲覧方法() ・4-2系：構造図(有・無)、提供(可・否)、閲覧(可・否)、提供閲覧方法()	3-1系： 構造図(有)、提供(否)、閲覧(可) 3-2系： 構造図(有)、提供(否)、閲覧(可) 4-1系： 構造図(有)、提供(否)、閲覧(可) 4-2系： 構造図(有)、提供(否)、閲覧(可) 閲覧方法 開示できる範囲で開示いたしますので、追加の守秘義務対象開示資料としてご要望ください。
24	参考資料15 図面				05水処理棟 建築図	3-1、3-2、4-1、4-2系水処理棟屋上を利用した事業の事業性確認の為、各系の屋上の防水のストレッチルーフィング仕様及び積層枚数等の仕様詳細をご教示願います。 ・3-1系：ストレッチルーフィング仕様()、積層枚数(〇〇枚)、その他仕様() ・3-2系：ストレッチルーフィング仕様()、積層枚数(〇〇枚)、その他仕様() ・4-1系：ストレッチルーフィング仕様()、積層枚数(〇〇枚)、その他仕様() ・4-2系：ストレッチルーフィング仕様()、積層枚数(〇〇枚)、その他仕様()	・3-1系：改質アスファルトシート防水(AS-2) アスファルト防水(詳細不明) 絶縁材 絶縁用シート ・3-2系：アスファルト防水(A-2) アスファルト防水(詳細不明) 絶縁材 絶縁用シート ・4-1系：アスファルト防水(A-2) アスファルトトルルーフィング × 1層+ストレッチルーフィング × 2層 絶縁材 ポリエチレンフィルム厚0.15 ・4-2系：アスファルト防水(A-2) アスファルトトルルーフィング × 1層+ストレッチルーフィング × 2層 絶縁材 ポリエチレンフィルム厚0.15

No.	資料	頁	章	節	項目名	内容	回答
25	参考資料15 図面				05水処理棟 建築図	3-1、3-2、4-1、4-2系水処理棟屋上を利用した任意事業の事業性確認の為、各系の屋上のシンダーコンクリート厚及びコンクリート種別をご教示願います。 ・3-1系：シンダーコンクリート(○mm)、コンクリート種別() ・3-2系：シンダーコンクリート(○mm)、コンクリート種別() ・4-1系：シンダーコンクリート(○mm)、コンクリート種別() ・4-2系：シンダーコンクリート(○mm)、コンクリート種別()	・3-1系： 防水押さえコンクリート 普通コンクリート t=80mm ワイヤーメッシュΦ6×100×100 ・3-2系： 防水押さえコンクリート 普通コンクリート t=80mm ワイヤーメッシュΦ6×100×100 ・4-1系： 防水押さえコンクリート 普通コンクリート18-15-25 t=80mm ワイヤーメッシュΦ6×100×100 ・4-2系： 防水押さえコンクリート 普通コンクリート18-15-25 t=80mm ワイヤーメッシュΦ6×100×100
26	参考資料15 図面				05水処理棟 建築図	3-1、3-2、4-1、4-2系水処理棟屋上を利用した事業の事業性確認の為、各系の屋上階の設計荷重(積載荷重)をご教示願います。 ・3-1系：初沈側(○ON/m ²)、エアタン側(○ON/m ²)、終沈側(○ON/m ²) ・3-2系：初沈側(○ON/m ²)、エアタン側(○ON/m ²)、終沈側(○ON/m ²) ・4-1系：初沈側(○ON/m ²)、エアタン側(○ON/m ²)、終沈側(○ON/m ²) ・4-2系：初沈側(○ON/m ²)、エアタン側(○ON/m ²)、終沈側(○ON/m ²)	最初沈殿池、エアレーションタンク、最終沈殿池とも屋上の荷重条件は同じです。 3-1系： 29.4kN/m ² 3-2系： 29.4kN/m ² 4-1系： 30kN/m ² 4-2系： 30kN/m ²
27	参考資料15 図面				05水処理棟 建築図	3-1、3-2、4-1、4-2系水処理棟屋上を利用した事業の事業性確認の為、各系の屋上のシンダーコンクリート下断熱材の有無及び断熱材仕様、厚をご教示願います。 ・3-1系：シンダーコンクリート下断熱材(有・無)、断熱材仕様()、厚(○mm) ・3-2系：シンダーコンクリート下断熱材(有・無)、断熱材仕様()、厚(○mm) ・4-1系：シンダーコンクリート下断熱材(有・無)、断熱材仕様()、厚(○mm) ・4-2系：シンダーコンクリート下断熱材(有・無)、断熱材仕様()、厚(○mm)	断熱材は使用していません。
28	参考資料15 図面				05水処理棟 建築図	3-1、3-2、4-1、4-2系水処理棟屋上を利用した事業の事業性確認の為、各系の屋上の防水保証書の有無及びご提供の可否をご教示願います。 ・3-1系：防水保証書(有・無)、提供(可・否)、閲覧(可・否)、提供閲覧方法() ・3-2系：防水保証書(有・無)、提供(可・否)、閲覧(可・否)、提供閲覧方法() ・4-1系：防水保証書(有・無)、提供(可・否)、閲覧(可・否)、提供閲覧方法() ・4-2系：防水保証書(有・無)、提供(可・否)、閲覧(可・否)、提供閲覧方法()	屋上防水保証書はありません。
29	参考資料24 水質測定及び汚泥 処理状況一覧	6- 10	4		汚泥処理状況	重力式濃縮槽引抜汚泥、遠心濃縮機余剰汚泥および脱水ケーキの強熱減量物(VTS)または強熱減量(VSS)のデータがあれば、開示願います。	脱水ケーキのデータはあります。開示を希望される場合は、追加の守秘義務対象開示資料としてご要望ください。
30	参考資料24 水質測定及び汚泥 処理状況一覧				放流渠(M11)及び 塩素混和池水質結果	募集要項等に示されている放流水は、水質測定地点位置図のM3付近、吐口はM11付近であるという認識でよろしいでしょうか。	本運営事業における放流水の採水場所は、参考資料24「水質測定及び汚泥処理状況一覧」、「放流渠(11)及び塩素混和池水質結果の水質測定地点位置図」に示す、放流渠マンホールNo.3(M3)地点です。
31	参考資料26 事業期間中の使用 料等及び利用料金 の見込額、推移予 測				運営権者利用料見 込額	この見込額は、平成28年2月29日公表の「浜西市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 特定事業の選定」に示された定量的評価の運営権者が実施する場合の算定結果と近似的な値であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
32	参考資料26 事業期間中の使用 料等及び利用料金 の見込額、推移予 測					事業期間中の使用 料金の見込額 推移予測 運営権者利用料金 見込み額	H30年 1, 813, 125千円は、VFMを考慮(7.6%控除)後の価格と判断して間違いありませんか？	特定事業の選定で示した定量的評価後の数値で間違いありません。ただし、VFM7.6%は 予定事業費の総額として比較算定した際の数値です。利用料金相当額の縮減率と同一で はないことをご承知おください。
33	参考資料26 事業期間中の使用 料等及び利用料金 の見込額、推移予 測					事業期間中の使用 料金の見込額	人口推計における年度人口減少数(H30～H37の減少数:2,844人、H38～H42の減少数: 4,108人、H43～H47の減少数:4,794人、H48～H49の減少数:5,731人)の設定根拠をご教 示願います。	浜松市では平成25年3月に推計人口を公表しています。公表数値は平成22、27、32、37、 42、47、52、57年度となっています。そのため、公表数値の存在しない年度はその間の平 均値を使用しています。公表数値が5年ごとである理由としては、国勢調査等多くの調査 が5年ごとに実施されているため、それに準じています。 【設定根拠】 平成27～37年度の減少数:(796,490－768,049)/10=2,844人 平成38～42年度の減少数:(768,049－747,511)/5=4,108人 平成43～47年度の減少数:(747,511－723,542)/5=4,794人 平成48～52年度の減少数:(723,542－694,887)/5=5,731人 ※小数点以下の端数は四捨五入 ※平成30～37年度については、中期財政計画において使用している数値を採用
34	参考資料27 中期改築シミュレ ーション結果					西遠改築シミュレ ーション結果 注意事 項 このシミュレ ーションは・・・焼却炉は、含 まれておりません。 焼却炉は、平成35 年度より50t炉1台、 130t炉1台を更新す る想定をしていま す。	当初計画では、焼却炉(50t炉・130t炉)は、それぞれ何年度に更新を予定されていたので すか？	50t炉は、平成35年度から平成37年度に、130t炉は、平成37年度から平成39年度に計上 しています。
35	参考資料27 中期改築シミュレ ーション結果					西遠改築シミュレ ーション結果 注意事 項 このシミュレ ーションは・・・焼却炉は、含 まれておりません。 焼却炉は、平成35 年度より50t炉1台、 130t炉1台を更新す る想定をしていま す。	既設の50t炉×2基と130t炉×1基では、全体能力が一致しておりません。 普通に考えれば、50t炉×1基を改築する場合、65t炉×1基に変更すべきか、50t炉×2基 を合わせて130t炉×1基に改築すべきかを検討することになります。 しかしながら、今回の発注について新設・増設(能力をアップ)する範囲は、運営権者では なく、市の範囲になります。焼却炉に関する当初計画と当初の考え方を開示願います。	全体計画における計画汚水量400,000m ³ /日に対し、50t炉x2基、130t炉x2基となるよう整 備する計画に基づき、水処理設備の増築に合わせ焼却炉の整備を進め50t炉x2基、130t 炉x1基の状態で今に至っています。今後の改築の考え方は、現状の水量と今後の水量予 測を鑑み、要求水準書に従い必要な能力を設定していただき、提案していただきます。 シミュレーションでは、既設と同能力で更新する考えの基、対象機種を選定しています。市 が必要な能力を算出し、50t炉x1基、130t炉x1基を更新する結果となりました。
36	参考資料27 中期改築シミュレ ーション結果					西遠改築シミュレ ーション結果	当初計画では、長寿命化であった設備を修繕費の増大等を勘案し、前倒しで更新するこ とのメリットが出る場合、標準耐用年数到来時に更新する計画に変更することは宜しいで すか？	標準耐用年数を経過している機器の更新は可能です。 中期改築シミュレーション結果に示す、改築対象機器及び改築時期については参考であ り、応募者の提案を拘束するものではありません。
37	参考資料27 中期改築シミュレ ーション結果					西遠改築シミュレ ーション結果	更新時に、①機器の仕様変更や②機種変更や③複数台数を纏めて1台にすることや④ ルートを変更する等の運営権者の設計の自由度は、今回どこまで与えられていますか？	契約図書の記載事項を満足する上で、自由に設計できます。
38	参考資料28 利用料金収受代行 業務の委託費算定 方法					浜松市下水道利用 料金収受代行業務 委託料算定方法に ついて	負担金の算定方法の考え方の確認ですが、記載の26年度参考数値を引用して計算した 場合、 (負担金)196, 122, 613円×(西遠割合)0.69×(運営権者割合)27% ≒ 36, 537, 642円 となりますが、正しいですか？	お見込みのとおりです。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
39	参考資料28 利用料金収受代行業務の委託費算定方法					※1 負担金の算定方法	浜松市下水道事業徴収業務負担金の算定方法のベースとなる「①予算課予算額」は、どのような経済指標と連動しているのでしょうか？【募集要項】P12 (10)利用料金の設定及び収受 イ利用料金設定割合の改定では、直近3か年の累計での事象が求められています。「①予算課予算額」が、3年累計の経済指標より細かく改定される場合、利用料金収入割合が変化しないにも関わらず、負担金予算が増額され、運営権者の支払う「下水道利用料金収受代行業務委託料」が増額になるケースが発生します。	「①予算課予算額」は、経済指標と必ずしも連動するものではありません。使用料の賦課・徴収に要する事務費に基づき算定されます。したがって、市の施策により新たな事業が追加されれば、増額になる場合があります。
40	参考資料29 過去の滞納件数・収納率、納付方法別件数推移					3. 収納率、決算後の推移	平成26年度の実績の収納率から貸倒損失の金額を算定した場合の考え方の確認ですが、 決算時：(調定額)10,750,710,034円×(1-0.9495)×(西遠割合)0.673×(運営権者割合)0.27 ÷ 98,652,331 決算2ヵ月後：(調定額)10,750,710,034円×(1-0.9967)×(西遠割合)0.673×(運営権者割合)0.27 ÷ 6,446,588 となりますが、正しいですか？	お見込みのとおりです。
41	参考資料29 過去の滞納件数・収納率、納付方法別件数推移						毎月平均的にどのくらい未収納金額が発生しているか確認したいのですが、月別のデータも追加でいただけないでしょうか。	納期限後に発する督促状は、平成26年度実績で月平均7,623件4,982万円です。月別のデータを必要とする場合は、追加の守秘義務対象開示資料として別途ご請求ください。
42	参考資料36 静岡県下水道公社維持管理月報(平成23年度～平成27年度)	1				水質運転管理月報1	沈砂池ポンプの吐出圧力と性能曲線のデータがあれば、開示願います。	開示できる範囲で開示いたしますので、追加の守秘義務対象開示資料としてご要望ください。

頁、章、節、細節及び項目名については、事務局にて一部加筆、修正をしています。